

第一百回 参議院大蔵委員会會議録第二十四号

昭和五十九年七月二十四日(火曜日) 午前十時四分開会

委員の異動

七月十八日

藤原 房雄君

補欠選任

鈴木 一弘君

七月二十三日

倉田 寛之君

補欠選任

吉村 眞事君

七月二十四日

吉村 眞事君

補欠選任

倉田 寛之君

出席者は左のとおり。

委員長

伊江 朝雄君

理事

岩崎 純三君

大坪健一郎君

藤井 孝男君

竹田 四郎君

塩出 啓典君

委員

梶木 又三君

河本嘉久蔵君

倉田 寛之君

中村 太郎君

福岡日出磨君

藤井 裕久君

藤野 賢二君

宮島 澁君

矢野俊比古君

吉川 博君

吉村 眞事君

国務大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房日

本専売公社監理

官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省関税局長

事務局側

常任委員会専門

員

厚生省保健医療

局健康増進室養

課長

自治省税務局局

長

日本専売公社総

務理事

日本専売公社総

務理事

日本専売公社総

務理事

日本専売公社理

赤桐 操君

鈴木 和美君

丸谷 金保君

鈴木 一弘君

多田 省吾君

近藤 忠孝君

栗林 卓司君

青木 茂君

野末 陳平君

竹下 登君

井上 裕君

小野 博義君

角谷 正彦君

平澤 貞昭君

矢澤富太郎君

河内 裕君

郡司 篤見君

前川 尚美君

長岡 實君

岡島 和男君

西村 忠弘君

森 宗作君

生平 幸立君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○たばこ事業法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

○塩専売法案(内閣提出、衆議院送付)

○たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○たばこ消費税法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊江朝雄君) たいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十八日、藤原房雄君が委員を辞任され、その補欠として鈴木一弘君が選任されました。

また、昨日、倉田寛之君が委員を辞任され、その補欠として吉村眞事君が選任されました。

○委員長(伊江朝雄君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊江朝雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊江朝雄君) 次に、たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案、以上五法案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) たいま議題となりまして、たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず初めに、たばこ事業法案につきまして御説明申し上げます。

たばこ専売制度は、明治三十七年に制度が設けられて以来、財政収入の確保に寄与してまいりましたが、時代の変遷、環境の変化等を背景として、その見直しの必要性がとみに高まってきたところであります。

このような状況を踏まえ、一昨年七月に臨時行政調査会により提出された「行政改革に関する第三次答申」の趣旨に沿って、たばこ事業関係者等とも意見の調整を図りながら、政府部内において検討を進めてきたところであります。その結果、今般、開放経済体制に即応し、かつ、たばこ事業の効率的運営等を図るため、たばこ専売制度を廃

止するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、新たにたばこ事業法を制定することとし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れにつきまして、日本たばこ産業株式会社及び、あらかじめ、たばこ耕作者と耕作面積等を定めた葉たばこの買入れに關する契約を締結することとし、当該契約面積から生産された葉たばこについては、日本たばこ産業株式会社が全量買入れることとしております。

また、日本たばこ産業株式会社は、当該契約を締結しようとするときは、あらかじめ、耕作面積及び価格について、日本たばこ産業株式会社に置かれる葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重しなければならぬこととする等所要の措置を講ずることとしております。

第二に、製造たばこの製造につきましては、国内産葉たばこ問題への配慮から、日本たばこ産業株式会社に独占させることとしておりますが、製造独占の弊害を防止するため、その製造する製造たばこについては、品目別の蔵出し価格の最高額について、大蔵大臣の認可を受けなければならぬこととしております。

第三に、たばこの輸入自由化を図ることとしております。したがって、だれでも自由にたばこを輸入することができることとなり、輸入した製造たばこを業として販売する者につきましては、流通秩序の維持等の観点から、登録制を採用することとしております。

また、同様の観点から、卸売販売業を営む者につきましても、登録制を採用することとしております。

第四に、小売販売関係につきましては、小売人の置かれた状況を考慮し、当分の間、小売販売業を営む者は許可を受けなければならないこととしております。

また、小売販売価格につきましては、これまで小売定価制が果たしてきた役割等を考慮し、引き続き、当分の間、定価制を維持することとしております。

その他、喫煙と健康の關係に關する注意文書の表示の義務づけ、製造たばこの広告に關し必要な指導等を行うための所要の規定を整備しているところであります。

なお、この法律は、昭和六十年四月一日から施行することとしております。

次に、日本たばこ産業株式会社法案につきまして御説明申し上げます。

たばこ専売制度の廃止及びたばこの輸入自由化に伴い、我が国たばこ事業は、輸入たばこの対等な競争關係のもとで営まれることとなります。

このような状況下において、我が国たばこ産業の健全な発展等を図るためには、日本専売公社の経営形態を政府関係特殊法人の中で最も経営の自主性の認められる特殊会社に改組することが必要であります。このため、日本専売公社法を廃止し、新たに日本たばこ産業株式会社法を制定するため、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法第一条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に關する事業を經營することを目的とする株式会社とすることとしております。

第二に、日本たばこ産業株式会社の株式については、たばこ産業の置かれた状況等にかんがみ、本則で発行済株式の総数の二分の一以上、附則で、当分の間、三分の二以上の保有義務を政府に課すこととしており、さらに政府がその保有する株式を処分するに際しては、国会の議決を経なければならないこととしております。

第三に、日本たばこ産業株式会社は、製造たば

この製造、販売及び輸入の事業のほか、これらに附帯する事業及び日本たばこ産業株式会社の目的を達成するために必要な事業を営むことができることとしております。

また、日本たばこ産業株式会社は、当分の間、塩専売法の定めるところにより、塩専売事業を行うこととしております。

第四に、取締役及び監査役の選任及び解任の決議、事業計画等に対する公的規制に關する規定を設けておりますが、いずれも公益性を担保するための必要最小限のものにとどめており、可能な限り企業の自主性にゆだねることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

次に、塩専売法案につきまして御説明申し上げます。

塩専売事業は、現在、日本専売公社が実施しておりますが、今回本法律案とともに御提案申し上げております日本たばこ産業株式会社法案により公社が日本たばこ産業株式会社に改組されることに伴い、塩専売事業を当該会社に実施させることとし、このために必要な措置を講ずるとともに、経済社会情勢の変化に対応して、塩専売制度の整備改善を図るための措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うため、塩専売法の全部を改正することとし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、塩専売事業が公益専売である旨を明らかにした目的規定を新たに設けることとしております。

第二に、塩業の整備及び近代化の促進に關する臨時措置法において規定されている諸措置のうち、今後なお必要と認められる買入れ数量の割り当て制度及び販売の特例制度を本法律案に取り入れた上、当該臨時措置法を廃止することとしております。

第三に、國に専屬する専売権能を日本たばこ産

業株式会社に行わせることとし、このため、塩専売事業責任者の指名、塩専売事業運営委員会の設置、たばこ事業との区分整理等、塩専売事業を実施する上での公共性を担保するための所要の措置を講ずることとしております。

その他、今後国内塩産業の自立化の目的が得られた段階で、本法律案について検討を加えることとする規定を設けるほか、所要の措置を講ずることとしております。

次に、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

このたび、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の制定並びに塩専売法の全部改正を行うこととしておりますが、これに伴い、製塩施設法等を廃止するほか、国家公務員等共済組合法等につきましても、所要の規定の整備等を行うこととし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、たばこ事業法の施行及びたばこ専売法の廃止に伴い、たばこ耕作組合法等十三法律につきましても、所要の規定の整備等を行うこととしております。

第二に、日本たばこ産業株式会社法の施行及び日本専売公社法の廃止に伴い、国家公務員等共済組合法等三十九法律につきましても、所要の規定の整備等を行うこととしております。

第三に、塩専売法の全部改正に伴い、製塩施設法及び塩業組合法を廃止するほか、八法律につきましても、所要の規定の整備等を行うこととしております。

最後に、たばこ消費税法案につきまして御説明申し上げます。

たばこ専売制度を廃止することとなったことに伴い、現行の専売納付金制度にかえて新たにたばこ消費税制度を設けることとし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申

上げます。

第一に、たばこ消費税は、製造たばこを課税物件とし、国産製造たばこについては製造たばこの製造者、輸入製造たばこについては保税地域から引き取る者をそれぞれ納税義務者とするとしておられます。

第二に、たばこ消費税の税額は、価格に応じて負担を求める従価割額と数量に応じて負担を求める従量割額の合算額とし、課税標準は、従価割額にあっては小売定価とし、従量割額にあっては本数または重量とすることをしております。

第三に、税率は、現行の専売納付金率及び別途提案している地方たばこ消費税の税率を参酌しつつ製造たばこの種類ごとに定めることとし、従価割の税率と従量割の税率の組み合わせ比率はすべての種類の製造たばこについて八対二程度とすることをしております。具体的には、例えば、紙巻たばこについては、従価割の税率を三〇％、従量割の税率を千本につき五百八十二円とすることをしております。

第四に、申告及び納付につきましては、製造たばこ製造者については移出した月の翌月末日までに申告納付することとし、保税地域から引き取る者については引き取りの際に申告納付することとしております。

以上のほか、納期限の延長、納税地等所要の規定を設けることとしております。

なお、この法律は、昭和六十年四月一日から施行することとしております。

以上が、たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(伊江朝雄君) 以上で五法案の趣旨説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木和美君 私、皆さん御案内のとおり、昭和二十一年から昭和五十五年まで専売公社に御厄介になった一人でございます。二十一年のときには専売局でした。二十四年から専売公社になったわけですが、今大臣から趣旨説明があった中でも、今まではどちらかというと、たばこを売らなから税金をいただくというふうな会社に勤めてきたようなつもりだったんですが、今度はたばこを売って税金を納める会社なんだということを考えて、万感の思いで質問を申し上げます。

そういう意味で、まず大臣にお伺いしたいんですが、今日まで専売局または日本専売公社は地域経済とか日本経済とかいろんな産業の発展などに寄与してまいったと思っております。大臣の今日までの経過に対する評価をまず最初にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 公社制度、たばこ専売事業、そして塩専売事業、これはそれぞれいわゆる財政専売として、国全体の立場から申しますならば、財政収入の確保に、そして公益専売としては塩の需給及び価格の安定に、それぞれ所要の役割を果たしてこられたものであるという評価をいたしておるところであります。しかしながら、開放経済体制を志向いたします我が国としては、たばこ事業をいつまでも閉鎖的な状況下に置くことは適当でなく、製造たばこの輸入自由化に踏み切りますとともに、これと並行して専売公社の経営形態をより自由な競争に耐え得るものに改めることが必要であるというふうな判断をいたしております。

要するに専売公社の経営に大きな欠陥が生じているわけではございませんし、たばこ事業の今後のあるべき姿を一方展望しますときに、経営形態の変更というのは、これは避けて通れないものだといふふうな判断をいたしておるわけでありませう。

そして一方、国及び地方にというお言葉がございましたが、地方にあってはそれぞれ工場は工場とし、地方の有力な雇用の場であり、そして地方

に対してそれは貢献し、また農業の一環としての位置づけの中に地域農業を支えてきた役割。そしていま一つは、全国二十六万の小売店というものは、非常に密な方も多岐にわたってございますけれども、福祉的立場の役割も果たすと同時に、いままは消費税の、言ってみれば取次業務を行っていたんだのではないかと、そういうふうな評価をいたしておるところであります。

○鈴木和美君 専売公社にお尋ね申し上げますが、今大臣から評価の点が述べられました。細部にまたお尋ねする意味で専売公社にこの際聞きたいんですが、外国メーカー、たばこ産業で専売公社の労働生産性ということについてどのような経過をたどって、今日どういうふうな状態になっているのかをお尋ねしたいわけなんです。特に私などが比較するときに私なりの言葉でいっても使っているが、一億本たばこをつくるのに人が何人かかるんだらうとか、それから一千万本たばこをつくるのにどのぐらい労働時間がかかったんだらうとか、一時間当たりたばこはどのぐらいできたんだらうかというふうな意味で、よく工場の生産性を述べるんですが、そういう意味で、ぜひだれにでもわかるような意味のデータで、どんな現状になっているのか専売公社にお尋ねしたいと思っております。

○説明員(長岡實君) 外国たばこメーカーの労働生産性につきましては、事柄が本来企業秘密でございます。関係上、正確な数値を把握することは困難でございますけれども、公開されております統計資料等によりまして日米の労働生産性を比較いたしますと、昭和四十年ごろには、米国のたばこ製造業の一億本当たりの人員に比ばまして、我が専売公社が倍ぐらいかかっていたという実態のようでございますが、その後、専売公社とい

たしまして、労働生産性を高めるために毎年毎年努力を積み重ねてまいりまして、昭和四十八、九年ごろにはアメリカのたばこ製造業の総平均と

ほぼ肩を並べるといふところまで参りまして、ごく最近時点では一億本当たりの人員については、米国の総平均に比ばますれば公社の方が上であるといふふうな認識をいたしております。

ただ、ただいま申し上げましたのは総平均での比較でございます。米国のたばこ製造業者の中でも大手二社、すなわちフィリップ・モリスとインルズ、これが自由化後の私どもの最大の競争相手になるかと存じますけれども、この二社の労働生産性に限って見ますと、最近の機械設備投資の動向等から見て、公社の工場の平均をやや上回っているのではないかと推測いたしております。

なお、他の産業との労働生産性の比較でございますが、たばこ産業を全産業の中でどのような位置づけを行うかという問題もござりますけれども、仮に比較的類似していると思われまます食品製造業と比較いたしますと、日本生産性本部の統計によりますれば、昭和四十五年を一〇〇とした場合に、食品製造業の労働生産性は昭和五十七年度に一三〇、これに對しまして私どもの方は一八七と相当程度生産性を高めていると認識いたしております。

○鈴木和美君 大臣にもう一度お尋ねしたいんですが、今長岡総裁から現状が報告されたわけですが、ここに私、専売の労使がつくった「労働協約集」というのを持っているんですが、専売の労使は、サービス産業というよりは製造産業なものですから、大変難しい先行きの見通しなどあったとしても、将来に備えてその日その日、逐年逐年労使の努力がずっと積み重ねられてきたと思っております。したがって、諸外国のたばこメーカーや国内産業の製造業との比較においても遜色のないような状況に私はあるんじゃないかなと思っております。もちろん後ほど葉たばこの問題、原料問題も述べますが、相対的に言って、俗称官業非能率論ということが叫ばれておいて、そのために経営形態を変えなきゃならぬというふうな問題提起と実態は大変違う状況にあるように思っております。

そういう状況から見ても、今日までの日本たばこ産業の発展に努めてきたその実態と労使の姿勢に対して大蔵大臣はどのような見解をお持ちなのか、この機会に聞かしていただきたいと存じます。

○国務大臣(竹下登君) ただいまの労使の問題——私は今度の法律改正、確かに臨調からの指摘があったというの大きな要因であると思っております。しかし、この根底にあるのはいわゆる官業非能率論というのではないかと私は考えております。で、結論的に申しますと、いつまでも閉鎖的であってはならないという開放経済を志向する我が国として、それにより有力に対応できるためのより潤滑な競争原理の中に自主性を持って行われる経営形態に変えるということであって、もともと官業であるから非能率であったという指摘をすべき性格ではないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、仮にビッグスリーと言いますと、世界的に見れば私はビッグフォーだと思っております。そこまで厳しい環境の中に労使双方が努力してこられたということは高く評価すべきでありまして、私自身先般サミットに参りまして、後から反省をいたしました。フランス、イギリスそれぞれストライキの最中でございまして、その苦悩を訴えられたときに、我が国の労使関係というものは冠たるものだというような表現を申し上げると同時に、たまたま私の所管でございますので、いささかひいき筋もあつたのか、特に私どもの所管の専売公社等は世界に冠たるものだと、こう申しまして、後からそういう世界に冠たるなんという自分で自分を褒めることはいけないかなと思つていささかの反省をいたしました。その表現が出たことは決して私のその場の思いつきではなく、底意にそういうものがあったからであるというふうにもみずからまた後から慰めた次第であります。

○鈴木和美君 大臣もいみじくも今おっしゃっていただいたんですが、今回の専売公社の改革法案の一番大きい背景となっている理由は何かということが自由化のように述べられておるわけですが、裏を返せばこういうふうな理解してよろしゅうございませうか。例えば自由化という問題は、ことしやるか来年やるか再来年やるか、短期的なことを除いたとすれば、専売公社つまりたばこ産業というのは民営でなくとも国民の期待にこたえていけるだけの体質とそれからその努力が行われてきたと、そういうふうに見ていいというふうに理解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(竹下登君) 概念的には私はこの自由化というものをネグって考えました場合、労使双方は官業非能率論などという範疇で議論すべきものでなく、まことに正常な形で今日まで生々発展してきたものではなからうか。自由化ということになると、いま一層より当事者能力のある会社組織の方が競争力等を保持するために必要であるという措置としてこのたびお願いしているわけでありまして、自由化ということを含んで、今までの日本専売公社というもののそういう労使関係というものは、少なくとも官業非能率論の範疇で議論されるものではないという認識をいたしておきます。

○鈴木和美君 後ほど財務諸表の問題でも多少お尋ねしようと思つていたんですが、主計局の平澤次長、お米の方との関係も何かあるそうでございますので、早目にそのことだけ抜き出してお尋ねしておきます。

今お話しのように、これから自由化の問題を私、議論させていただきますが、専売制度、公社制度から自由化という自由競争の波の中に突入するわけでございますが、それだけに経営の健全な体質強化というものをしておかなければ、日本のたばこ産業が大変苦況に入るといふことが目に見えてわかるわけですね。そういうときに、今までは納付金率法定化の制度はとっておいても、納付金制度の範疇でございまして、それほど問題ではなかったと思つておりましたが、その中でも五十八年、五十九年に特例措置として特例の国庫納付金が一千億引上げられたわけでございます。これなどは、今後いわゆる特殊会社方式で経営

を健全に運営していこうというときに、また特例というふうなことで納付金というか、また今度は引上げられるというか、そういうものが出てまいりますと、健全経営に大変悪影響をもたらすんじゃないかと心配しておるんです。今回の措置はもうこれで終わりだというふうにお願いを申し上げたいし、もちろん法律が二年ということになつておるんですから、それ以上は考えないとは思つておるんですが、いかが展望されているのかお尋ねをしておきたいと思つておるんです。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員のお話しの特例納付金は、おっしゃるとおり、制度といたしましては五十八、五十九年度で切れるわけでございます。したがって、今後こういう問題についてどう考えるかということでございます。けれども、このような納付金をお願いいたしましたのは、財政の事情が非常に厳しいというふうなことから、いわゆる臨時かつ異例の措置としてとられたわけでございます。したがって、今後軽々に講ずべきでないということにつきましては、政府としても十分に承知しているところでございまして、

○鈴木和美君 なぜ平澤次長に指名で私おいでいただきたいということをお願いしたかというのと、大先輩の長岡総裁もおいでですが、いずれ大蔵省の幹部の皆さんは時が来ればおやめになるか転職なさるわけですか。この国会の審議というのは、私も国会に来て初めてわかるんですが、誠意を持って対処するとか前向きでどうかというように、非常にわかつたようなわからないような言葉で結局はお茶を濁されるというふうなことが往々あつて、大変苦勞する問題があるわけでございます。したがって、竹下大臣のものでございまして、平澤さんにも偉くなれるんじゃないか。そういう意味では、この委員会の中で、この特例の措置というふうな問題がいかにか我々としては慎重に、またそういう問題があつてはならぬということの認識を強めてもらうためにお願いしたいわけですね。

そこで大臣にお尋ねしたいんですが、後ほど財務の点からも多少議論させていただきますが、私は結論から言うと、私が見る財務諸表から見ると、これからのたばこ企業は大変だと思つておる。そういうことから考えたときに、この特例措置というふうな問題が再び出てくるということは大変なことだと思つておる。五十八年、五十九年でもう臨時の国庫納付金みたいなものはないよというのをぜひ確約していただきたいと思つておるんですが、大臣いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 私は去年の三月の二十四日に鈴木先生にお答えした答弁を振り返つてみますと、非常に私はい、自分で自分の答弁を褒めちゃいけませんけれども、いいことを言つたなと思つております。それを讀み上げてみますと、「私ではないとしても、異例の措置であるというふうな理解はいたしております。だから、異例の措置というものは、異例でないようなことになつてはならない」というふうに理解をしております。」というお答えをいたしておりますが、その答えに尽きるんではなからうかというふうにお尋ねをいたします。

○鈴木和美君 後ほどまた同僚議員の方からもたくさん出ますので、その言葉は含蓄のある言葉かもしれないけれども、この法案の締めくくりなどのときにもう一度大臣から明確な答弁をいただくことを前提にしまして、この議論はこの程度で終わりたいと思つておる。

さてそこで、大臣から先ほどお答えをいただきました。官業非能率論というふうな立場から専売公社の改革が出たわけではないんだ、開放体制に向かうというふうな立場の方がニュアンスとして強いというお答えがございました。さて、たばこというのは、たばこ産業の中で一番心配をしていられるのは葉たばこの問題でございまして。そういう葉たばこの原材料というものが一番大きいファクターを占めておるわけでございますので、日本の農業構造の立場から、たばこに限らず、農産物というものはいつも自由化目をめぐりながら、

いつ開放するのか、全面開放するのか、また輸入枠拡大でいくのか、そういう問題というのがいつも議論されているわけでありませう。先般のオレンジ、牛肉においてもしかりだと思ふのです。ところが、たばこがいつの間にか、自由化がことしでなければならぬような風潮が出てまいって、一挙に臨調との絡みにおいて今回、法案が自由化の開放ということで提案されたような気がしてならないのです。私の持論でございませうが、仮にたばこは国際商品である、ブレンド製品であるということから見れば、単なる農作物とは違ふという意味においては私はある程度やむを得ないと思ふんです。だから、いつかそういう自由化の体制にはまるんではないかということは予期しつつも、その選ぶ時期ですね、時期というものはもう少し慎重でなければならぬように私は思つていたんです。

例えば、一つは農作物の日本専売公社の現状の在庫の状況を見ますと、一年分過剰在庫を抱えられている。つまり十三万トン抱えられているというふうなことが述べられ、また職員構成においても、昭和二十一年から二十七年ぐらゐまでに入社された方が間もなく退職に入るような時期であるわけでございます。そしてもう一つは、後ほどこれまた議論させていただきますが、健康と喫煙問題が常に揺れ動いているような環境に今あるわけでございます。したがって、この三つの問題というものがあつたらうと、解決される方向を見出したとか、そういうふうなある合意が成立するよふな時期にこの自由化に踏み切るといふのであればわかるわけなんです、今回の場合はそういうものを全く無視しちやうて自由化に踏み切ることに対して私は納得できないんです。その納得できないというものを今度政治的な背景から見てみると、何かたばこというものはいつも取引、政治的な外交の道具に使われているという歴史を見て明らかになつております。特にレーガン政権との関係において急遽早まったというふうに見ざるを得ないでございませうが、

なぜこの時期に六十年四月から実施しなければならぬというように踏み切つたのか。その背景と理由などについてお聞かせいただきたいと思ふんです。

○國務大臣(竹下登君) 私、今鈴木委員のおっしゃいます葉たばこの過剰在庫があるという問題、あるいは職員の方の年齢構成の問題、また健康と喫煙という問題等からいたしまして、なかなか葉たばこ耕作、国内産業問題等から見れば、十分な準備体制ができた後自由化してしかるべきではないか、こういう御議論は関係方面との話し合いの中で随分行つてきた問題でございませう。

確かに、国際社会の中にある今日の日本の困り方といたしまして、いづれにせよ開放経済を志向しておるときに、私はある意味において時間の問題であつたというふうに考えます。それを私が昭和五十四年、大蔵大臣をさせていただいた当時から見てまいりますと、国際商品としての位置づけの中に、ある意味においては非常に象徴的な商品としてたばこというものが、これは特にアメリカでございませうけれども、位置づけられてきたということをお否定するわけにはまいらぬと思つております。しかしながら、私もどなたもいたしまして、たばこ産業全体に与える影響、なにかん

ずく財政専売でありますだけに、種々それに対する時間をある意味においては稼いできたと言へるではないか。それが九〇が三五、二〇という非常に急ピッチではありましたが、そういう関税というものをよつて対応して、いま一方は国内の店舗の数をふやすことによつて対応してきて、それぞれ対応の仕方から見れば、おおよそ総合的に考えた場合、来年四月一日というのはいわば限界にまで達してきたではなからうかということから踏み切つたということになるわけでありませう。

当初、素人考えでお考えになる外圍の政治家もございませう。すなわち資本の自由化でございませうとか、いろんなことをお考えになつた向きも、現在もないとは申しませんが、今の場合、私もが

お願いしております輸入自由化という点について相手側等も評価しておるとおおよそ適切なタッピングではなかつたかと、こういう感じがいたしております。しかし、なほ厳しい問題が存在しておるといふ事実の認識は私も十分持つておるつもりでございませう。

○鈴木和美君 大臣、こういうふうに分折するのはひがみでございませうか。つまり、オレンジ、牛肉の問題のとき、自動車などが大変問題にされているときでも、いわゆるガバメント・サイドにおいてたばこの自由化というのは側面で大変プッシュが強くつたわけですね。それでもなかなか踏み切れないというふうな状況がございませう。一つ一つ挙げれば切りがないんですが、そういう状況の中でいつの間にかたばこはそれほど大騒ぎのないまま六十年の四月に踏み切つたというふうなことがあつたものですか、ほかのところの方もスムーズに進んだとか、そういうたばこの関係において、取引と言つてはおかしいかもしれませうけれども、そういうふうな産物として位置づけられていたんじゃないのかということとは間違いない事実だと私は見ているんですが、それは間違いないでございませうか。

○國務大臣(竹下登君) これはなかなか難しい見方でございます。総合的に考えになつた場合に、貿易自由化、そして対米関係の中で、最初は、金目にしたら余り問題にもなりません、金目、金目というふうなものが非常にシンボリックな問題として出ておりました。おおよそ誤解に基づくものもこれあり、だんだんこれが下火になつたと申しませうか、そういうことであつたと思つて、それから人によつてそれぞれ違ひませうが、その後の場合は、農産品がそれぞれの形における、牛肉、オレンジにいたしまして、やっぱシンボリックな存在であつたと思つてわけでありませう。

たが、これをいわば自由化したことによつて他の問題への波及をどうとめられたという性格として必ずしも位置づけるものではないのではなからうか。やっぱり一品一品の問題で、自動車で見ますならば、一日に割りますと、アメリカへ日本の自動車五千台が出ておるとございませう、アメリカから入つておるとは十台だつてございませうが、そういうふうな問題はまた別の次元であり、そして開放経済全体の中の位置づけとして、たばこもシンボリックなものであつたということは私も否定しませんが、これによつて他の面の世論を抑えたということではなからう。これはこれ、それはそれというふうな位置づけるべきものではなからうかというふうな、いささか見解の相違がございませう。

○鈴木和美君 今私が自由化について時期が早い、反対だのと言つても、現実には衆議院の中でもう審議が済んでしまつておるわけですからこれ以上追及しませんが、言いたいことは、先ほど大臣からも労使関係が大変お褒めをいただいたわけでございますが、内心じくじたることがあるのは、非常にいい労使関係で合理化問題に取り組んできたというよりは、非常にいい環境で取り組んできたという方が事実なんです。つまり拡大生産の時代なんです。ですから、同じ人間の配置転換も垣根の中の配置転換なんです。だから、比較的順調に拡大生産で泳がせてきたわけですよ。

専売公社に今度お尋ねしますが、どうでしょう、これからの外圍たばこの競争の中でどんな状態を展望できるかという、私なりの展望ですが、たばこはこれからそんなに伸びないんじゃないのかと思つてございませう。そういう中でコスト競争がかかつてきますね。そして高速化、また機械化に踏み切らなざるを得ない。そういうふうな状況を見てまいりますと、専売公社は今までお褒めをいただいたよふな労使関係の中で本當に行くんだらうか、上手に行けるんだらうかという心配が私は

たが、これをいわば自由化したことによつて他の問題への波及をどうとめられたという性格として必ずしも位置づけるものではないのではなからうか。やっぱり一品一品の問題で、自動車で見ますならば、一日に割りますと、アメリカへ日本の自動車五千台が出ておるとございませう、アメリカから入つておるとは十台だつてございませうが、そういうふうな問題はまた別の次元であり、そして開放経済全体の中の位置づけとして、たばこもシンボリックなものであつたということは私も否定しませんが、これによつて他の面の世論を抑えたということではなからう。これはこれ、それはそれというふうな位置づけるべきものではなからうかというふうな、いささか見解の相違がございませう。

あるんですが、その数字は結構ですから大ざっぱな展望、どんなふうに考えているか聞かせていただけませんか。

○説明員(長岡實君) 我が国のたばこ産業の将来を考えますときに、輸入自由化の問題も関係がございますけれども、世界的な傾向としてたばこの需要が頭打ち状態であるという現実を踏まえて将来を見通していかねければならないわけがございます。そういった意味で、たばこ委員が御指摘になりましたように、事業規模を拡大しながら合理化を図っていった過去とそれから将来とでは、その環境の厳しさにおいて比較にならない厳しさがあるのではないかとすることは覚悟いたしております。

いずれにいたしましても、今回御審議をいたしております制度改正法案の内容といたしまして、その厳しい将来の中でも私どもが日本のたばこ産業の中核的存在としてたばこ産業集団全体を維持発展させていく使命を負うわけでございます。そういったようなことを考えますと、幸いと申しますか、先人の努力の積み重ねによってよき労使関係が確立しておる今日でございますから、将来に向かってお互いが本当に腹を割って我々の企業の将来を話し合えば、従来と比べてあるいは苦勞は伴うかもしれませんが、労使の理解と協力によって合理化の道を切り開いていくことは可能ではないか、苦勞はございますけれども可能ではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

○鈴木和美君 後ほど大臣にもまたお願いを申し上げますが、ここで結論をとりあえずつけておきますと、つまり私の持論から見れば、たばこの自由化はちょっと早いんじゃないかというのが見解として今でも持っています。後ほど、葉たばこの問題、工場の問題、触れさせていただきますが、結論から言うと、ちょっと早いんじゃないのかな。だからといって、二、三年過ぎたら根本的に葉たばこの問題が完全に解消するかと逆に聞ければ、頭が痛い問題でもありません。しかし、何

としても早いんじゃないかなという気がする。そこで、今長岡総裁にもお尋ねしましたが、つまり早く踏み切ったというよりは、準備態勢においてあと何か月しかないというふうなことで私は大変心配しているんです。だから、そこでもやらなきゃならぬというんであれば、ある程度健全経営に持っていけるための政府の援助や指導というものをぜひお願いしたいなやなぬということが言いたいから、今そのことを述べてきました。後ほどまた財務諸表の問題なども付してお願いを申し上げますと思うんです。

さてそこで、そうはいっても商売屋に徹するわけでございますから、商売をしっかりとやられて商売が伸びないことには、足かせ手かせを言われてもどうにもならないわけでございますね。そこで、いつも問題になっておるたばこの効用というのか、禁煙とか難煙という問題についても私はおりますので、この機会にその問題についても私は触れたいと思っております。

私が質問をする前、恐縮ですが、竹下大蔵大臣も愛煙家の一人としてたばこをお吸いになっておられますが、たばこという商品に対しての大臣の見方というのか考え方というのか、それをどんなふうにお考えになっておられますか。

○國務大臣(竹下登君) 私も、整理してみると三つかなど、こういう感じがいたします。第一、これは嗜好品である、いわば憩いと安らぎを人それぞれに与える、これが一つ。それから二番目は、これは長い歴史の中で財政物資として位置づけられておるものであるという問題。それから三番目は、未成年者には少なくともこれは法律によって禁止されておる商品である、すなわち特殊な商品である。この三つの点がたばこという商品に対する私なりに整理した考え方かなと、こういうふう

に感じております。

いう見解の統一をなさっているんでしよう。

○説明員(郡司篤晃君) 厚生省といたしましては、喫煙は健康に対して悪い影響があるというふう

に認識しております。

○鈴木和美君 また後からなせ悪いのか聞きま

大臣、私、このところ「スモコロジー運動推進のための」というプリントを持っているんですが、これは私が組合の委員長の時やっていたんです。昭和五十四年に喫煙のことについて約三千人を対象にしているんな調査をしたものなんです。これは専売公社の資料じゃなくて私の資料です。それで、たばこについてどう思うか、どう思うか、喫煙の理由をずっと聞いてみたら、たくさんあるんです。拾ってみたら、「食後の一服」とか、それから「ホッと一息」とか「気分転換」とか「ゆつたりした気分」とか「間をもたせる」とか「長年の習慣」とか「イライラ解消」とか「緊張をほぐす」とか「時間つぶし」とか「考

そう考えてまいりますと、厚生省が言う有害の基準という健康に良くない、有害とはあなた言っています。健康に良くない、こう言っているんですが、その基準というのどこにあるんですか。

○説明員(郡司篤晃君) 喫煙に関しては、世界的に見ても非常に膨大な研究がございまして、また我が国でも研究をたくさんしております。それらの研究結果をまとめてみますと、喫煙は、肺がん及びその他のがん、それから慢性気管支炎、さらにそれが悪化した肺気腫、さらには心筋梗塞、あるいは閉塞性の末梢血管障害などの重要な原因になっているというふうになされております。

○鈴木和美君 別に反論するつもりはございませ

んけれども、あなたが述べている資料も私は別途持っていますけれども、それは全部統計学なんです。臨床医学上の問題ではないんです。たまたま肺がんにかかった人を調べてみたら、たまたまたばこを何本のおったというだけの実績でございまして、私はまだ臨床医学上たばこが絶対よくないんだというふうにはなっていないと思

やめればいいんです。そうじゃないから専売公社がもっているわけですね。ただ、嫌いな人というのとは別です。健康上の問題については私はあなたと意見を異にするんです。

たばこの効用ということから見れば、生理的な効用というのを「感覚受容器に対する効果」と私は書いたんですが、例えばおいしく感ずるとか、濃厚な趣味やマイルドな趣味に移行していくとか、甘いか酸っぱいか辛いとか苦いか、そういうような問題というのは全部嗜好品ですから、これはコーヒーとか紅茶とかお酒とか、たばこが私は神秘的な味として生理的な効用を持っていると今でも思っているんです。

もう一つは薬理的な効用というものも見逃すことができないと思うんです。ヨーロッパでこういうことがたくさん文献に載っております。そして恐怖心、疲労感、便秘感、皮膚のかゆみとか水虫とか回虫下しとか、はれものとか、それから凍傷とか歯痛、血どめ、化膿どめにもたばこが使われていたという事は、文献上も全部明らかになっていきますね。また衆議院でも問題になったそうです。これは大臣にも専売公社にも聞こうと思うんですが、中国の高級たばこ、健康にいいという、せきの治るたばこですね、こういうものも開発されているという事から見て、精神的な効用とか、生活の何というんですか、そういう意味での生理学上の効用もあるんだから、一概に有害と言うことは避けるべきだと思います。

さてそこで、もう一つ自分の見解を述べておきますが、先ほど申し上げたスモコロジーという運動ですね。これをやってみたら、たばこが嫌いだという人の中の三分の一だけなんです。たばこを吸った肺がんになると思っているらしい方が、あと三分の二は吸い方がよくないと言っている。つまりマナーとかモラルにおいて解決される部分がたくさんあるわけですね。そのところが、吸った肺がんになってしまおうのだという事と、そうじゃなく嫌なところでおまえ吸っているなというふうな、そういうマナー、モラルの問題と区分けして考えないと大変なことになるなと思うんです。つまり、たばこというものは、嫌いな人と好きな人との同居の世界ですか

ら、そのことを中心に置いて考えてほしいと私は思っています。

そこで、国鉄さんにお尋ねしますが、国鉄さんは、いつも私は列車に乗って不思議に思っています。禁煙時間とか禁煙ボックスとか、それから禁煙場所とか禁煙区間とか、そういうものをあつくりになっていきますね。あれはだれがどこで決めてああいうふうになっているんですか。

○説明員(本田勇一郎君) お答え申し上げます。禁煙に対する社会的要請の高まりにつれて、この数年、国鉄の禁煙対策につきまして、国会での御質問とか大変多くいただきました。また乗客の方から陳情、苦情あるいは新聞投書等が飛躍的にふえてまいっております。国鉄といたしまして、禁煙問題に対しましては慎重に対処してまいりましたところがございますが、今先生の御質問につきまして、次のような考え方で私ども禁煙問題に対処しております。

まず、禁煙車の拡大ということでございますが、一番目に車内が相当混雑してたばこの火が人の体に当たったり、被服を焦がすなどのおそれがあるところ、精神的に迷惑になるような場合は、これは特に国電あるいは大都市周辺の普通列車の場合でございますが、禁煙にしております。それから火災対策上必要なものということで寝台列車でございます。それから三番目に、地域ぐるみで青少年非行防止運動を展開してございまして、国鉄もこれに協力するような場合は、ローカル線列車で禁煙としております。

それから長距離列車でたばこを吸わない方への配慮をしなければならぬような場合、例えば新幹線、在来線の特急、急行などがございます。それで、これをだれが決めておるかという御質問でございますが、新幹線や在来線の特急、急行列車の禁煙問題につきましては、本社が中心になって取り組んでおります。またローカル列車等の禁煙の時間帯、それから禁煙区間、それから駅における禁煙タイムの設

定、朝夕の通勤列車に禁煙車を設ける措置、それから禁煙場所等の設定につきましては、地方の管理局長が中心になって決めております。禁煙問題につきましては、吸う方、吸われぬ方と相互理解の上に立って対策が講ぜられるべきものと考えておりますので、今後世論の動向等を十分勘案しながら対処してまいりたいと考えております。

○鈴木和美君 厳密な理屈から言うと、国鉄が公共的な施設であるからという、勝手にここからこまごまのまなないでくださいという事はどうでしょう、法律的に。私は、法律的にどうも疑問があるんです。そこが、ですから、マナーとかモラルという面であらうことをするのはよくわかります。しかし法律的なやり方というのは私は納得がいけないんです。一番納得がいけないのは、今あなたが吸っている中で、例えばラッシュのときにたばこを吸っているのはお互いにやめようじゃないですか、いいんじゃないですか、それは、それから、たばこを嫌いな人はもう総毛が立つ人もおるんですから、その隣のところではぶかぶかぶかぶかやるといふのも、これもちょっとどうかと思うんです。もっと別な表現で言えば、ノースモーキングのボックスをつくることも結構、禁煙車両をつくることも結構です。

ただ一つ納得がいけないことがあるんです。禁煙区間というのがあるんです。禁煙区間というのがあります。例えば禁煙区間の中でラッシュの時間帯で、ここからこまごまのまなないでください。これはまだ納得する方です。例えば午後列車はがらがらなんです。がらがらでも、ここは禁煙区間だからたばこを吸わないでください。あなたのお隣の車掌さんから二回お尋ねされて、それでも吸って吸って怒られちゃったんです。だから、どこで決めたんですかというたら、総裁が決めたというから、あららと思つたんです。だから長岡総裁に私は帰って言ったことがあるんです。商売を妨害されておるのじゃないですかと言ったことがあるん

です。だから、禁煙区間というのがどうもわからないんですが、それはどういうことですか。○説明員(本田勇一郎君) 目下のところ禁煙区間は、東京近辺で申し上げますと、国電区間と、それからその外延部に延びます。例えば東北線は小山までとか、高崎線は熊谷までというふうにして決めています。

なお、先生が御質問の禁煙区間の設定でございますが、私どももデパートでありまして、こういう区間にお客様の利用がかなり多いというところを前提として決めさせていただいております。○鈴木和美君 私が乗ったのは東京駅から平塚までなんです。湘南電車。午後の一時に乗ったお客様が私ともう一人なんです。だから、ラッシュの時間帯のときにお互いの迷惑は遠慮しようという意味でやることはまだ私は理解がいくんです。そうじゃないときにはもう少し考慮をされるべきだと私は思っているんです。

なぜかという、私はさっきから言うように、たばこ吸わない人を嫌いだと言っておるわけじゃないんです。たばこの嫌いな人もおるんです。けれども、三千万人という愛煙家のいることどもどうぞ忘れないでほしいんです。そうすると、その同居だから同居の中でうまくやってほしいというところが私は願ひとしてあるんです。最後に御尋ねしますが、そういうことから見ると、専売公社と国鉄というのは、そういう禁煙とかマナーとかモラルとかという事に対して、公共施設を担当するようなところで事前にそういうようなコミュニケーションというのは図られていないんですか。○説明員(長岡貴君) これまでも専売公社と国鉄との間では業務上必要な交流を行ってきておりますけれども、例えば五十九年度の喫煙マナー向上強調月間などにつきましては、国鉄の御後援もいただいておりますし、喫煙マナーの啓蒙のポスターの掲出に当たりまして、便宜供与等を受けて、いろいろと御配慮をいただいております。こ

とか、いろいろの合理化をするというふうなことは、これはもう当然のことではございますけれども、合理化につきましても、当然のことながら労働間の理解と協力あるいは関係団体等の理解、協力が必要であります。しかし、私どももいたしましてとりわけ対応が急がれておりますのは第一線についての業務の改善等があるかと思ひます。こういうふうなものにつきましても、事業所等について全国的な再編成を行わなければならないというところで、現在準備を進めております。

また、製造部門といえどもその例外ではないと存じますけれども、製造部門につきましても、その工場の置かれてある配置と申しますか、地理的条件、そこに働いている職員の立場等を考えますと、そう簡単に具体的な将来図を描けるわけではございませんで、現在検討はいたしておりますけれども、現在のところ製造部門については、率直に申しまして、事業所その他の第一線部門に比べますと具体化はややおくれております。

こういふようなあらゆる努力を通じて、私どももいたしましては、先ほどのお答えにも関連がございますけれども、何とか純利益の幅をふやしていくような努力、業務範囲の拡大とそれから今度は生産性を向上する合理化努力によるコストの低減という、その両者を合わせて何とか少しでも純利益の幅を広げていくような努力を今後続けていかなければならないというふうに考えている次第でございます。

○鈴木和美君 多少具体的にこれからの営業の見通しとか、たばこづくりはどういうふうにするんだと、原料という問題に質問をいたしますが、ここでひとつ大臣にお聞きいただきたいんです。具体的な施策を検討し、理解をしなければお答えがなかなかできないかもしれませんが、私の感じではどうも六十年スタートのときの利益といましようか、二百億円ぐらいのことで、先行きの商売を見ると大変心配なわけでございますが、それ、今長岡総裁のお話じゃないですが、自助努力というか付加価値というか、そういうやつ

を上げなきゃならぬ、またその努力をしないと競争に大変だというふうなお話なわけですね。したがって、そのことを新しいたばこ会社にやらせようということになると、余り株主さんの方がいろんな口を出されると自主経営というものができなくなると思ふんですね。したがって、そういう意味では、これから事業の範囲をどんどん確保していかねば、職員の受け皿という問題などについても心配がございますし、それからもう一つは、事業のやり方についてもある程度自由にさせてもらわないと、自由化の中にほり出されても結局ひとり歩きができないというふうなことがあってはいかぬと思ふんですね。そういう意味で、後ほどまた日を改めて認可とか許可とか、そういう問題についてもお尋ねしたいと思ふんですが、ここで大臣から当事者能力を完全に付与しているぞということ、余り口は出さぬよということについての見解などについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) そもそも自由化に踏み切った、それに対応するだけの競争力等を考えた場合に、経営形態を変更しよう、こういうことになつて、一番基本的に考えたのは、経営形態が変わればそれなりの従来以上の合理化、効率化が進んでいかなきゃならぬ。そのためには何が一番必要かということになりますと、これは労使はもとより当事者のいわゆる主体性あるいは当事者能力、そういうものを可能な限りこれにお任せをすべきであるという基本的考え方になって、さればこの特殊法人株式会社をどういうふうにするかということから、今までいっばいございましたのいろいろ調査いたしました、少なくとも既存の経験の中で最も当事者能力を余計与えた法人はどうか、こういうふうなことでいけば管理統制的な物の考え方というのを最も少なくするとか、あるいはもう既に手を離れておりますが、合成ゴム方式でありますとかというふうなものの中で今度の法律案をつくり上げてきたわけでありまして、

したがって、基本的には労使双方の、要するに当事者能力が一〇〇%發揮されて我々が介入する範囲をいかに縮めていくかというところからこれに取り組んでおりますので、基本的姿勢としては本当に厳しがると思ひますだけに、自由競争の波の中へさらけ出されるわけでございますから、それだけにこの自主性の尊重ということも可能な限り念頭に置きながらつくって御審議いただいておりますのが、今日の法律改正であるというふうな御理解を基本的にはいたしたいものだというふうなことを考えておるところでございます。

○鈴木和美君 監理官にお尋ねしますが、衆議院の段階で、小野監理官は正直な方だから気持ちそのまます話したのか知りませんが、当面三分の二、二分の一が持つわけですから、株主ですから、株主は株主に口を出すのかと言ったら、出すという答弁があつてもめたようでございますが、今日の御心境はいかがですか。

○政府委員(小野博義君) 衆議院におきまして、私が積極的という言葉を用ひまして、それが議論になりましたのは先生のおっしゃるとおりでございます。

ただ、私の言葉が足りなかつたというふうな反省しておりますのは、今回の法律におきまして、会社が常時二分の一、当分の間は三分の二以上の株式を保有しなければならぬという規定しておりますのは、このような我が国のたばこ産業の現状のもとにおきまして、一定の政策目的を持った会社として設立されるわけでございまして、株主としてその政策目的の実現のために最終的な責任は持たなければならぬ。そういう意味で、株主としての権利を保有するという意味で申し上げたわけでございますが、所有と経営の分離といひますか、そういう原則のもとに成り立っておりますから、そういう意味で国民の重要な資産としての会社の経営の健全性の確保とか、資産の安全性とか、そういうことについて重大な関心を持つ

わけでございますけれども、さはさりながら経営に積極的の口を出して介入していくというつもりで申し上げたものでは決してございませんので、御理解いただきたいと存じます。

○鈴木和美君 これは大臣、検討課題ということになるかもしれませんが、私は今回の特殊会社に踏み切る前に、今大蔵省の中で、政府の監督というか出資というか、お金を出すこととの関係においてある制度というものは四つぐらいのカテゴリーと聞いているんですね。つまり公社、公団、事業団、特殊会社、そういう分類の中で自由化体制が非常に強まってくる中で現行の専売制度から新しい事業に変える、そして当事者能力をある程度付与するということだとすると、どうも特殊会社でない、現行の枠組みの中では行き場がないということ、特殊会社ということになったのかもしれませんが、これは後ほど電電公社の問題も議論されるんでしようけれども、そういうふうなことを考えたとき、第五の形態というのか、そういうものというのはいまだ考えられないんでございませうか。私は何か新しい公共企業体の転換に對しての制度的なものというものは考える必要があるんじゃないのかなと思ふんですが、そのことについての御見解は今おありでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) おっしゃいますとおり、公社、公団、事業団、特殊会社。で、別の形態であるとすれば、ちょっと不勉強でございますのであるいは間違っているかも知れませんが、俗によく言われる第三セクターでございます。あれもあるいは政府が一部出資するとかいうような場合に一つの形態としてあり得るものではないか。しかし、それは今議論していただいております。たばこ産業といふものとはどう結びつかは別問題といたしまして、あるいは一つ考えられることとして、たばこ産業といふものを念頭に置くことなく政府が関与するとなれば、第三セクター方式のよなものがあり得るのかな、不勉強でございますので、あるいは正確を欠くかも知れませんが、

だきます。

さて、この辺で実務的な問題についてこれからどういふ展望になるのかお尋ねをしたいと存じます。

まず最初は、外国のたばこが自由化されて市場がどうなるのかということもありましようが、日本の専売公社のこれからのシガレット全体の売れ行きというものの見通しはどういうことになってくるのか、まずそこを答弁していただきたいと思

います。

○説明員(長岡寛君) 最近のたばこ市場の動向を見ますと、昭和五十八年の定価改定の影響もございまして、需要の伸びというものがつきましては依然として厳しい状況が続いておるのが現状でございますが、今後のたばこ市場につきましても、まず成人人口の伸び率が年平均一〇程度であるというところ。また喫煙者率が基調といたしまして減少の傾向をたどっておるといふこと。それから一人当たりの喫煙本数が、これは若干ずつ伸びてまいりましたけれども、最近に至って頭打ちの状況になりつつあること。そういったようなことと、それ以外の、たばこ以外の要素と申しますか、過去のようないくつかの期待できるかどうかというところ。また喫煙の場所、時間等に対しまして社会的な規制が厳格化しているという現実もございまして、そういった諸要因を考慮あわせまして、たばこ市場全体の伸びはほとんど期待できない、おおむね横ばい程度で推移するのではなからうかというふうに見通しております。

○鈴木和美君 横ばいということになりますと、先ほどの私の試算にございせんが、外国たばこを除けば、大体三千億前後の台で横ばいというように理解をしたいと思います。そういう状態の中で、先ほど私は、約二〇から四〇ぐらいの外国シェアが出てくるんじゃないかというように見たわけですが、そのとき、私なりに非常に心配していることは、何回かビッグスリーのアメリカのたばこ会社にも行って、いろんなお話なども聞いた

り、しゃべっている限りにおいては、数字上は的確にまだつかんでいませぬけれども、どうもコスト競争ですね、コスト競争から考えると、アメリカたばこの方はコスト的にまだまだ余裕があつて、もう初めから日本のたばこはコスト的に水があげられているんじゃないのかなというように私は感じておるんですが、その点はどういふ認識でございませう。

○説明員(長岡寛君) 問題は、外国企業のコストの実態把握が確に行えるかどうかという問題にございまして、本来コストというものが企業秘密にかかわるものでございまして、外国たばこ企業のコストの実態把握というのが大変困難な現状にございまして、外国たばこ企業の製造原価その他のコストにつきましては公認して推定はいたしておりますけれども、アメリカを主とした外国のたばこ産業と私どものコストの競争条件を公にいたしますことは、企業経営上最も秘密を要する事項にかかわることになりますので、いろいろと微妙な影響もあろうかと存じますので、公表は差し控えておきたいと思つておる。

ただし、葉たばこ価格の実態及び製造工場の規模等から、外国メーカーの製造原価をいろいろ推定いたしておるわけにございまして、そういった角度から見ますと、外国メーカーの製造原価は日本に比べてかなり優位にあるものと認識しております。そういう意味で今後一層の経営合理化が必要であらうというふうにお考えの次第でござい

○鈴木和美君 私数字を挙げることは差し控えますが、現状の中では、いろいろな面を考察しますと、外国たばこの方がコスト的には、総原価と言つてもいいんですが、優位な方向にあるように私は思つておる。それだけに、これからたばこ新会社が発足するにはこれは大変なことだという認識を持つておる。そこで、もう一つ伺つておきたいことは、外国の製品に対して消費者が受けとめる立場なんです、輸入品というハイカラ趣味というのかどうか

知りませんが、高いものはうまいという感じがある面ではあるんですわ。高いものはうまいもの、だ、そういうようなイメージに対して公社は、外国製品に対して消費者が考えている意識、実態がどうであるかというその分析ですね、それと同時に、そういう意識に対して新しい商品開発上どのような対応をしようかと思つておるのか、これも聞かしていただきたいと思つておる。

○説明員(丹生守夫君) お答えをいたします。輸入品を主に吸つておられる方々の嗜好調査その他いろいろ調査をやっておりますけれども、高いからうまいということでは必ずしもなくて、国産品と比べますと、味、香り、特に香り、それから包装のデザイン、この三点で国産品に比べて輸入品の方の評価が高いということ。それからもう一つ、今度は国産品についてどうかといふことと、味の軽さ、この点では国産品の方が輸入品よりも評価が高い。こういうのが調査の実態でござい

ます。そこで、競争状態になりますと、何といひましても、消費者の皆さん方のニーズを的確にとらえて、それに適合した商品を開発して提供していくということが一番大事なことになるわけにござい

○鈴木和美君 今の問題に関連しますが、外国たばこに関する消費者のイメージもさることながら、日本のたばこ会社に対してもどういふたばこを望んでいるかというのがあるわけですね。そのニーズにこたえて新しい商品を開発し販売するわけでしょう。それが結局、今度はつくりの方とか原料の方に全部これが関連してくるわけですね。

そういう意味で、軽いたばこか何々のたばこか、まろやかとかいろいろありますね。これからの日本のたばこ会社がその開発を目標とするというもののイメージというか基準というか、それはどういふたばこを開発なさるんですか。

○説明員(長岡寛君) 過去数年間の傾向を振り返つてみますと、これは世界的な傾向でございまして、まずニコチンとタールの含有量の少ないたばこ、したがって軽いたばこということが一つの商品開発の目標になって進んでまいりまして、ニコチン、タールの含有量は顕著に減少傾向を示してきたわけにございまして、最近の傾向といたしましては、消費者の方々のたばこに対する期待と申しますか、そういうものが、軽くてなおかつ吸つたときに喫煙感を味わえるような、いわばおいしいたばこを申しましうか、そういうような条件が一つ加わつてきておる。ですから、私どもの製品といたしまして、軽いたばこ、いわゆるニコチン、タールの含有量の少ないたばこの開発ということにはほとんど新製品を投入してまいっておりますけれども、最近投入しております製品につきましては、その上にさらに軽くてなおかつ味があると申しますか、そういったような条件を具備した製品が好まれる、またそういうものを投入していかねばならないというふうにお考えしております。

○鈴木和美君 軽くて味がなおかつその上につくというのを今度たばこづくりの方の責任者に聞きたいんですが、消費者がそういうたばこのイメージというものを望んでいるということになりますと、そのたばこというのは製品の過程でどういふたばこづくりになるんですか。

○説明員(西村忠弘君) たばこというのはいわゆる嗜好品でありまして、農産加工品の嗜好品であるというところから、たばこの生地そのものの味といたものを非常に大切にしていかなければならぬ製品だと思つておる。しかし、最近の消費傾向として、たばこのオリジナルなものそのものでは満足いただけぬ。より軽さとマイルドさと

いろいろな点をどうしても加工処理で補っていか
なければなりません。そういう意味で、葉たばこの
生地を極力生かしながら、それに今申し上げた
ような付加価値をつけることによって十分満足
が得られるようなたばこづくりをしていかなけれ
ばならないと思っております。

○鈴木和美君 もっと突っ込んで聞きますけれど
も、私何でそのことを今聞いているかというと、
軽くという表現の中に、ニコチン、タールが強
いから低ニコチン、低タールという意味での軽い
という表現がありますね。それから今お話の出た
マイルドというのがありますね。そういうような
イメージをたばこづくりとしてつくるのときに、私
の記憶なんですが、原料の使用割合というのがあ
りますね。つまり軽くてまるやかだというのがあ
れば、一本のたばこの中に占めるグラムですな、
これをもう少し少なくして、すうっと火が通ると
いうようにしたいというようなたばこづくりもあ
りましょう。そういうたばこをつくるということ
は、それが勢い原料にはねかえってくるわけです
よね。だから、そういう原料との兼ね合いを考え
ながら私は今質問をしているんです。そういう意
味で、軽くてまるやかというようなたばこづくり
では、実際グラムとか原料の入れ方はどうい
うことになるのかと、そう聞いているんです。

○説明員(西村忠弘君) たばこづくりの当初の段
階でニコチン、タールの少ない軽いたばこをつく
るといふ面では、技術的な水準がまだ十分でな
かった時期には、諸外国の中で比較的ニコチン、タ
ールの少ない原料を購入し、それを配合すること
によってつくってまいりましたけれども、

【委員長退席、理事岩崎純三君着席】
最近是非常に多角的な技術が進んでまいりまし
て、原料加工段階で、たばこの張りは十分あるけ
れども、比較的量を少なく、てん充の量を少なく
しても立派なたばこができるようにという方法も
出てまいりましたし、それからフィルター素材
材、あるいはそれを巻きますチップペーパーの開
孔度によって、途中で空気で薄めることによって

たばこの味を軽くするという方法も随分発達をし
てまいりました。世界の主流のマイルドなたば
こ、低ニコチン、低タールのたばこはほとんどそ
れらの原料、素材によって達成されてまいって
おります。

そういう意味で、今委員おっしゃるような、原
料の使用量もここ十年ぐらいの間に諸外国、日本
もそうでありませうけれども、約一〇〇%程度の使用
量の減少を来しているということでございます。
この面がコスト低減なりお客様のあるいは消費嗜好
好にも大変効いているというふうに思っております。

○鈴木和美君 後ほどまたたばこづくりのところ
はお尋ねします。
もう一つ営業の方でございますが、今度は、外
国たばこというものはやりたい人が自由なたばこ
卸をやるという状況から見ると、外国たばこの
流通のルートというのは現在どのような話し合い
が進められているのか、またどういふ現状にある
のか聞かしてください。

○説明員(森宗作君) お答え申し上げます。
流通自由化後におきましての流通ルートとい
った場合には二つのものが考えられるわけござい
ます。その一つは、いわゆる取引の流れでござい
まして、この取引につきましては、外国メーカー
は従来の輸入代理店、これが恐らく特定販売業者
になると思いますが、この特定販売店を通じまし
て直接特定販売店から小売店との関係で取引を行
う場合と、その間に卸売業者を介して取引を行う
というものが考えられるわけでございます。

いま一点は物の流れの方でございますが、物の
流れにつきましては、今後外国メーカーは自由に
この流通網を選べるわけでございますが、私ども
としては、従来、取引をしておりましたたば
この配送会社を使う公算が強いのではないかと思
うわけでございますけれども、この点につきまし
ては、まだ外国メーカーは明確な態度を示してい
ないわけでありませう。

なお、一般的な例ではございませませんが、私ども
としまして、今回たばこ事業法の附則第八条に
よりまして特定販売業者の登録を受けたものとみ
なされております。したがって、従来どおり
公社と申しますか、新会社を利用してたばこ
の販売を行いたいというような外国メーカーにつ
きましては、新会社が従来の商品の取引の流れ、
物の流れというものを従って取引を行うというこ
とになろうと思っております。

○鈴木和美君 俗稱ビッグスリーと言われている
ような会社で、フィリップ・モリスとかレイノ
ズとかという、この会社は独自に流通のルート
持とうとしているのか。現在、日本専売公社との
関係で、配送会社というのがございませう。その
配送会社に委託をするというふうな話もちんち
ら聞いておられるわけですが、その会社は、今日
段階で結構ですから、どういふ状況になっていま
すか。

○説明員(森宗作君) お答えいたします。
この辺につきましては、今後どういふ情勢にな
るか私どもも予測がなかなか困難でございます
が、現在のところの情報によりますと、従来の東
京を初めとしまして全国にございませうたばこ配
送会社を当面は利用するのではないかと、いふ
推測をいたしております。

○鈴木和美君 小野監理官にちょっとお尋ねしま
すが、今回のたばこ事業法の中で、国内品につ
いては新会社が円滑供給義務というのが課せられ
ておりますね。ところが、外国たばこにはそれがな
いんですね。これはどういふわけなんでしょう。

○政府委員(小野博義君) お答え申し上げます。
今次の専売改革による輸入の自由化に伴いまし
て、国内市場におきましては、国産品と輸入品と
の間で自由競争が行われることになるわけござ
いませうけれども、この場合、業者の間でいろ
んな営業政策が展開されることになるというふう
に考えております。したがって、地域により
ましては、特定販売業者の営業政策によりまし
て、輸入品が全く販売されないという事態も起
り得ないわけではないと思っております。例えば

地方でございませうと、極端な田舎でございませ
うと、そういうところでございませうけれども、こ
のような場合におきましては、消費者利便等の観点
からいたしますと、製造たばこの国内製造を独占
いたします会社は製造たばこの地域的な供給につ
いての一定の役割を果たすということが相当であ
るといふ見地から、たばこ事業法におきまして、
会社は地域的な供給状況を勘案して製造たばこの
一円滑な供給を図るよう努めるものとする」とい
う規定を入れたところでございませう。他方、この
ように円滑供給規定と申しますのは、製造たばこ
の国内製造を会社に独占させるといふこと由来
してのことでございますので、製造独占あるいは
販売独占というものを与えられておりませう特
定販売業者に対してまでこの円滑供給規定を置く
というのには適当ではないと考えて、新しい会社だ
けに円滑供給規定を置くという定めをしたわけ
でございます。

それからなお、先ほどちょっと資料がございま
せん、お答え申し上げられませうと恐縮ござ
いませうけれども、先ほどの先生の試算でござ
いませうと、税引き後、配当前の利益というのは大体
三百五十億ぐらいだったと思っております。それ
に対して資本金につきましては、手元にちょっと
ないんでございませうけれども、いわゆる資本金と
申しますのは会社の事情によっていろいろと違っ
てくると思っております。

【理事岩崎純三君退席、委員長着席】
例えば売上高の利益率でございませうが、日銀の主
要企業の経営分析によりませうと、全産業で売上高
利益率が一・一、例えば食品製造業でございま
すと一・二ぐらいでございませうが、先ほどの三
百五十億と二兆六千三百億というところで計算いた
しますと、たばこ会社の売上高利益率というのは
一・三ぐらいということでございます。

○鈴木和美君 今のお話は、新しい会社が製造独
占にするということの背景というものは、私から
述べるまでもない、いろんな背景があつて製造独
占になったんですね。だから、ある意味では製造

地方でございませうと、極端な田舎でございませ
うと、そういうところでございませうけれども、こ
のような場合におきましては、消費者利便等の観点
からいたしますと、製造たばこの国内製造を独占
いたします会社は製造たばこの地域的な供給につ
いての一定の役割を果たすということが相当であ
るといふ見地から、たばこ事業法におきまして、
会社は地域的な供給状況を勘案して製造たばこの
一円滑な供給を図るよう努めるものとする」とい
う規定を入れたところでございませう。他方、この
ように円滑供給規定と申しますのは、製造たばこ
の国内製造を会社に独占させるといふこと由来
してのことでございますので、製造独占あるいは
販売独占というものを与えられておりませう特
定販売業者に対してまでこの円滑供給規定を置く
というのには適当ではないと考えて、新しい会社だ
けに円滑供給規定を置くという定めをしたわけ
でございます。

独占というものは、北海道から沖縄まで円滑にそれこそ供給する義務があるんだぞと、これはこれなりに理解ができます。しかし、今度は外国たばこの関係を見たときには、製造独占の方はどうかという、国内的な理由から製造独占にしているんであって、自由化だというのであれば、北海道の人が例えば東京で吸っているフィリップ・モリスの会社のたばこを吸いたいというときに、それはやっぱり供給してやらなきゃ自由競争にならぬじゃないかというふうな理屈が出てくると思うんですが、それはおかしいんですか。

○政府委員(小野博義君) 今後、日本の市場におきまして外国製品と国内製品との間にならざるが行われるとも思われます。したがって、一般的に申しますと、それなりの需要がある場合には当然その需要にこたえるべく新会社はもとより、特定販売業者にしても努力はすると思っております。したがって、よほど特殊な事情がなければそれなりに供給は行われると思うわけでございませぬけれども、ただ非常に需要が少ないとか、あるいは遠隔地であるとか、そういう場合に営業政策上、何と申しましても、現在のところ国内産たばこに比べてまして外国たばこというのは非常に量が少ないわけでございませぬので、いろんな意味から言って、地域によってはそういう営業政策上外国たばこが売られないというふうな場合が考えられないわけではございませぬ。その場合にも、必ずしもそういう少ない需要についてまで強制するというのはいかがかと思われるわけでございませぬけれども、他方、日本の市場の現在においては九八・二%を押さえておる、かつ製造独占を与えられておる会社につきましては、それなりの消費者の立場から考えた円滑供給義務というのを置くのが適当かというふうなことを考へておられます。

○鈴木和美君 身びいきにとられちゃいかぬのですかね。私は自由競争になれば、それだけ欲しいが地区があれば外国たばこ会社は当然何らかの方法で持ってきますよ。供給義務を課せようと思つていとお私持っていくと思つていんです。

そこで、そのことを質問している裏側は、その円滑な供給義務のある日本のたばこ会社が、その片方の製品の需要が望まれるよりもっと営業政策的にそこへどんと行ってそんなことが出ないようにならないと、日本のたばこ会社の方がやられちゃうですよ。そういう意味で営業の戦略というのもしっかり考へてほしいという意味で質問を申し上げます。

○説明員(森永作君) お答えいたします。公社におきましては、先生御案内のとおり、これまで配給から営業という意識革命を行います。中で、消費者嗜好というものに立脚をいたしました新製品の開発なり、また昭和四十七年におきましての塩の統廃合、配送分離という後におきまして、営業政策の導入といったようなことでの第一線の営業体制の整備といったようなものに努めてまいりました。

○説明員(長岡貴君) 第一線の業務の合理化の一端といたしまして、営業所の配置につきましても、現在見直しをいたしまして統合もある程度行わなければならないと思っておりますけれども、そのような場合におきましても、いわゆる地方の営業部門において大変な不便を来すというふうなことがないように配慮は当然いたすべきであらうと存じます。

○鈴木和美君 身びいきにとられちゃいかぬのですかね。私は自由競争になれば、それだけ欲しいが地区があれば外国たばこ会社は当然何らかの方法で持ってきますよ。供給義務を課せようと思つていとお私持っていくと思つていんです。

成につきましては、事業量の変動とか社会経済情勢、こういつたものも昭和四十七年再編成を行いまして以後変化いたしております。まだ非効率な支所もあるわけでございまして、今回その適正化を図るというふうなことで、近隣の営業所とかの距離、あるいはまた地理的条件といったものを勘案いたしまして再編成をしたいというわけでございませぬ。その結果としましては、現在三百九十九の営業所があるわけでございませぬが、おむね三分の程度が統合されるというふうなことになるわけでございませぬ。

○鈴木和美君 営業の方の問題についてはぜひ私から意見を述べておきますので、専売公社においても十分配慮していただきたいと思つていんです。まず一つは、これから新しいたばこ会社ということに移行するということになれば、どうしても輸入品との競争が激しくなる都会地って言うんでしょいか、そのところが中心になって営業活動が続けられることになりませぬ。これはやむを得ない必然だと私も思つていんです。だからといって、円滑な供給義務のある製造独占の会社なんですから、地方に対しても十分な配慮というものを保持して対処してもらいたいと思つていんです。これが一つです。

○鈴木和美君 専売公社、私なども含めて営業といつて格好のいい話をするんですが、まだまだ専売公社の体質が抜けていないと思つていんです。つまり専売公社の体質というのは何かというところ、たばこをつくって配達をするんですよ。つまりたばこ屋さんのところへ持っていきはいいんで

すよ。そういうような感じの営業というものだ残つていと思うんです。それではこれからの外国競争との間でとつてもやっつけていけないと思つていんです。だから、そういう意味での社員なり社内の訓練とか意識の統一というか、そういうものにもぜひ努力をしてみたいと思つていんです。

三つ目の問題は、これからの営業の組織というものをお考えのときに、先ほど地方を配慮するよということをお述べましたけれども、同時に地方に対する配慮というものは、専売公社の営業所とか生産事務所とかがその町にあるかないかでは、町の地域経済に対する影響や社会的な影響や政治的な影響に大変な重みがあると思つていんです。そういう面も十分考慮してはほしいし、ただ道路がよくない、そして配送がやりやすくなつたというだけではないかぬので、職員の問題も十分踏まえて、そういう上で私は対処してほしいと思つていんです。

○説明員(長岡貴君) 第一線の業務の合理化の一端といたしまして、営業所の配置につきましても、現在見直しをいたしまして統合もある程度行わなければならないと思っておりますけれども、そのような場合におきましても、いわゆる地方の営業部門において大変な不便を来すというふうなことがないように配慮は当然いたすべきであらうと存じます。

また第二点の、営業に携わる職員のいわば意識革命と申しますか、そういうふうなことににつきましても、かねがね私もその必要性は痛感いたしておりました。新制度の発足を待たず、現在におきましても、そういうふうな点については十分に理解を深めるべく指導を行つておるところ

でございます。今後ともその努力を続けてまいりたいと存じます。

第三点の問題につきましては、これは御指摘の趣旨は大変よくわかります。実際問題として難しい問題でございますけれども、一方におきまして、私どももいたしましては、将来の厳しい環境を考えたときに、私どもとしてできる限りの合理化と申しますか、は図り、企業の実質を強めていく必要はどうかあるわけでございます。そういって、御説明を十分御説明して理解を求めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木和美君 私を持ち時間の残ったところ、たばこづくりの方についてお尋ねしたいと思っております。

先ほど軽くてマイルドなたばこというものを製造するスタンスをお聞きしました。同時に、諸外国との関係を見ながら日本のたばこ工場の労働生産性の問題も、一時間当たりの製造の数字も聞きましてから、これは省略しますが、もう一つ技術的な意味で聞いておきたいんですが、たばこの原材料の中心である日本の葉たばこですね、この葉たばこというものは、つまりシガレットというたばこづくりから見るとどのような評価をなさっているのかお尋ねしたいと思っております。

○説明員(西村忠弘君) お答えいたします。

葉たばこの生産者、耕作者の方々にはたばこ産業の一翼を担う方々として、現在の厳しい状況も考えられて、一時昭和五十年以降大変品質低下をした時期がありましたけれども、現在はその品質回復に向けて大変な努力をさせていただいております。しかしながら、日本の気候、土壌条件等の制約によりまして、日本で生産される葉たばこについては、ごく一部の地域を除きましては、大体緩和料あるいは補充料の産地に相当するというふうに考えております。

このような葉たばこも、しかし我々はこの製造独占という新しい会社のもとで、私どもは主体原料として今後とも使っていかなければならないと

いうふうに思っておりますが、それには香味の豊かなようにしてもたばこのブレンドに必要な原料、あるいは緩和化のために必要な一部の原料、そういったものは輸入で賄って、それをブレンドしてたばこづくりをしていかなければならぬというふうな思っているわけでありまして、一般に葉たばこの香味の乏しい原料は、国際的には価格は安価であります。そういう意味で日本の原料が補充料的なものであるということから言いますと大変割高になるわけでありまして、今後ますます厳しさを増す市場環境のもとでこのような現状にある国産葉を主体原料として使ってまいりますために、今後とも私どもの製造技術の向上なり、そういった面で大変な努力が必要だということとともに、国産葉たばこの生産性向上あるいは価格の低減というものについて今後一段の努力をともにやっていたいかなければならない、そういうような位置づけにあるというふうに思っております。

○鈴木和美君 原料そのものの葉たばこ問題は、別途また機会があったらやらせていただきますが、今私が聞いておきたいことは、日本の葉たばこというのは日本のたばこ会社で使用する原料として非常に大切であるし、それは原料の中の大半を占めていくのに可能なものであると、そういうふうに理解してよろしゅうございませぬか。

○説明員(西村忠弘君) 問題はありますけれども、努力によって克服しながらやっていけば、ある面の自給率を確保しているという面もありませんから、先生のおっしゃるとおり大変重要な原料であると言つて差し支えないと思っております。

○鈴木和美君 それでは次の問題ですが、たばこ工場をつくる機械ですね、たばこの巻き紙、パッケージング、いろいろありましようけれども、相対的に外国のたばこ会社との比較において、その使用している機械というものはそんなに遜色はないように思っているんですが、他方では、八千回転の巻き上げ機ができてくるというふうなことがあつたりして、そういう世界のたばこをつくる機械というものはどういう現状になつてい

ることが一つ。それからもう一つは、そのたばこを巻いたり、パッケージングする機械そのものは日本の中でできるのかできないのか、輸入などに頼らないで日本でもできるのかできないのか、そういうたばこ機械をつくる技術水準というものは日本と外国との関係でどういうふうな状況にあるのか。この点を聞かせてくれませんか。

○説明員(西村忠弘君) 機械製作技術についてのお尋ねでございますけれども、戦前は、中研一型巻き上げ機と称しまして、世界のたばこ用製造機械の中でも比較的優秀な機械とされておりました。戦中、戦後の時期にたばこ用機械の開発技術の面で大変おくれをとりました。その結果、一方で、大変な量産が必要になり、フィルター製品の増強が必要であるというふうなことから、やむを得ず昭和三十八年にイギリス及び西ドイツと技術提携、ライセンス供与を受けまして、日本での国産製造を開始したわけでありまして、これが十五年たちまして、一昨々年ライセンスが切れま

したので、この時期から前後いたしました。何となく国産化を図ろうというところで開発能力の増強に努め、現在、鋭意国産の優秀な機械の開発に取り組んでいる段階であります。

ライセンスの供与によって製作を始めたときは二千回転でありましたけれども、それを二次開発のデベロッパングで二千五百、四千、さらには五千まで上げてまいりましたが、現在、公社では、巻き上げ機につきましては八千回転の開発に取り組んでいるところでございます。

この辺の水準を見ますと、私どもの目から多少ひいき目に見えるかもしれませんが、欧米等のたばこ用機械のメーカーと技術的には遜色のないところになってい

るのではないかと、そういうふうに考えております。

○鈴木和美君 もう一つは、そのような高速化というか、非常にハイスピードの機械というものがこれからコスト競争、製造コストの面でも競争に入らなければならぬわけですから、その導入、直接

工場に入っていくというふうな導入計画というものはどんなぐあいに今なつておられますか。

○説明員(西村忠弘君) 現在は、五千回転の機械を工場に導入している最中でございますが、これを全部更新しないうちに八千回転の開発は完了すると思っております。現在、私どもは、今年じゅうに試作一号機の組み立てを終えて来年度から平塚試験場なりあるいは一部の製造工場で試運転を行ひまして、その中でいろいろな技術的な検証なり技術標準の確立を行つて、それらのフィードバックによって量産体制に入りたいというふうに考えてお

りまして、一応私どものめどとしては、これらの機械が実際に工場に入っていく年度は六十二年以降になるかと思

○鈴木和美君 もう一つ質問ですが、現在、昭和五十九年でも結構ですが、たばこの売り見込みと、工場をつくる施設能力、実際に動いている稼働能力ですね、稼働の状態というか、それはどのぐらい、パーセンテージであらわすと何%ですか。

○説明員(西村忠弘君) お尋ねの趣旨は機械設備の稼働率のことかと思いますが、現在私どもの工場の稼働は、数字で申し上げますと約九三%ぐらいでございます。人的能力の面では製造の余剰人員というものは持っておりませんが、機械設備の面では九三%になっております。かつてはもう少し高うございました。専売製造でございますので、国内のたばこ事業というのはい手供給という意味で比較的高い稼働率でやっていたわけでありまして、今後は市場競争が激しくなるという意味でいろいろな対応をしなければならぬこと、また輸出も考えなければならぬというふうなことから、ある程度の設備余裕、機械損失をなくさないような設備余裕というものは必要だと思っております。現在の九三%というのは、それほど大きな過剰余力とい

いますか、そういうことではないんではないかと、そういうふうに考えております。

○鈴木和美君 大臣、私の持ち時間、間もなくきようはなくなるんですが、今までずっとこれからの状態などを聞いてまいりましたので、

が、これから同僚議員からもいろんな質問がある
と思うんです。つまり今、売りの見込み、つくり
の状態——私、きょう時間がなくてまた別の機会
にやらしていただきますが、葉たばこの現状の問
題、時間がございますが、今ずっと聞いてまい
りまして、これからの国際競争力に打ちかつ、ま
た勝たねばならないという状況から見ます
と、現状のたばこ産業が持っている人の問題、機
械の問題、また制約の問題などを見ると、完
全に当事者能力を持ってやり得るのか、法律的に
もまた実德的にも、そういう心配が私は一つ残り
ます。

もう一つは、職員を取り扱いというものの、き
うは時間がないからやりませんけれども、これだ
けのコスト競争に入るとすれば、営業所におい
ても工場においても大変な合理化というものが伴
ってくると思うんです。したがって、生首を飛ばす
ような合理化というようなことは我々も絶対反対
です。そこは年齢別の構成などを見ながら、ス
ムーズな転換というものをしていながら競争力
にこたえなげやならぬと思うんです。

そこで、私は、一番最後に大臣にもお願い申し
上げたんですが、きょう、今、西村本部長のお
話によれば、日本のたばこをつくる機械の製造の
技術、こういうのはすごく高い、ハイ技術になっ
ているわけですね。したがって、そういうたばこ
の機械というものを今度は職員の雇用の安定とい
うような受け皿の方から考えてまいりますと、そ
ういうハイ技術でも持っているところを、もつと今
度は違った、農機具の作製であるとか、そういう
事業範囲の拡大というものをしながら雇用の受け
皿をつくっていかねばならぬと思うんです。そ
ういう意味でも、事業の範囲の拡大と、専売公社
が今度新会社になった経営に対してしっかりやっ
てほしいという自主性の問題について、ど
うぞこれからの大臣の協力を御配慮をいただき
たいと思うんですが、見解をお伺いして、私のき
うの質問の終わりといたします。

○国務大臣(竹下登君) 事業範囲の問題でござい

ますが、私は今の鈴木委員のおっしゃる意味はよ
く理解をいたすところであります。ただ、具体的
な私の知識が鈴木委員とかかなりの格差がござい
まして、知識が乏しゅうございまして、そういう
優秀な技術等はありませんが、それがいわゆる農機
具に適するかどうかということになりますと、
私の能力をいささか超える問題であります。い
ずれにいたしましても、業務範囲の拡大等いろ
んな各般の状況を考えながら、まさに大変な民業
圧迫になりますとか、いろんな場合は別として、
その自主性に大いにゆだねるべきものであるとい
うふうな理解をいたしております。

○委員長(伊江朝雄君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会
を再開いたします。

休憩前に引き続き、たばこ事業法案、日本たば
こ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法
等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
及びたばこ消費税法案を議題とし、質疑を行いま
す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤井裕久君 今回の専売改革の五法というもの
は、これはもう明治三十七年に専売制度ができて
八十余年、また昭和二十四年に専売公社ができて
三十五年に及ぶ一つの仕組みというものに対して
ピリオドを打つというふうなことで、私も自由
民主党といたしまして大変な大きな関心を持って、
特に党内の専売対策特別委員会を中心に真剣
な議論を重ねてまいりましたわけでございます。

政府の今回の提案が私どもの考え方を十分御理
解をいただきまして、基本的な物の考え方を取り
入れていただいたことに対して深く感謝をい
たす次第でございます。本当にありがたいことだ
と思っております。

それで、時間が非常に制約されておりますの
で、衆議院なり同僚議員の質問のあったことと重
複することはなるべく避けて質問をさせていただきます
が、この今回の改正というものが、先ほど
大臣の提案理由の説明にもありましたように、現
行の専売制度が果たしてきた役割は評価はする
が、開放経済体制という大きな流れの中で、たば
こ産業もその場に率直にさらさなげやいけないと
いう前提をとってたばこの輸入の自由化に踏み切
って、同時にそういう国際的なたばこ産業に対
して我が国はたばこ産業が競争力を持てるような新
しい自主的な経営形態を持つ、そして同時に八十
余年にわたって専売制度を支えてきた大きな関係
者に対しても温かいというか、きめの細かい配慮
をして激変の緩和に努めると、こういう調和を図
ったのがこの法律であると考えておるんでありま
す。こういう意味では極めて難しい政策選択
をされたわけでありまして、大臣といたしまし
て、この政策選択をされてこういう法案にまとめ
られるに当たって一番御苦勞になりました点は何
んなこととございませうか。

○国務大臣(竹下登君) それは今のお話にもあり
ましたように、開放経済体制に即応する、そこで
輸入自由化に踏み切るといふ、それには専売制度
を廃止するといふことが一つ、それから国際競争
力を確保する点から、合理的経営が最大限可能で
あるように特殊会社に改組する、こういう大きな
柱であったと思っております。

そこで、今お話にもありましたように、これを
まとめに当たってはそういういわゆる開放経済
体制に即応するといふ大義というものが存在いた
しますが、同時にこのことはたばこ産業を支える
三つの大きな集団と申しておりますが、それはい
わゆる耕作者の方々であり、そしていま一つは小
売人の方々であり、そしていま一つは労使双方の
まさに当事者そのもの、それ全体でもって日本の
たばこ産業といふものを支えておるといふ考え方
になりますと、今お話があったように、それらに
関係のある皆さん方の、いかに激変が生じないか

という合理的な範囲内においてどう工夫し
ていくかということが、一つの大きな苦勞と申し
ましようか、考え方の基本にあって作成をするに
至ったわけでありまして。

そういう激変緩和ということと、それからもう
一つは、激変緩和の措置は行ったとしても、なお
たばこ事業関係者全体に残る不安というものをい
かにして解消するために心を砕いていくかという
ようなことが、まとめるに当たっての各方面との
たび重なる意見調整というもののポイントではな
かったかというふうにも私は理解をいたしてお
ります。

○藤井裕久君 三つの大きな集団に対してそれぞ
れ御配慮をいただいて本当にありがたいことだと
思っておりますが、その法律の中でいろんな仕組
みを組み込んでおるわけでありまして。例えば一番
におっしゃった耕作者の皆様に対しては全量の買
い上げとか、あるいは買い上げる場合の買い上げ
の基準、再生産価格の保持とか、あるいはまた販
売の皆さんに対してはいわゆる指定制、今度は許
可制でございませうか、また定価制というよう
な制度をいろいろ仕組んでいただいておりますわけ
であります。この制度が仕組まれているのは、私
は法律的にぎりぎり詰めていきますと、この新経
営形態が特殊会社、特に二分の一以上株式を持
つておるといふところに由来しているように考えて
おります。

そこで、そういう関係者の方にとつては、新会
社の形態が今後も恒久的に続くかどうか、暫定
的なものじゃないのかというところを非常に心配し
ているというところも、関心事になっておるわけであ
りますが、大臣は衆議院におかれては、この仕組
みは民営・分割化への経過措置ではないというこ
とをはっきり答弁されておられるわけでありま
すが、今申し上げたような観点から、改めてこれは
民営・分割化のためのステップではないんだとい
うことをひとつ御答弁いただければありがたいと
思っています。

○国務大臣(竹下登君) 今もろもろの御指摘がご

ございましたが、そのところが時にはいわゆる臨調路線というものからすれば後退しているんじゃないか、各新聞論調等でそのような批判も受けたわけでありませぬ。私どももいたしましては、今次改革というものを考えてみても、基本的に割高な国内産業を抱えておる状態のもので、たばこの輸入自由化を行いつつながら、なおかつ我が国たばこ産業が国際競争力を確保して健全な発展を遂げるということを期待するためには、専売公社を政府出資の特許会社に改組しながら、これにいわゆる製造独占、この製造独占権を付与すること以外にないという判断に達したわけでありませぬ。したがって、今次改革法案におきましては、このような特許会社という経営形態及び製造独占、これは言ってみれば、民営・分割に対するワンステップとしての位置づけではなく、恒久的措置として位置づけられておるといふふうに、これは明快に申し上げますか、申し上げておるゆえんのものも、種々関係方面との協議を重ねた結果、この方法しかないという判断を下したからであります。

○藤井裕久君 それと、今度はむしろ小野さんに伺うこともおもしろいんですが、小野さんが衆議院で、今の仕組みの中で株主権の問題、この株主権の行使というものは商法の範囲に限られておるんだと、私はそのとおりだと思ひます。しかし、同時にこの株ということが政策手段、今たばこ事業法の第一条にあるような政策手段を担保する意味も持っておるんだということを最終的に言われたと思ひます。そういう意味から言つと、今大臣の言われたような、もろもろの話がすべて株主権の行使を通じてはなかなかいくものではないというところは相当はつきり言われたように思ひますのでございます。

また、これは非常に大事なことでありますが、経営の合理化というか、自主的経営ということのためにもう一つの公的規制の対象に考えられておる業務計画の認可でございますね。これも非常に重要な問題ではないかというふうなニュアンスのこ

とを言っておられるわけでありませぬ。私は基本的にそのことは正しいと思ひますが、反面、逆の心配も出てくるわけでありませぬ。衆参両院でいろいろ質疑の中で、今の法律に書かれた各三つの集団に対する配慮以外にも実行上の問題としていろいろ配慮していただかなければならないことと、具体的には申しませぬが、それがあつたわけであり、それを政府なり公社の方が答弁されたことが随分あるわけでありませぬ。これから新しい経営主体が利潤を上げていかなきゃならないというところになると、とかく今のいろいろな口頭で国会答弁として約束されたようなことを逸脱されるおそれがあるのではないかと。今の経営者の方々が新しい会社の経営者になられたときはそういう心配はないと確信いたしておりますが、将来そういうこともあるんじゃないかという危惧もあるわけなんです。

そこで、株主権の問題あるいは公的規制の問題ということが今のうちに、小野さんが衆議院で答弁されておる中で、いろいろここで議論になった問題で、国会答弁として約束されたようなものを新経営主体が万一逸脱するようなきはしかるべき監督措置はとっていただけたらどうか。そこをひとつはつきりさしていただきたいと思います。

○政府委員(小野博義君) お答え申し上げます。今回の制度改革の趣旨が、開放経済体制に即応してたばこ事業の合理化、効率化を実現する、あるいは新会社の経営の自主性を尊重する、自主責任体制を確立することにあることからのいたしますと、私どもの監督権の行使というものはおのずから自己抑制的と申しますか、それなりに新会社の経営の自主性を尊重する中で行われなければならぬというところは、先生御指摘のとおりでございます。一方で一定の政策目的を持つ会社といたしまして、その政策目的の実現のために、言葉を変えて言いますならば、たばこ事業法なり日本たばこ産業株式会社法なりに書いてある目的を達成するために行われるわけのものとございま

すから、その目的から逸脱することがないよう、おのずから自主責任体制の中において新しい会社がそういう運営をされていくのは当然のことでございますし、私どももいたしましては、そういう目で、あくまでも会社の自主責任体制を尊重しながら、かつ事業法あるいは会社法の目的に沿うように運用を行つてまいるのが当然であると考えております。

○藤井裕久君 それでは公社の総裁に伺います。今いろいろ話が出てたような、基本的には株式会社として自主性を持って合理的な経営を行うという中で、いろいろな公的規制と申しましよるか、があるわけでありまして、そういう意味では一般の会社より利潤追求という意味から言えどもやりにくい、国際競争に對するということ味においてもそれは非常に一つの足かせになるかと、こういうことだろと思ひますが、こういう一つの仕組みの中で国際競争に十分勝つていく、そのことが我が国のたばこ産業全体に對して必要だと考えておられますので、それでも必ず国際競争にたえ得るんだという御自信のほどをひとつ伺いたいと思ひます。同時に、今話の出たようないろいろな規制というものも、今や日本の農業の中では米に次ぐ作物となつておるたばこ、しかも中核農業になつておるといふような事実、あるいはまたたばこの販売の方々には社会保障的な見地から、母子だとか寡婦だとか身体障害者の方々が生活の一つの手段としてこういうものをやっておられるというのにも對する配慮、そういうものを守りながら今のよう自信を持って国際競争にたえていかれるかどうかということの御決意のほどを伺いたいと思ひます。

○説明員(長岡寛君) 新会社の任務は、日本のたばこ産業の中核的存在として、先ほど大臣もおっしゃいましたたばこ農業から小売店に至るまで、日本のたばこ産業集団全体の維持発展を図つていくという役割を担うべき存在でございます。率直に申しまして、輸入の自由化を控えて国際競争が激化する中で、日本のたばこ産業集団全

体の維持発展を図る役割を担う新会社の経営というのには決して容易なものではないと考えております。

しかしながら、我が国のたばこ産業と申しますか、現在まで専売制度のもとに維持されてまいりましたたばこ事業は、八十年の歴史を持つものであり、その間において中核的存在であるべき会社の前身である公社といたしまして、労使間の協力その他もございまして、設備の近代化、経営の合理化等にもそれなりの努力は十分に積み重ねて今日に至つておりました。技術水準その他の面においても、現在欧米の産業と比べましたときにほぼ互角に開えるだけのものは身につけておるといふ自信はございます。

ただ、輸入自由化後に外国のたばこ企業、特にアメリカの巨大資本等がどのような戦略を展開してくるかというところは未知数でございます。私どももいたしましては、ビッグスリーに代表されます外国の巨大たばこ資本が、経営戦略におきましても、また財務基礎におきましても、大変強力な競争相手であるという認識はせざるを得ない状態にございます。そういうふうなものとございまして、私どもはたばこ産業集団全体が相当程度厳しい合理化の道を歩む必要があるかと存じますけれども、その合理化の道をたゆまず努力をして歩み続けましたらば、国際競争にも負けないで日本のたばこ産業集団の維持発展が図られるものというふうにご考慮いただきたいと思います。

○藤井裕久君 わかりました。そこで、これからいよいよ経営合理化のためのいろいろな諸施策が出てくると思ひますので、新会社の発足は今のままいけば来年の四月でございますが、先ほど鈴木委員からも御指摘がございましたように、経営の合理化をするためには関係者のいろいろな理解が必要であるということ、なるだけ早目に関係者に対して合理化案というものを示してスムーズにそれが行われるようにしていただきたいと思います。

私は、製造部門について、先ほどお話ありまし

目的を達成するための必要最小限度のものでございまして、政府規制というものは既存の、いろいろ比べてみましたが、他の特殊会社の中では最も規制が緩やかなものというふうなことにしようとして、経営の自主性が妨げられないようにしようとして、そういうことにはいたしたわけでございます。

さらに、許認可権等の行使につきましても、経営の自主責任体制の確立という今次制度改革の趣旨に沿って行われるべきものと考えておりますので、基本的には商法と労働三法というふうにも申しましたが、中身におきましては、経営の自主性が損なわれることのないよう種々配慮をしてきたつもりでございます。

○多田省吾君 今の御答弁では私も納得できないわけですが、これは後でまた質問することといたしまして、次に進みたいと思っております。同じくこの報告では、「競争原理の導入」という中で、巨大外国企業と互角に競争していくために、経営基盤の整備、強化というものをうたっておりましても、たばこの巨大外国企業の現状、これを簡明に御説明いただきたい。

○説明員(長岡實君) 世界の巨大たばこ企業は近年積極的に事業の多角化を進めておりまして、例えばスーパー、食料品、ビールなど極めて多方面の事業に及んでおり、その売上高は企業の総売上高の半分近くを占めるに至っておりまして、市場の状況や企業の経営戦略等により輸出、ライセンス製造、あるいは資本進出等種々の形態をとりながら、ヨーロッパ、中南米を初め自由世界のほとんどの国に進出しており、現在ビッグスリーと言われておりますBAT、フィリップ・モリス、R・J・レイノルズの三社で世界のたばこ市場の約五〇%を占めている現状でございます。

○多田省吾君 総裁は、巨大企業と互角に競争していくための問題もあわせておっしゃっておりますけれども、衆議院の段階では、総裁は、外国たばこの輸入は数年後には国内シェアの五〇%程度まで進むと発言されております。また、きょうの午

前中の質疑におきましては、昭和六十年度中に四〇%ぐらいになるのではないかと御質問に對しまして、そうピント外れではない、こういう御答弁もあつたわけでございます。

衆議院でも大分この問題は論議されたのでありますけれども、フランスの場合なんかを見ましても、一九七六年には一〇・四%の輸入たばこのシェアであったのが、一九七七年にEC内で域内自由化になった途端に、わずかに四年間で一九八〇年には三〇%を超えるようなシェアに拡大したわけでございます。

今までも専売公社から輸入業務を委託された大手商社が手数料だけを受け取ってやっていたわけでございますが、今度はこの大手商社が輸入主体となつて活躍することになりますと、流通コストなるわけでございまして、広告宣伝活動等も相当巨大なものになると予想されるわけでございます。そうしますと、考えようによつては、四%とか五%を超えるようなシェアに外國たばこの輸入が拡大するおそれもあるのではないかと、このように考えられますが、その見通しと、これに對抗する体制づくりというものをどのようにお考えになつておられるかお答えいただきたいと思つております。

○説明員(長岡實君) 制度改正後の来年の四月以降になりませんが輸入の完全自由化が行われませんので、そうなつた場合に、輸入品のシェアがどの程度になるかという見通しを立てることには現状においては大変困難でございます。私が衆議院の段階で、輸入自由化後数年の間に五〇%程度になることも覚悟しておかなければならないと思つてお申上げましたのも、別に数字の裏づけがあつて申上げたわけではございません。ただ、現状が二〇%近いところになつてお申すし、過去数年間の輸入品の消費の伸びを見ますと、輸入自由化が行われる以前において既に平均二割近い伸びも示しておられる現状でございますので、自由化が行われた後にはこの伸びはもっとふえるのではないかと。そうなれば数年の間には五〇%程度のシェアに

なることを覚悟しておかなければならないということをお申上げた次第でございます。

したがういまして、来年四月以降、何年たつた場合にもどの程度の輸入品のシェアになるかということをお答え申し上げる自信はございませんけれども、私も私どもといたしましては、これは新会社発足以前から、私どもの現状におきましても、将来のそういう傾向を見ながら、一体どの程度の国内の製造規模を維持するようない見通しで仕事を進めていくべきかということにつきましても、でき得る限り詰めてまいりまして新会社の移行に備えたいというふうな考えをしております。

○多田省吾君 大蔵大臣に再びお伺いしたいのでございましてけれども、現状としては今回の法案を最終的なものと考慮しておられるのかどうか、もう一度確たる御答弁をお願ひしたいと思います。それからもう一点は、増税なき財政再建というものを中曾根内閣は基本路線としておられるわけでございますけれども、今回の制度制改革というものがこの財政再建に寄与するかと考えられるのかどうか、その辺お伺ひいたします。

○國務大臣(竹下登君) まず最初のお尋ねでございますが、これは確かにいろいろ議論いたしましたけれども、割高な産業を抱えた現状のもとで輸入自由化をやつてそして国際競争力を確保していくということをやりますためには、これは専売公社を政府出資の特殊会社に改組しながら、これに製造独占を与えていく、まさに製造独占を与える以外に方法はない、こういうふうな考えをたつたわけでございます。したがういまして、この形態と製造独占というものは、今お言葉にもございましたように、現段階においていづれも恒久的措置であるというふうな位置づけをすべきだ、いわゆる民営・分割のワンステップではないというふうな位置づけざるを得なかつたというわけでございます。

それから財政再建の問題でございますが、今度のは、専売改革というものは開放経済に即応するということでございますので、財政収入の安定を期するという意味においては、これは財政再建と関係

が全くないわけではございませんが、短期的に財政再建に寄与することを直接の目的として考えたものでは全くございません。

○多田省吾君 次に、たばこ事業法案についてお伺ひしてまいりたいと思つております。

竹下大蔵大臣の提案理由の説明にもありましたが、たばこ専売制度は、明治三十七年に制度が設けられて以来、財政専売として寄与してきたが、時代の変遷、環境の変化によつて、その見直しが必要になってきたとしております。そこで専売制度というものを形式的とはいへ廃止することになるわけですが、そのメリットとデメリットについてどう見られるのか、また今後における財政収入の安定的確保という面からどう考えておられるのか、この二点をお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) メリットといひますならば、開放経済体制を志向する我が国として、たばこの輸入自由化に踏み切ることとしたことと、そしてこれを通じてたばこ事業の効率的運営を図っていく見地からいへる専売制度を廃止した、これがメリットとして挙げべきことであらうというふうな考えです。

それから専売制の廃止と同時に、一方このたばこ事業関係者、先ほど申しました耕作の方、また小売店の方でございますが、これに對して急激な変化を及ぼすことのないような配慮を行った、それによつてこの法律ができて摩擦が起らないように、それをできるだけ除去するということにしたわけでございます。

それから専売制度の廃止で専売納付金制度から消費税制度へ移行することになりますが、これによつて引き続き、名前は変わりますが、財政収入の安定的な確保は図られるというふうな考えられるわけでございます。

制度改革そのものの中でデメリットを引き出していくということとはちょっと事実難しい問題ではないかなと、こういうふうに思うわけでありませう。

○多田省吾君 次に、原料用の国内産の葉たばこの生産及び買入れにつきましては、日本たばこ産業株式会社があらかじめたばこ耕作者と耕作面積等を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結いたしました。その上で会社が生産された葉たばこを全量買入れることになっておられるわけでありませうが、そこで、この契約につきまして第三条で、「たばこの種類別の耕作面積」及び「葉たばこの種類別及び品位別の価格を定める」ことになっておられます。しかしながら、災害等によりまして損害を生じた場合の取り扱いにつきましては、最近の異常気象から見ましても大変心配されるところでございませう。この点について十分な配慮を行うべきだと考えておられますが、これはどう対処をされますか。

また、第二点としまして、現行のたばこ災害補償制度がどのように運営されているのか実態を明らかにしていただきたいと思ひます。

第三点は、さらに今後災害補償がどのように変化するか伺つておきたいと思ひます。

○説明員(長岡實君) 現行のたばこ災害補償制度は、新制度への移行後におきましては、契約の基本的な事項として、たばこ耕作組合中央会と約定することになるわけでございますけれども、耕作者の経営の安定化に果たしている役割にかんがみまして、新会社移行後におきましても実質的に現行制度の内容を維持していきたいと考えております。したがって、この点によって第一点と第三点のお答えを兼ねたものと存じます。

それから現行の補償制度につきましては、たばこ耕作農家が気象災害等、不可抗力の災害を受けた場合にその損失の一部を補てんするものでございまして、たばこの災害補償金の交付を受けるに当たりましては、たばこ耕作者が風水害あるいは病虫害等によって被害が二割以上になると判断された場合に申請することが要件でございませう。公

社ではこの申請に基づいて被災の事実を調査して買入れ後に被害程度に応じて補償を行つておられるわけでございますが、最近時点での数字を御披露申し上げますと、昭和五十八年度におきましてたばこ災害補償金の交付を受けた人員が一万四千一人、補償金額は二十七億八千万円でございます。

○多田省吾君 葉たばこ耕作者にとりましては、全量買入れとはいはれませんが、公社制度のもとで行われたものと特殊会社で今後行われる予定のものとは、耕作者の立場からいへば、受けとめ方がかなり違つてくると思ひます。で、今後の営農という立場から見通しがどのようになるかは将来的に大変な大事な問題だと思ひますが、公社総裁の考え方といたしまして、葉たばこ耕作者の位置づけというものをどのように考えておられるのかお伺いしておきたいと思ひます。

また、昭和十年から今日までの葉たばこの耕作面積、耕作者数、一人当たり耕作面積はどのように推移しているのか簡明に御説明いただきたい。

また、今後制度改革によつて葉たばこの耕作面積等についてどうあるべきだと考えておられるのか明らかにしていただきたい。特に、最後の問題では、衆議院段階で総裁は大分減反を考えておられるような御答弁をなされておられますが、その点いかがでございませうか。

○説明員(長岡實君) 今回の制度改正によりまして公社が株式会社組織の政府関係特殊法人に変わるわけでございます。そういうふうな面におきまして、制度改正の結論に到達するまでの過程におきまして、葉たばこ耕作者の方々が不安をお感じになったことは事実でございます。ただ、たばこ御審議いただいております今回の制度改正の内容につきましては、そういうふうな葉たばこ耕作者の方々の不安を解消すべく、面積や価格の決定方式等につきましても、従前の方式を基本的に維持するといふような制度の内容になつておられるわけでございます。こういうふうな制度のもとにおきまして、新制度移行後におきましても私ども

もは、国内産葉たばこというものは従来から製品たばこの主たる原料として位置づけられており、たばこ耕作者はその供給者として重要な役割を果たしてきたといふ基本的な認識を持ち続けてまいり所存でございます。

なお、今日に至るまでの面積あるいは耕作者数等につきましては担当者からお答えを申し上げますが、最後に御指摘になりましたその将来の見通しでございますけれども、この点につきましても、現状を維持できればそれにこしたことはないと思ひますけれども、将来を考えたときとは存じますけれども、将来を考えたときこへ輸入自由化が行われれば、若干ずつではございませうが、輸入品のシェアがふえてくるというふうなことをあわせ考えますと、たばこ耕作農業者の将来もなかなか厳しいものがあるかと存ずるわけでございます。私どもといたしましては、あらゆる努力を積み重ねまして、国産の葉たばこを原料として使用する努力は続けるつもりでございますけれども、率直に申しまして、将来にわたつてある程度減反についても御協力をお願いせざるを得ないのではないかと申すことを衆議院段階で申し上げた次第でございませう。

ただ、それにつきましても、新しい会社はたばこ産業集団全体の維持発展を図ることが目的でございますから、そのしわを耕作者にだけ寄せるといふことでは済みませんし、またそれでは協力が得られないと考へております。公社もみずから経営合理化の努力を最大限に行うよう努めまして、そういうふうなこととあわせて、耕作者の方々に御理解を得ながらある程度の御協力を求めざるを得ないのではないかと申すように考へておる次第でございます。

○説明員(生平幸立君) たばこ耕作の事績の推移でございます。昭和十年以降ということでございますので、全体の傾向がつかめるように十年刻みで申し上げますが、昭和十年の耕作面積は三千四百四十二人、耕作面積が三万四千八百二十二ヘクタール、一人当たりの耕作面積が当時十五アールでございました。昭和二十年になりまして、耕作面積が二十五万四千四百三十七人、耕作面積が三万八千四百二十二ヘクタール、一人当たりの耕作面積が十二アール、若干減つております。昭和三十年になりまして、耕作面積が四十三万五千五百五十八人、耕作面積が七万四千八百六十九ヘクタール、一人当たりの耕作面積が十七アールでございませう。このあたりからだんだん事業量が拡大していつておられますので、耕作面積もふえてまいりますが、昭和四十年になりまして、耕作面積が三十三万二千五百三十八人、耕作面積が八万六千三百二十二ヘクタール、一人当たりの耕作面積が二十六アールとだんだん大きくなつてまいりませう。昭和五十年になりまして、耕作面積が三十一万八千二百三十人、耕作面積が五万八千五百一ヘクタールで、一人当たりの耕作面積が五十七アールでございませう。最近の数字ということでは九万二千九百七十九人、耕作面積が五万三千六百二十七ヘクタール、一人当たりの耕作面積が五十八アールでございます。

○多田省吾君 耕作者数が昭和三十年の四十三万から現在九万二千台まで大変減少しているわけですが、その主な理由はどういうところにあるかと申すか。

また一方、一人当たりの耕作面積は最低十二アールから現在五十八アールと逆に増加しているわけでございます。葉たばこ耕作というものが多投労働品目といふことからして簡単に合理化といふわけにはいかないと思ひますが、総裁も先ほどおっしゃつたように、消費全体の頭打ち傾向とか、それから外国輸入たばこの大幅増加などというところがあると思ひます。対策にこれから十分気を配る必要があると思ひますけれども、その辺のこれからの対処の仕方についても一度お伺いしておきたい。

○説明員(生平幸立君) たばこ耕作者の数が急激に減少してまいりましたのは昭和四十年以降でございませう。

ざいます。これは我が国の経済の高度成長過程における農村労働力の都市への流出、これが大きな原因であったというふうに考えております。

なお、耕作者の数が大幅に減少はしましたけれども、先ほど申し上げましたように、一人当たりの耕作面積はだんだん大きくなっておりまして、昭和十年当時十五アールでありましたものが、現在では先ほど申し上げましたように、五十七年で五十六アールというふうに年々増加している状況でございます。

○多田省吾君 次に、あわせて伺います。代表者の諮問に応じて原料用の国内産業たばこの生産及び買入れに関する重要事項を審議するためのものというようになっておりますけれども、これまでの審議会と新たに設置される審議会との違いはあるのか、また構成も違ってくるのかどうか、お伺いいたします。

○説明員(長岡寛君) 新しく設置されますたばこ審議会は、会社が買入れるたばこの種類別、総面積及び価格を審議する機関でございます。現行のたばこ耕作審議会の実質的な機能をそのまま引き継ぐものでございます。したがって、現行と同様にそのメンバーにつきましても耕作者を代表する者及び学識経験者合計十一人以内で構成することになっております。

なお、先ほどの御質問の後段でございますが、全体の需要が伸びない、その中で輸入品がふえてきた場合に、一体たばこ耕作農業の方はどうなるのかという点でございますけれども、これは私どももいたしましては、なるべく国内のたばこの生産規模を減らさないような努力はいたしますけれども、客観情勢は大変厳しいものがございまして、そういったような点もあわせて、先ほど申し上げましたように、たばこ産業集団全体の合理化の中で、耕作農家につきましても面積等について応分の協力をお願いせざるを得ないのではなからうかといった見通しに触れた次第でございます。

○多田省吾君 次に、製造たばこの値上げは製造たばこ定価法で行われてきたが、改正案では小売価格の価格改定が大蔵大臣の認可事項となるわけであり。たしか前回の値上げの際、五十八年五月一日だったと思いますが、大蔵省は財源確保のために値上げしたいとおっしゃられ、専売公社の方はたばこ離れを起すのではないかと反対の態度を最初とられたというように、食い違いが若干あったようにございます。特殊会社になった場合は、納付金制度から消費税制度に移行するわけであり。今度会社のコストアップなどによる原因とした小売定価改定要請などに対してどのように受け入れていくのか、とりわけ輸入たばこの価格競争が避けられない場合には、自主性の問題と会社の経営上の問題というものが当然出てくると思えますが、そういった場合どう対応するのか、その辺の感触をお伺いしておきたいと思

います。

○政府委員(小野博義君) お答え申し上げます。小売定価の認可制を廃止した理由といたしましては、この小売定価によって全国二十六万の小売店が全国一律の価格で売らなければならないというところでございまして、不当な小売定価であってはならない、そういう意味で不当な小売定価の設定排除を担保するためのものでございます。したがって、会社の小売定価の改定申請に對しましては、その申請価格が消費者の利益を不当に害することとなることを認めるとき、またはその申請価格が蔵出し価格に照らしまして不当に低いと認められるとき、この場合を除きましては、原則として認可しなければいけないということになっておるわけでございます。したがって、小売定価の改定に際しましては、会社の自主性は十分尊重されることになるといふふうに考えております。

○多田省吾君 総裁から、現在、消費全体が伸び悩みだ、頭打ち状態だということを再三お伺いしておりますけれども、売り上げについて横ばいなしし下積みだという、その数字を簡単に結構で

すから示していただきたいと思えます。また、その原因なるものを二、三挙げていただきたい。

○説明員(森宗作君) お答えいたします。たばこの販売数量につきましては、昭和四十年代では、平均いたしました、年約五〇%程度の伸びがあったわけでございますが、その後五十年以降、健康と喫煙の問題といったようなものもございまして、五十年から五十五年までは平均で約一〇%程度の伸びになってまいっております。さらにこの五十五年から最近五十八年までは一〇・四%といったような伸びの鈍化の傾向を示しております。

こうした消費の停滞の原因といたしましては、いろいろ考えられるわけでございますが、一つは喫煙者率が基調として低下傾向でございます。また一人当たりの喫煙本数につきましても頭打ちの状態になっておりました。このほか成人人口の伸びに期待はできないということもございまして、さらには景気の停滞なり喫煙と健康問題といったようなものから起因します社会的な規制というものによって停滞いたしているものというふうに考えておるわけでございます。

○多田省吾君 大臣にお伺いしたいんです。先ほど御質疑がありました。今後輸入の自由化要請が強まるにつれて、さらに関税の引き下げ要請も高まるかと考えられます。現在、関税率は従価換算で二〇%程度となつておるわけですが、これは諸外国と比べても決して高い水準ではありません。それゆえ、関税の引き下げ要請がなされましても、今後は極めて慎重に扱おうべき問題だと思いますが、大臣はどのような考えでおられますか。

○國務大臣(竹下登君) たばこの関税につきましては、私が関係するようになりましてから、五十五年の四月、九〇%、それから五十六年の四月が三五%、それから五十八年の四月、今おっしゃいました二〇%、こういうふうにごこのところ数年で急激にヨーロッパ並みからアメリカ並みにと

こういふことになっておるわけでございます。したがって、米國並みの水準にまで大幅に引き下げた、まさに引き下げたところでございます。だから、これは国内産業事情等を配慮すればぎりぎりものだし、これを変更する考えはない、こういうふうにお申し上げておるわけであり。私は、我が国の産業から見ればまさにぎりぎりであり、世界的に見て適正なものである、こういう理解のもとに、これ以上下げるといふようなことは全く考えておらないところでございます。

○多田省吾君 次に、クロスライセス生産についてお伺いしておきたいと思えます。クロスライセス生産の効果と種類、実績、今後の方向性についての基本的な考え方を伺っておきたいと思えます。また、我が国も輸出攻勢をかける意味で、諸外国に向けたクロスライセスをこれからもますます行うことが必要と考えられますけれども、その点はいかがでしょうか。

○説明員(森宗作君) お答えいたします。クロスライセス契約につきましては、昭和四十七年度から、欧米四社でございますが、アメリカのフィリップ・モリス社、イギリスのBAT社、西ドイツのレムツマ社、オーストリーのオーストリー専売とクロスライセスの契約を締結いたしておるわけでございます。現在はこの中でBAT社とレムツマ社は休止中の関係にあるわけでございますが、五十八年度におきまして実績としては、こちらの方からの進出数量で七百二十万本の実績でございます。内訳として、五百二十万本がセブンスターでございます。あと二百二十万本がハイライト・インターナショナルでございます。なお導入数量としましては四億一千万でございますが、このうちの三億四千万本がフィリップ・モリス社のマイルポロでございます。七千万本がオーストリー専売のゲルベゾルテでございます。

公社としましては、これまでもこのライセス契約によりまして、製造技術あるいはマーケティングというふうな面につきましているいろいろな情

報なり知見を得てまいったわけでございます。今後におきましても、相手国メーカーとの友好関係の維持ならぬ国内資源の活用というような面から、私どもとしましてメリットがあるというふうには考えておるわけでございますが、ただ最近におきまして、相手国側からしますと、市場開放策の進展なり、また今後の輸入の自由化というふうなことになると思います、このクロスライセンズのメリットの効果というものが従来と比べますと減少してまいるわけでございます。ただ、私どももこれは相手のあることでございまして、私どもだけで決めるわけにもまいりませんが、今お話し申し上げたようなメリットもありまことから、その拡大につきましては、今後とも内外情勢の推移を見ながら前向きに対応してまいりたいというふうにご考慮次第でございます。

○多田省吾君 現在、小売販売業者が専売公社の営業所から一定の数量の製造たばこを購入する際に、現金または小切手ということになっておりますが、この制度の根拠をまず示していただきたいと思っております。また、新会社になった場合、とりわけ輸入たばこのマージン率なんかの問題もありませんか。このような方式では新会社は非常に営業が難しくなると思っておりますけれども、消費税の保全という関係もございまして、その際の対応をどのように考えておられるのかお尋ねしておきたいと思っております。

○説明員(森宗作君) 現行の制度のもとにおきましては、先生御指摘のように、製造たばこの売り渡し代金は、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律によりまして、原則として現金決済となっております。一般的には公社独自の判断によりまして延納制度を導入することはできないという仕組みになっております。

今後、新会社移行後におきましては、この法律の適用がなくなるわけでございます。そういったことから、制度としましては、公社の判断によりまして延納制度を導入することは可能であるわけでございますが、ただ、大変長い間の現金取引

制度が定着をいたしております。また、たばこは商品回転率も高いわけでございます。また、資金効率も高いということもございまして、このほか、延納制度を導入しますとかなりのコストアップ要因にもなるわけでございます。こういったことで、当面は延納制度を導入することは考えていないわけでございますが、ただ、この問題につきましましては、輸入品との競争関係なり他の商品との競合関係というふうなものを見ながら、長期的には弾力的に対応してまいらる問題であるというふうにご考慮しております。

○多田省吾君 次に、未成年者の喫煙防止等に配慮することが第四十条で広告との関連でうたわれているわけでありまして、そこで、現在どのような措置がとられておりますか、未成年者の喫煙は法律によって禁止されておりますが、その実効のほどをお伺いしたいと思います。

さらに、新たな防止策を含めまして、新会社ではどのような点に力点を置いて防止策を進めようとしておられるのか、四十条との関係でお尋ねしておきたいと思っております。

○説明員(森宗作君) 未成年者との関係でございますが、この問題は社会的な関心の大変高い問題でございます。こういったことから、公社におきましては、これまでいろいろな施策をとってまいっておりますが、その主なものにつきまして申し上げますと、一つは、販売店に対して、未成年者に対してたばこを売らないような指導をいたしております。また、販売組合に対しましては、未成年者喫煙防止推進協議会というものを設置を指導いたしております。このほか、例えば自動販売機につきましては、未成年者の喫煙は禁止されております旨の文言を必ず入れるというような措置もとっております。また広告宣伝等におきましては、未成年者を主として対象としますような刊行物は広告宣伝を行わない、また未成年者のアイドルでありますようなタレントにつきましましては、これを広告のモデルに使用しないというような施策も行ってございまして、このほか総務庁初

め関係行政機関との提携によりましての未成年者喫煙防止についてのポスターの作成、提示というようなことも行っておるわけでございます。

新会社になりまして、今後ともこういった施策の充実を図ってまいりますが、さらにこの未成年者喫煙防止にかかわるような組織の整備を行いまして、地方におきましてのいろいろな関係団体との密接な連携のもとに、未成年者喫煙防止についてさらに努めてまいりたいと考えておるわけでございます。

○多田省吾君 未成年者に対する喫煙防止につきましましては、未成年者喫煙禁止法というものがあつてございまして、これがよりどころになつておるわけでございますが、明治三十三年の施行で昭和十二年に改正されているわけでございますが、この法律を犯すと、その親とか販売の立場にある者に一円とか十円とかという罰金が科せられるというふうなことになつておりますけれども、ちょっとこれは大変古くさいような法律なんです、短いのでちょっと読み上げていただきたいと思ふんです。

○説明員(森宗作君) それでは読み上げさせていただきます。

未成年者喫煙禁止法、第一条「未成年者喫煙の禁止」でございまして、「満二十歳ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス」。第二条「煙草及び器具の没収」でございまして、「前条ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ処分ヲ以テ喫煙ノ為ニ所持スル煙草及器具ヲ没収ス」。第三条「親権者の処罰」でございまして、「①未成年者ニ対シテ親権者ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セザルトキハ一円以下ノ科料ニ処ス」、②親権者ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ処断ス」。第四条「販売者の処罰」で「満二十歳ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ十円以下ノ罰金ニ処ス」ということでございます。

なお、この中の科料一円につきましましては、罰金等臨時措置法によりまして、「二十円以上四千円未満」というふうな読みかえることになっておる

まして、また罰金の十円は同じく「八千円」ということに読みかえることになつておるようでございます。

○多田省吾君 しかし、実際にこういった禁止法で処罰されている例なんかはほとんどないと思ひますが、どうですか。

○説明員(森宗作君) たばこ販売店関係につきましましての未成年者喫煙禁止法違反につきましては、警察御当局によりまして取り締まりが実施をされておりました。公社の方で警察庁の方に照会をした結果では、検査人員としまして、昭和五十六年には五十九人、昭和五十七年には六十五人、昭和五十八年には五十三人となつておりました。このほか未成年者喫煙禁止法に基づきまして、警察当局によりまして、喫煙をしております未成年者に対してはいろいろの補導が行われておるということでございます。

○多田省吾君 これは一罰百戒というふうなものだと思つてございまして、諸外国ではこういった未成年者に対する禁止法とか処罰とか、これはどうなつておりますか。特に欧米先進国の例で御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(森宗作君) 私どもとしまして、諸外国の法的規制につきましまして必ずしも十分な資料を持つておるわけはございませんが、私どもが入手いたしております資料によりますと、一般的に申しますと、日本と比べまして禁止になりましますとの対象の未成年者の年齢が日本よりは低いとか、あるいは親権者、監督者に対する制止義務といったようなものがないようなことから、日本の方がどちらかといへば厳しい、こういったような感じでございます。

主たる国について申し上げますと、まずアメリカでございますが、アメリカではほとんどの州で未成年者に対して販売禁止になっておりますが、この場合の未成年者は十五歳未満から二十一歳未満までの区々でございます。中には喫煙を禁止いたしております例もございまして、イギリスにおき

ましては、児童青少年法というのがございまして、ここでは十六歳未満の者についてたばこの販売禁止がございまして、そのほかには公共の場所であらうとたばこを没収するというようなこととございまして。

あと西ドイツでございますが、公共の場所におきましての児童の保護に関する法律というのがございまして、十六歳未満の者は公共の場所において喫煙禁止となっておりますが、この場合既婚者は除外するというようなこととございまして。

そのほか、最後にフランスでは、これは大変特別な例でございますが、未成年者を対象としたような法的規制はどうもないようございまして。

○多田省吾君 この法律は明治三十三年にございまして、一部昭和二十二年に改正されたものでありますけれども、諸外国の例とも比べましてこういふ法律をこのまま置いておいた方がよろしいのか、また改正する必要があるのか、今後の方策も含めて総裁と大臣からお答えいただきたい。

○説明員(長岡實君) 今回のたばこ事業法では第三十一条第九項で、未成年者喫煙禁止法第四条の規定に違反した者は小売販売業者の許可取り消し、もしくは営業の停止を命じることができ、より一層の実効が期待されることとございまして。

未成年者の喫煙は明治三十三年以来法律で禁止されているところであり、青少年の健全育成には重要な問題でございますため、公社としても各種の施策を講じてまいりましたところとございまして、新会社となつてなお不十分な点は、改善を図りながら関係行政機関あるいは関係団体等との連携を密にいたしまして、未成年者の喫煙防止についてより一層徹底を期してまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(竹下登君) 私も、未成年者喫煙禁止法、ちょうど八十四年前からの法律になりますけれども、あつて罰金等の変更は法律改正でありましたものの、これを読む限りにおきまして、「煙草及器具ヲ没収ス」と書いてあつて没収された者が近ごろおろのか、それから「一円以下ノ科料ニ

処ス」、処せられた者がおろのか、それから「前項ニ依リテ処断ス」、処断された者がおろのか、それから「十円以下ノ罰金ニ処ス」、処せられた者がおろのか、こう思つてみますと、あること自身は必要であります、ただし大蔵省だけでこれはどうも考える問題ではないような感じもいたします。

ただ、一般的な認識といたしまして、要するに関係諸機関においていろいろ努力されておられるわけとございまして、この法律が空文化しておるとは考えられないではなからうか。したがつて今後とも一層真剣に取り組む必要があると考えますので、今後公社、また公社改組後の新会社をそういう方向で指導していかなければならぬ。

ただ、改正の要があるかないか、多田さんの御質問でございまして、大蔵省だけでどうも判断するわけにもいきませんが、各方面と相談してみないと私が答える能力の限界を超過するような感じがいたします。

○多田省吾君 広告費についてお伺いしたいと思います。これまでの専売公社の広告費は年間どのくらいの額になっておりますか、過去十年間の推移をお伺いしたいと思います。また新会社に移行する場合、広告費はどういう考えでいくのか、支出の用途といふ点、どの程度にするのか。特に輸入たばこ等との関連におきましてこれから増大するんじゃないかというふうなことも考えられますが、いかがでございませうか。

○説明員(森宗作君) 公社におきましての広告宣伝費は、昭和五十八年度におきましては、定価改定もございました関係もございまして、二十六億九千九百万円ということになっております。十年間ということとございまして、昭和四十九年度では三億五千二百万円ということとございまして、これは年率で平均をいたしますと二五%程度の伸びということになっておられるわけでありまして。

私どもとしましては、この広告宣伝につきましては、先ほど来の未成年者喫煙防止または喫煙と

健康問題といったようなものにもいろいろ配慮いたしまして、これまで自主規制というものをやってまいつておられますが、この点につきましては、昭和五十六年から外国メーカーも日本におきまして内外共通の基準によりましての広告宣伝を行うというふうなことで、テレビ、ラジオにつきましては新製品に限定するとか、あるいはまた広告媒体なり広告表現といったようなものにつきましてもいろいろの配慮を行つてまいつておられるわけとございまして。

新会社になりましたの広告宣伝費をどの程度にするかということとありますが、現段階におきましては、まだ具体的に計数を策定するに至つていない状況でございまして。最近におきまして喫煙と健康問題なり消費の多様化というふうなことからいろいろ私も新製品を出しておるわけでありまして、こういった場合に商品選択上の情報を御提案するということが必要でありまして、こういう新製品の市場投入との兼ね合いというものがございまして。また今後国内のたばこ産業を守るというふうな立場からの国産たばこのシェアの維持というふうなものも図つていく必要があるわけとございまして、こういったようなことにつきまして今後いろいろ検討を行ひまして、広告宣伝費につきましては適切な内容のものと考えてまいりたいと思つておられるわけとございまして。

しかし、いずれの場合におきましても、この広告宣伝等の実施に当たりましては、従来の自主規制というものの上に立ちましまして、またたばこ事業法第四十条の趣旨を踏まえまして喫煙と健康問題なり未成年者喫煙防止問題というものについて十分配慮してまいりたいと考えているところとございまして。

○多田省吾君 次に、日本たばこ産業株式会社法案について若干御質問いたします。

第二条では「政府は、常時、日本たばこ産業株式会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有してなければならぬ」としております。第三条では「政府の保有する会社の株式

の処分は、その年度の子算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内で行なはなければならない」ということになっております。しかし、附則の第十八条では、当分の間、三分の二以上政府が保有することとになっております。これはどのような経緯で決められたのか、その間の事情をまず明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(小野博義君) お答え申し上げます。政府の株式保有につきましては、我が国たばこ産業の健全な発展を図るといふ新会社の設立目的に沿つた事業運営を担保するために、政府に対して常時二分の一、附則で当分の間三分の二以上の株式の保有を義務づけているわけとございまして。国産たばこ問題を抱えた状況のもとにおきましては、会社の経営が軌道に乗り、我が国たばこ産業の健全な発展の目的が明らかになるまでの間、つまり「当分の間」ということとございまして、この間におきましては、単に利益追求のみを図るのではなくて、たばこ産業の中心の担い手としたしましてみずから経営の効率化を図りながら、同時にたばこ耕作者を初めとするたばこ事業関係者に十分な配慮を行うことが会社に対して強く要請されておられるわけとございまして。したがつて、この間におきましては、政府が株主として万全の責任を持ち得る体制を整えておく必要がある。そのため商法上の特別決議、例えば役員解任とか定款の変更とございまして、これをも担保し得るよう常時三分の二以上の株式を保有することとしておられるわけとございまして。

○多田省吾君 この点につきましては、株式会社という名称はとりながらも、その実態というものが三分の二以上の株式を政府が保有するということとでありまして、新会社が当事者能力を十分に發揮するための足かせとなることが心配されます。当初の発足が一〇〇%政府出資の特殊会社として発足するわけとございまして。そして、まず三分の二以上になる時期も明らかでありませぬし、まして二分の一以上になる時期も明らかでない。衆議院でも大分質疑があつたようでございますが、今

りますと、公社ではプロジェクトチームをつくられて新経営戦略に真剣に取り組んでおられるとか、先ほども御答弁ありましたが、製造技術や育種技術を輸出するとか、あるいは中にはたばこのパッケージ、デザインを使ったTシャツの製造販売なんて、こんなことまで出ておられますが、具体的にどういふものをお考えおられるわけですか。

○説明員(長岡實君) 今回の制度改正で事業範囲の拡大が図られることになるわけですが、この問題を控えまして、現在公社といたしましては、社内事業開発委員会というのを設けて、公社が保有しております技術とか資産などの中から、一体どういったような新事業が開発し得るかということを取り組んでおられる段階でございます。現時点において、まだ具体的な内容について御説明申し上げる段階ではございませんけれども、考えております項目を幾つか挙げてみますと、例えばたばこ製造用機械の機器の輸出、それから技術輸出、あるいはたばこお触れになりましてパッケージやデザイン等を活用した商品の製造販売、あるいは研究開発の過程でバイオテクノロジーその他の面におきましてもいろいろと成果を上げつつあるわけでございますが、そういった成果の中で果たして商品化できるものがあるかどうか。例えば葉たばこの成分の中に心臓の薬になり得るものがあるという、その抽出のところまで研究が進んでおりますけれども、まだコストの面で商品化の段階まで至っておりません、こういったようなものが果たして商品化できるかどうかといったようなことを中心に業務範囲の拡大を考えてまいりたいと存じております。

○多田省吾君 それから取締役等の人事権について大蔵大臣が認可することになっておりますが、会社の活性化とか自主性の確保を図る上で必要最小限にとどめるべきではないかというような有力な意見もあるわけでございますが、これは大臣としてどう考えておられますか。

○國務大臣(竹下登君) その問題は私も法案

作成に当たりましていろいろ議論したところでございませぬ。要は、新会社の取締役及び監査役の選任と解任の決議は大蔵大臣の認可を受けて初めて効力を生ずるということになるわけでありませぬ。その大蔵大臣の認可する基準は、これは新法人の役員としてふさわしいかどうか、こういう見地から行われるものでありませぬ、いわゆる役員人事の自主性が損なわれるというふうには考えておりませぬ。会社の自主性を可能な限り尊重していくという考え方でございませぬ。

取締役選任決議について大蔵大臣の認可を受けなければその効力を生じないとなっておりませぬ。新会社は我が国たばこ産業の健全な発展を図るといふ使命を担った法人であることにかんがみまして、要するに会社の意思決定機関は取締役会でございますから、したがって意思決定機関すなわち取締役会を構成する取締役の方々も適正な方であるということを確認するものと考え方に立ちまして、代表取締役というものにつきましましては、大蔵大臣の認可を受けて選任されましたその意思決定機関である取締役会が、その中から互選によって選定するという形にしたわけでございます。

一方、議論いたしました問題は、代表取締役たばこを選任して、それからあとは自主性にゆだねた方がよいじゃないか。が、我々はいわゆる意思決定機関というものををまず認可にあらしめて、その中から代表取締役はいわば互選の形で選任されるというの、経営の自主責任体制を確立するためには代表取締役はむしろ意思決定機関の方々に任じた方がより内部のコンセンサスを形成する上に適当であらう、こう考えたわけでございます。したがって、代表取締役は大蔵大臣認可にはしない。これは見解が私に分かれるところもあるかと思ひます。事実、議論をいたしました。しかし現状、出発の段階においては意思決定機関そのものを認可にあらしめて、その中の自主性において代表取締役が選ばれていくというのが一番素直じゃなからうか。確かに見解の分かれた点でございます。

したが、そのように議論をしてお願いをしておるところでございます。

○多田省吾君 今度たばこ消費税というところになりますと、国内におきましてもまた輸入たばこの問題も出てまいりますが、脱税という問題が起ってくる可能性がおります。自由になりますと流通も非常につかみにくくなります。この点、大蔵省や自治省では脱税問題に対してどう対処されるか。

○政府委員(角谷正彦君) 今度の公社が変わります新日本たばこ産業株式会社につきましては、毎月納付ということに今度変わるわけでございますが、基本的には製造者である新会社の方で納付させていただきますというところになりますので、この点については、脱税その他の問題は起らないものと考えております。

今回新しく問題になりますのは、輸入たばこが自由化されたことに伴いまして、保税地域から輸入業者が引き取るものについてでございますけれども、今回のたばこ消費税におきましては、酒税とかあるいは物品税とかいふほかの消費税と全く同様でございますけれども、輸入品につきましましては、保税地域から引き取ります納税義務者としていたしまして引き取り時点で課税して納付させるということの基本として、すなわち納税とわび引きかえに輸入許可あるいは引き取り許可を与える、こういうことでございますので、制度的に見まして国税の確保上何ら問題はないものと考えております。

○説明員(前川尚美君) 御質問の点でございますけれども、地方たばこ消費税についてお答えを申し上げます。

輸入たばこの流通形態は今後どういふものになるのか、この点につきましては、不確定な点も現在は多々あるわけでございますが、いずれにいたしましても、特定販売業者から卸売販売業者を介して小売業者へ売り渡される、あるいは直接小売販売業者へ売り渡されるということになるわけでございますので、地方たばこ消費税は小売販売業者

者に対する最終卸売段階で課税するというところをいたしておるわけでございますが、御指摘のとおり、納税義務を負う卸売販売業者までの間において地方たばこ消費税が課税されていないたばこが流通するということが予想されるわけでございます。

そこで、小売販売業者を除くたばこ販売業者は、その本店所在地の都道府県知事に対して、たばこの購入及び販売に対する事実を記載した書類を提出していただく、またその提出を受けた都道府県知事におきましては、製造たばこの取引数量とその記載事項の中で必要なものは関係ある都道府県知事に通知するというシステムをとります。また、特定販売業者あるいは卸売販売業者に対しては、たばこの貯蔵または販売に関する事実を帳簿に記載させるということにいたしました。製造たばこの取引の実態を把握するようシステムを考案しているわけでございます。こういうことによりまして、輸入たばこの流通の把握あるいは地方税の捕捉については確実に行われるというふうな考え方をしております。

○多田省吾君 たばこの最後で、喫煙と健康の問題で二問お伺いしたいと思います。

厚生省の課長さんは健康に対して悪い影響があると午前中お答えになりました。青少年の喫煙の問題、それから妊娠された御婦人の喫煙の問題、これは健康上大きな問題であると思ひますので、これは十分注意しなければならぬと思ひます。また一般成人者におきましても、本人よりも隣の人が一酸化炭素中毒に遭われるというようなことで害があるというような説もありませんか、この点も留意しなければならぬと思ひます、このように考えます。

それからもう一点は、ことしの四月に専売公社が中心となって日本たばこインターナショナルを設立されたわけですが、国際消費者機構のアンソニー・ファザール会長が中曽根総理あてに、東南アジアなど第三世界にたばこを輸出しないでほしいというような要請書を提出したとも聞いて

おります。東南アジア諸国の中でも香港、シンガポール、マレーシアなどでは国が先頭に立って反喫煙運動を行っているとも聞いておりますが、こうした喫煙と健康の問題、また輸出という企業性の問題との関係につきまして、厚生省と大蔵省それから総裁の御見解を聞いておきたいと思っております。

○説明員(郡司篤見君) たばこの人体への影響につきましては、各種の研究やあるいはWHOの報告において指摘されているところでありまして、厚生省としては、一般的に喫煙は健康に悪影響を及ぼすものであるというふうに考えておりまして、従来から喫煙の健康影響に関する研究の推進をしてきたところであります。これらの研究の成果やWHOの勧告を踏まえまして、落発普及にも努めてまいりましたところでございます。

なお、喫煙対策は、世界各国におきましてそれぞれの国の実情に応じて行われているところでありまして、たばこの輸出の是非につきましては、厚生省としては判断する立場にはございませんので、御理解をいただきたいと思いますというふうに思っております。

○説明員(長岡實君) 喫煙と健康問題につきましては、公社といたしましても、当然最大限の関心をもちながらこの問題に取り組んでまいりたいと考えております。

たばこのものにつきましては、再三申し上げておりますように、ニコチン、タールの含有量が少ない軽いたばこを開発していくということ、あるいは喫煙者と非喫煙者との共存関係という立場からいたしますれば、喫煙のマナーの向上といったようなことにも私も公社自体としても最大の関心を持ってこの普及徹底に努力をいたしてまいりたいと考えております。

輸出会社の問題でございますが、実はこの四月に輸出会社を発足させたことが公社のたばこ製品の海外輸出の開始と受け取られている向きもあるわけでございますけれども、実はたばこというのは国際的に通用する嗜好品でございますから、公

社自体といたしましても、それほど大きな規模でございませぬけれども、従来から海外に対してたばこの輸出は行ってまいりましたわけでございます。ただ、公社は政府関係機関として予算も単年度予算である、その他いろいろの制約がありまして、輸出先の国の商慣習その他に合致しない面が多々見受けられたものでございますから、四月から新会社を発足させて輸出先の市場の慣行その他にマッチするような方法で輸出を行うという方式に切りかえたわけでございます。その点につきましては、東南アジアの幾つかの国から輸出についてのクレームと申しますか、そういったようなことが出ておることは事実でございますけれども、私どももいたしましては、その輸出先の国の喫煙の規制その他については十分に配慮いたしまして、喫煙規制等の範囲内で節度あるたばこの輸出を心がけておるつもりでございますし、今後ともそのような努力を積み重ねてまいりたいというふうに考えております。

○多田省吾君 最後に塩の問題で若干お伺いしたいと思っております。まず第一に、臨調の第三次答申にもありますけれども、塩の専売廃止という臨調答申の前提を踏襲していくのか、またそうでないのか、その辺ま

ずお伺いしたい。○政府委員(小野博義君) 今回の塩専売法におきましては、従来の塩専売制度を基本的に維持するという立場に立っているわけでございますけれども、附則の第二条におきまして、国内塩産業の自立化の達成のめどが明らかになった段階において、この法律について検討し、必要とあれば所

の措置を講ずるということになっておるわけでございますが、ここで申しております自立化の達成と申しますのは、国内塩産業が、専売制度というものに依存しなくても自力で存立、発展し、かつ国民に対して需給及び価格の両面において塩を安定的に供給することが可能となるような段階を考

えて自立化というふうに考えておるわけでございます。したがって、こういう段階においては専売制度を維持するということがあるいは不要になるというふうにも考えられるわけでございますけれども、他方、塩が国民生活に欠くことのできない物資であるということには変わりないわけでございますので、そういう自立化達成のめどが立った段階におきまして、塩専売制度自体を含めまして公的関与のあり方について検討するというふうに考えております。

○多田省吾君 それから昭和五十六年十二月の塩業審議会答申では、今後五年間のうちに国際価格にさや寄せしていくように言われておりますけれども、まだトン当たり四千円程度の開きがあるようにございます。答申に言う五年間といいますが、昭和六十一年前後に外国輸入塩の価格と並なければならぬようになりすけれども、その見直しをどう認識されているか。それからそう並んだときに自立化の目的が立ったことの大

きな要素となるのかどうか、その辺お伺いしたい。○説明員(友成豊君) 五十六年の塩業審議会の答申におきまして、当面五年後の目標価格を定めて合理化誘導の価格政策を実施して、その結果、将来的に外国の塩を輸入して、いわゆる食料として使う場合に対しまして競争力を持つ状態に持っていく。そういうプロセスといたしまして、当面五年後ということでも六十一年度といたしまして、

なったわけでございますが、そういうことでございまして、六十一年度の目標価格といたしましては、塩業審議会の答申をいただきました時点でのいろいろな条件の中で試算いたしましたので、そ

の六十一年度に輸入塩価格に関税二〇%相当というものを加えまして、さらに食料用として最低粉碎加工する必要があるだろうということで、粉碎加工費を加えたものがいわゆる一万七千円ということでございます。現時点で現在の七社が大変合理化に努力いたしておりますが、その見直しはどうかという第一の御質問でございますけれども、大変な努力をいた

しております。現在の時点ではこの六十一年度における目標価格にはいずれも到達可能ではないかというふうにも私どもは見えております。第二の質問でございますが、それではそれで自立するということになるのかという問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、これは将来そういう裸で競争できる状態に持っていくために、その価格政策の一つの手段として、当面五年後ということでも関税相当二〇%を足してお

ますので、その一万七千円といいますが、六十一年度の目標価格を達成したから直ちに国際競争力を持つということには直接はつながってまいりません。その後の合理化をさらに続けまして、本

当に国際競争力を持つという状態をつくっていくということで、現在その合理化に努めているところでございます。○多田省吾君 現在、国内塩は、従来の塩田方式から流下式、また現在、昭和四十七年からは全面的にイオン交換膜製塩法に転換しているわけ

でございますが、今おっしゃったように、七社、しかも中小企業者のような大変な姿であり、五十七年度中の実績も十三万トンから十四万トン前後と横並びの状況にございます。

それで、端的にお伺いしますが、この七社に対して新会社や政府としてどのような指導をしていられるのか、またこの七社体制を維持していくのか、もう少し集約化していくのか、その辺お伺いしたいと思います。○説明員(長岡實君) 現在七社に対して生産性を向上する点について公社としても指導をいたしておりますが、また七社ともその努力を積み重ねているわけでございますが、当面六十一年度に達成されるべき目標価格水準トン当たり一万七千円という水準につきましては、その到達可能性につきましては七社ともおおむね可能性があるという見込みが持てるわけでございますが、ただ、そうなりますと、このままでは過剰生産という問題が発生することが明らかでございます。国内製塩業の自立化のためには、この過剰生産という問題

を避けて通ることができないと考えております。今後この問題をどう処理していくかということにつきましても、生産業界と十分に協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○多田省吾君 今、販売特例塩制度というものがありまされども、国内生産量の三割程度だと思っております。どの程度までこの販売特例塩の需要を伸ばしていかうお考えですか。

○説明員(友成豊君) 塩業審議会の答申におきまして、製塩企業の積極的な販売活動といいますが、自主責任経営といいますが、そういう形で今後合理化を進めていくという手段といいたしまして、この特例塩制度を大いに活用していきなさいということがございまして、私どもの方もできるだけこの特例塩が広がるように指導してまいりたいと考えております。現在のところ、五十六年度では、いわゆる特例塩として売られた数量七社で合計いたしました十七万一千トンでございましたけれども、五十七年度では二十一万七千トン、それから五十八年度では三十三万七千トンというふうになりかなり大きく広がっております。

今後の問題でございませけれども、製塩企業の体質改善といったようなこと、あるいは製塩企業の経営の基盤を強化するといったような面から見ますと、これをさらに伸ばしてまいりたい。ただ、塩の急激な拡大は、需給に不安定といえますか、そういったような問題を起こしたり、あるいは流通秩序を乱すといったようなこともございませぬので、そういったような点に十分配慮しながら今後とも伸ばしてまいりたいというふうに考えております。

○多田省吾君 最後に、塩取納価格審議会というものも現在ありますが、新会社になった場合どうなるのか。それから専売公社総裁の私的諮問機関の塩業審議会がありますが、この存続についてどういうお考えなのか、総裁からお答えいただきたいと思っております。

○説明員(長岡實君) 塩の取納価格は、三十三年に設置されました公社総裁の諮問機関でございませぬ。

す塩の取納価格審議会に諮りました答申を得て決定してきたところでございます。制度改正後は、会社の恣意性を排除して公共性を担保するため、買入れ価格については大蔵大臣の認可を受けることとされておりますが、塩の買入れ価格が塩業政策を遂行する上で重要な基本課題でありましますと、生産者にとりて経営の基本にかかわるものでございませぬので、その適正を期するため、塩取納価格審議会については名称を塩買入価格審議会と変更して、引き続き公社の塩業責任者の諮問機関として現行どおりの運営を行ってまいりたいと考えております。

また、塩業審議会の問題でございませぬが、これは塩業政策の基本事項についての調査、審議を行うために設置されているものでございませぬが、今後におきましても、引き続き塩業審議会を新会社の塩業政策の基本的事項について同審議会に諮ってまいりたいと考えております。

○近藤忠孝君 先ほどの藤井議員の発言でしたが、難しい選択だったということですが、そこで、この法案の提案者である大蔵大臣に最初に総括的にお伺いします。

今回の市場開放、それから専売制度の廃止、この経過を見てみますと、この間の本会議でも指摘いたしましたのが、民間たばこ大企業などをバックとしたアメリカなどの要求にいわば崩壊的に対応してきた結果であると思っております。この内容はきょうは議論しませんが、これは次回にしたいと思っております。問題は、先ほど来議論になっておりますように、輸入自由化を受け入れた結果、新会社は国際たばこ資本との激しい競争にさらされることになったわけですが、そこで大臣にお伺いするんですが、この新会社は国際競争力に打ちかつ、このことが経営の基本にあると、こう理解していいですか。

○国務大臣(竹下登君) 開放経済体制下に即応した措置でありますから、新会社は国際競争に即応し得る経営形態に直すようお願いしているのと、

こういうことでございませぬ。

○近藤忠孝君 それは形態ですが、今度経営の基本ですね、それは経過から見ても、競争力に打ちかつことをまず第一義的に考えて経営をやつていくと、そういうことになるんでよろしいか。

○国務大臣(竹下登君) 競争力に打ちかつという表現が適切なか、国際競争に即応し得ると、こういうことではございませぬ。

○近藤忠孝君 いずれにしましても、そのことが新会社の第一義的な問題になってくる。

そこで、私はそのことを基本として幾つかの点を指摘したいんですが、

〔委員長退席、理事岩崎純三君着席〕
一つは、専売公社「第一線事業所の業務遂行体制整備等の概要」というものがごし四月に出ている内容が、昭和六十年四月一日の実施予定となつておりますので、これは明らかに特殊会社移行とともに実施される中身なんでしょう。ですから、私はこの法案の施行と一体のものであるんだと思っておりますが、その点間違いございませんか。

○説明員(岡島和男君) 輸入自由化後の厳しい環境に対応するため、公社自身の合理化が必要であることは、再三私どもが御質問に答えて申し上げてきたとおりでございます。現在、公社は経営全般にわたる合理化策を検討している段階でございますが、その一環といたしまして、第一線事業所の再編成が非常に急務であるというところでございまして、公社として成案を固めて関係の諸団体と話し合いを始めたところでございませぬ。

この第一線の事業所の整備計画というのは、輸入自由化を展望いたしまして、国際競争力を確保するということのために行うものでございませぬ。その意味で今回の法案と非常に密接な関係があるというところはそのとおりでございます。

ただ、競争力を確保するというところのために第一線の事業所を整備するということになりましますと、関係の諸団体に話をするというようなこともございまして、一定の準備期間が必要でございませぬ。

す。輸入自由化が実施された際に手おくれとならないように、そういうことで話し合いを開始したわけでございます。したがって、これは法案そのものと若干離れたと申しますか、先に申しますか、手おくれにならないようにと申しますか、そういうことを念頭に置かれて早急に行おうと思つておられると、こういうものでございませぬ。

○近藤忠孝君 このかためをなすと思われまします組織の再編成等の方針の項目では、第一線事業所の再編成、中間管理組織の一部見直しなどを行うと、こうなっております。

そこで、第一線事業所の再編成について、具体的に営業所、それから生産事務所、総合支所の現在の数字、それから統合再編後の数字、実際幾つ減るのか、それぞれ御説明いただきたいと思つておられます。

○説明員(岡島和男君) 公社の事業所数を、これはいろいろな勘定の仕方があるわけですが、営業関係の支所が三百九十九、それから原料調達関係の支所が百四十七、これは直轄の十五というのを含んでおります。直轄というものは地方局という中間管理組織がございまして、そこで直接に実際上原料調達の仕事をしているという意味でございませぬが、その十五を含みまして原料調達関係の支所が百四十七でございませぬ。

今回のぐらに再編成するかどうかというところで現在話し合いを進めている段階でございませぬが、営業関係の支所では三分の二程度、それから原料調達関係では半分程度に再編成すると、こういふことを考へて話し合いを始めたというところでございませぬ。

○近藤忠孝君 この統合再編に伴う中間管理職は、実際、数としてはどれくらい減少いたしますか。

○説明員(岡島和男君) 今回の第一線事業所の業務遂行体制の整備に伴いまして、管理職と申しますか、ポスト数が減少するというところでございませぬ。営業所、生産事務所数の減少に伴って減少す

ることになるわけですが、統合に伴って増加する要素もござります。現在、適正なポスト数はどうあるべきかというところについて現在検討中の段階でござります。

〔理事岩崎純三君退席、委員長着席〕
まだ数字が流動的でございまして、ちょっとまだ申し上げる段階に至ってないということでお許しただきたいと思ひます。

○近藤忠孝君 流動的であるにしても、一定の幅というのがあるでしょう、大体この辺からこのぐらゐと。その辺はどうですか。

○説明員(岡島和男君) 具体的な数字につきましては、私どもまだ固めてない段階でございまして、こういう問題になりますと、一番関係の深い労働組合であるとか、あるいは排作組合であるとか、あるいは販売組合であるとか、そういう関係団体にもまだ実はお話をしておりません。現在、この合理化を進めるために話し合いを開始した非常に微妙な段階でございまして、そういうポストの数みたいな問題につきましては、ちょっとまだ私ども申し上げるのを差し控えていたでございまして、ということで御理解いただきたいと思ひます。

○近藤忠孝君 微妙な問題だからそんなことを聞かぬでくれというのを、きのう総務課長が私のところから言いに来たんですが、しかし、国会ですら、国会として、新会社へ移行するのにも実際どんなぐあいになっていくのか、どんなぐあいに合理化——合理化は必要だと思ふんです。問題はやはり方が問題なんであって、それを国会に明らかにしないのは、私はこれは大変残念だと思ふんです。

それからついでに申し上げますけれども、この関連のいろいろな資料を大分要求いたしました。実はさつき示した概要もこれは別に入手したんだけれども、これも出してくれと——これも出さぬのですよね。そういう何か微妙だ微妙だと言つてこの問題を明らかにしないまま進めていくのは、これは大変問題だと思ふんです。しかし答えないんだからしようがないんで、別な角度からお聞きしま

す。

次に、この中で経理部門の合理化として業務の一体的処理、それから経理事務の電算機処理、支払い資金の集中管理などを出しています。これによる余剰人員の発生はどれくらいか、そして、ついでに聞いてまいりますけれども、この経理部門を含めた全体の余剰人員は何人なのか。これは組合の方に既に提示しておるわけなんで、これはお答えいただけると思ひます。

○説明員(岡島和男君) 今御質問になりました余剰人員という言葉の意味でございまして、余剰人員と申しますのは、合理化時点の在籍人員から新体制になった場合の配置予定人員を差し引くと、こういうことになるわけでございます。それで、合理化時点の在籍人員というのは、来年度のいわば四月、あるいはもう少し先になって合理化する営業部門でございますからもう少し先でございませうけれども、合理化時点の在籍人員と申しますものは、本年度の退職人員という数字を見ないと確定することができないわけでございます。したがって、経理部門を含めた余剰人員の具体的な数字はまだ動いている最中でございまして、それで、今、五十九年度中の退職人員を含めてどのぐらいの想定をしてという御質問かと思ひますけれども、また今御自分で数字を持っておられるという大変手厳しい御質問がございましたけれども、現在、公社において試算した数字は確かに存在はいたしております。ただ、これは私ども、労働組合に対してもまだ説明を申し上げてない段階でございまして、先ほどと同じ答弁になって大変恐縮でございまして、先ほど大変微妙な段階でございまして、絶対にごまかせませんけれども、今微妙な段階でございまして、その点につきましては何とか御容赦をいただきたい、こういうふうに思っております。

○近藤忠孝君 私を知る限りでは、第一線職場の余剰人員が千三百名、それから全体の余剰人員が二千三百五十名、これは労働組合に提示してある

と、こう聞いておるんです。問題は、これをあと労働組合がのむかのまぬか、これからの交渉でしょうけれども、しかし公社としての、さっきの概要から出てくる一つの線だと思ふんです。これもお答えいただけないんですが、私は間違いないと思ふんです。

問題は、今後、第一線事業所だけじゃなくて、工場も含めて、統廃合や巻き上げ機の回転数のスピードアップなどが行われてくると思ふんです。これは先ほど鈴木委員からの質問で大体八千回転の機械が入るのはいつごろか、昭和六十二年から実用化になると言ふんですが、私はもうちょっと——六十二年に実用化され、それから衆議院の答弁では全体の工場に八千回転の機械が入るのが十年から二十年、そしてそれが入った場合に人員として削減できるのが現在一万一千五百人の約二分の一である、こういう指摘があったんですが、実はこれはもっと早まるんじゃないかと思ふんです。

と申しますのは、八千回転の機械が間もなく実用化になるとしますと、現在の生産本数三千四百億本ですが、それをもし八千回転の機械で全部操業しますと、大体二百台ちょっとで足りるんじゃないでしょうか。そうしますと、これは私の調査によりますと、専売の機械製作所でのこの機械製作能力は月十台分ぐらいある。この機械製作能力からいえますと大体二年間で達成できるんですよ。そこで私は、既に新聞でも指摘されておりますように、四、五年で一万人程度削減などという記事が出てきて、これもきのう総務課長が来て、これはとても困っています、こんなことは全然考えていませんと言ふだけども、計算しますと、ほぼこれに近いのがどうしても出てくる数字なんです。そして、実際、現に四千回転のこれは直結の機械ですが、三人ついています。人員が三人ですね。しかし、今研究し、かつ実用化段階に入っていく段階で、八千回転の機械ではそれ以下の人員で可能だ、そういうことも言われておるんです。そうしますと、人員は、先ほど衆

議院の答弁のように二分の一じゃなくて、もっと減るんじゃないか。となりますと、先ほどの一万人、四、五年で削減というのには、合理化が進んでいけばおのずと出てくる問題じゃないかと、私はいろいろ数字から指摘をせざるを得ないんです。この点についてどうお考えになりますか。

○説明員(長岡實君) 八千回転の機械の導入の計画等につきましては担当理事から答え申し上げますけれども、全体として私ども将来の厳しい方向を考えますときに、公社は合理化の努力を惜しんでいられない、それだけの努力を積み重ねなければならぬと考へておりますけれども、ただ具体的にいづつごろまでどれだけの人員を減らしていくかといつたような問題につきましては、当然のことながら、労働組合と十分に話し合いをしまして、その労使の理解の上に初めて実施できる問題でございまして。

従来も、公社といましては、工場の統廃合その他の合理化につきまして、労働組合と十分に話を尽くした上で、組合の協力を得て順次合理化を進めてまいっておりますが、今後はその必要性がますます高まるものと考えております。したがって、そういったような組合との話も済まないうちに一万人計画であるとか、何千人計画であるとか、そういった具体的な数字の計画を私どもが持ち合わせておるとか、あるいはそれを申しておるといふ事は全くございせん。

○近藤忠孝君 私は、鈴木先生もおられるけれども、全専売という大きな組合があるんですから、そこで十分に議論をし、そうしてその了承がない限り合理化は進みません、これは当然のことです。しかし、だからといって、これから新会社に移行するのに今の専売の責任者がどうやってこの合理化を進めていくのか、その計画が全然決まっていなくて、こんなことはあり得ないんです。それはあるんです。ただ、国会に出すといふと差しきりがあるというので資料も何も出さないんです。これじゃ審議できませんよ。私たちは専売をやめるのは反対なんです。だから特に心配し

て言うんですよ、大変なことになるよ。その場合
にどうなっていくのか。今の総裁初め幹部の皆
さんがどうやってこれを進めていくのか。当然労
働組合から反対もあつたり、賛成もあつたりしま
すよ。それはそれとして、労働組合との協議で決
めるから今何も言えませんが。これはお答え
いたしたいと思つてます。

○説明員(長岡君) 私どもが部内において新会
社発足後の厳しい環境に対応していくためにどう
いった合理化計画をつくるべきであるか、またそ
れをもつて実行していくべきであるかということ
を鋭意詰めていることは事実でございます。した
が、いまして、詰めている段階でのいろいろの数字
はあろうかと存じますけれども、これは率直に申
しまして、私が最終決断を出しまして、これで組
合と交渉するという具体的な最終結論というところ
まではまだ至っておりません。したが、いまし
て、そこに行くまでは国会の席ではございませ
けれども、具体的な計画についての内容の御説明は
お許しいただきたいと存じます。次第でございます。

○近藤忠孝君 もしこのままいけば、一定の時期
にこれは成立しますよ。となれば来年四月一日か
ら新会社になるんですね。国会としまして、また
大蔵委員会としまして、一体その先どうなってい
くんらうか。その見通しもないまま、今総裁が
言ったとおりまだ全然決まっていないうような
ことで果たして発足させていいのか。賛成の方は
いいと言つておられるけれども、反対の者として
これはちょっと待つてくれ、問題たくさんありま
すよ。そこを明らかにしろと言わざるを得ない
んです。なぜ私がそういうことを言うかといいま
すと、合理化——私は合理化はむしろ必要だと思
うんです。例えば機械の回転数をふやさず
して絶対競争に勝てないですよ、何しろ葉たばこ
は割高なんですから。すべての環境から見まし
て、それは機械の回転数をまさに世界一の速度で
上げていかなきゃこれは絶対勝てません。それは
そうだと思うんです。だけれども、問題は、その

面に限つて言いますと、そのことを単にそのまま
進めていいんだらうか。
一つは人員の問題があります、先ほど聞いてき
たとおり。余つた人員をどうするかという問題
ももちろんありますが、もう一つは私は健康問題
があるんです。
健康問題で端的にお伺いしますけれども、今公
社として、この機械化がどんどんスピードアップ
していった場合に、それに携わっている労働者の
上にどういふ影響が出ていくのか、この点につ
いては把握されておられますか。

○説明員(岡島和男君) 全体的な形をあらわすも
のとして、合理化を進めている例として二交代制
というのを私も実施いたしております。二交代
制をとつた場合にそれが健康にどういふふうな影
響があるかというふうな問題、特に女性の職員も
おるわけでございますので、それについてどうい
うことをしているかというふうな点につきまして
御説明をさせていただきますと思つてます。
二交代従事者につきましては、これは二交代で
やるわけでございますから早朝から夜までかかる
わけでございますので、勤務時間を若干短縮いた
してあります。一日七時間というところでございま
す。それから二交代の場合の始業時刻はなるべく
余り早くしないよう、また余り深夜にならぬよう
というところでございます。例えば北関東工場では、
六時二十五分から午後二時十分までと、それ
から午後一時五十分から午後九時十分まで、こ
ういうふうな二交代にしておるわけでございます。
二交代の場合、早朝勤務の点を考慮して、通
勤バスを特別に出さないと通えないという問題も
ございますので、通勤バスの配車をしているとい
うようなことがございます。家庭の事情等により
ましてどうしても交代勤務になじまない職員も出
てまいります。そういう職員につきましては一
般の勤務時間帯、日勤帯と申しておりますが、そ
ういう日勤帯などを設けるといふような措置を講
じているわけでございます。言ひまでもなく、二
交代につきまして労働組合とも十分協議の上、実

施しているものでございますが、特にその二交代
勤務従事者につきましては、定期健康診断も通常
の場合とは一回であるけれども年二回行うとい
うようなこともいたしまして、健康問題につきま
しては十分な配慮を行つておると、こういうふう
に考えております。

○近藤忠孝君 健康問題に配慮しているのはいい
んですが、ちょっとその前に委員長、私、時間
急いでおるものだから、先ほどの資料を出さない
問題について委員長のひとつ配慮をお願いしたい
と思つて、後で理事会でこの資料の問題を御検
討いただきたいと思つてます。すぐ健康問題に入
つちやうたんですが、その点ひとつお願いしたい
と思つてますが、いかがですか。

○委員長(伊江朝雄君) ちょっと速記をとめて。
(速記中止)
○委員長(伊江朝雄君) 速記を起して。
○近藤忠孝君 そういふ前提で質問に入ります
が、今の二交代制問題で、女子で二交代をやつて
いるのは業種があるのかどうか。若干あると思
うんですが、その実情はどうでしょうか。

○説明員(岡島和男君) 今の御質問の趣旨を私が
取り違えてなければ、公社の中で二交代に従事し
ている……
○近藤忠孝君 じゃなくて、ほかの産業。
○説明員(岡島和男君) 失礼いたしました。
ほかの産業につきまして私も労働省などにい
ろいろ聞いてみたわけでございますけれども、民
間企業で交代制勤務を実施している割合というの
は、かなり高くして六七割というところでございま
す。お尋ねの女子の交代制勤務の状況について
は、調べた結果、統計がないというふうになつて
おります。

それ、ただこれは非常に常識的な話でござい
ますから確たるお答えになるかどうか存じませ
んけれども、交代制勤務を実施している業種として
は、繊維工業とかあるいは化学工業の一部とかサ
ービス業務にあるいはあるのではないかと、現
在、その程度のデータしか持ち合わせておりませ
ん。

○近藤忠孝君 労働省にデータがないほど私は少
ないんだと思つてますよ。実際、特に女性にとつ
ては大変なようです。
先ほど、勤務時間を短くしているというんです
が、そして法律では午後十時から午前五時の深夜
労働はいかぬというんですが、私のところへ来た
一女子労働者の手紙によりますと、早番のとき
は、五時二十七分に通勤バスが迎えに来るので四
時半に起きます。この人はそうなんですか。家
族のある人はお弁当をこしらえたりしなけりやな
らないので三時半に起きます。それで、これは
午後二時五分まで働くんすね。遅番のときは、
十二時過ぎに家を出て二時から仕事、それで夜十
時四十分うちに帰ります。それで、寝るの
は、神経が興奮しているので大体十二時過ぎにな
るといふんです。実際、工場でも働く時間は法律
の中に入つておられませんが、しかしこう
やつて実際を使つている時間は労働基準法で言
つては時間を越える、そういう実情にあるん
です。

それから、これは私も本会議で指摘をしたん
ですが、現に二千回から四千回に変わつてい
るような現状ですね。特に、関西工場では最新鋭工場
と言われておりますが、大体四千回回転の機械なん
ですが、現にやっぱり目が疲れる、それから目が疲
れりや頭が痛くなり、そして肩が凝つたり頭腕に
なつたり、こういう状況なんです。

この点については衆議院で我が党の賛助委員が
いろいろ手紙などを引用して指摘したんですが、
公社のお答えは、公社の工場はもう大変いい工場
で、労働環境も大変すばらしいので、もういいこ
とと認識が違ひますというんですが、確かにこれ
いすよ。私も何度も行つていますが、大変きれ
いな工場なんです。しかし、きれいなことと、
そこで働いている労働者が特に高速の機械につ
いていけるかどうか、肉体的な限界にきているかど
うか、これはやっぱり違ひと思つてます。

その点で、私は、衆議院の答弁を見ておつて

第五部 大蔵委員会会議録第二十四号 昭和五十九年七月二十四日【参議院】

も、また私自身が関西工場へ行つて工場長などから説明を受けました。そういう機械が高速化したために現在でも既に労働者の上にいるような障害が出ていて、その認識はほとんど絶無に近いんです。

○説明員(岡島和男君) 私の手元には現在来ておりません。

○近藤忠孝君 それはないけれども、しかしそういうアンケートがあり、実際にその中ではいろいろな症状などを訴えているという事実は御存じかどうか。

○説明員(岡島和男君) 全体のパーセンテージ、回収率あるいはまだどのくらいの数のアンケートの回答があったかという事は別にいたしましたし、そういうことを言つていらつしやる職員がいるという事は承知いたしております。

○近藤忠孝君 言つていらつしやる職員がいるという、ごく少数の人間が、特異な人間が言つているように聞こえるんですが、これは回収率九七%ですかね。

じゃ私の方で指摘します。その中で二交代問題について、二交代している婦人については睡眠時間が、高速化になってからいろいろ興奮がうちへ帰つても続いて眠れない、睡眠時間が大変少なくなつていて、六時間以下が全体では六二%ですが、特に二交代の婦人についてはそれが七五%という事で、二交代勤務についての睡眠不足が多くなつていますね。

それから、ふだん仕事による疲れについては、いつも疲れた感じがする人が三八%、翌日に疲れが残る人が三三%、疲労の蓄積が婦人全体の七〇%と多くなつておるんです。

それから具体的に、目が疲れる人二百一十二人、これは二交代の場合には六二%です。その中

でも機械従事者の比率が高くて、二交代の場合には六六%となつています。肩が凝ると答えた人が全体で四〇%、そのうち原材料関係で、この間私も関西工場の現場を見ましたけれども、肩が凝るのは原材料関係が多いんですが、五六%。その他、腰が痛いと、腕、首、足のしびれ等々、そういうのが出ておるんですね。

ただ、私が大変残念だったのは、この間関西工場へ行つて、工場長がよく詳しく、特に高速の機械のところへ案内して説明してくれましたが、あそこで二名ばかりついでに説明したんですが、説明では、ごらんとお大變のんびりとゆつくりで、目が回るような、そんな疲れが出るような状況ではございませんという説明だったんですが、どうも私が実際にこういうアンケートや、それから何か何人かから聞いたこととは随分違ふんですね。その辺の認識はおありなんでしょうか。

○説明員(岡島和男君) たばこ製造に従事する作業につきましても、事前に労働組合と十分協議いたしまして、適正と考えられる作業内容を取り決めて実施をいたしております。作業の配分、作業の量、労働強度、作業姿勢等を十分検討しながらやっていると、こういうふうにも考えておるわけでございます。

それで、これは定期健康診断の結果によりますと、たばこ工場等の職員の最近五カ年の有病率というの、一三ないし一四%程度でございます。むしろ支社、地方局のいわば一般の職員の一五%ないし一七%というのに比較いたしましたら、大体同水準または少し低いぐらいのレベルでございます。特別に私も定期健康診断の結果を見る限り、それほど特段に作業環境が厳しいという結果が出ていますように考えられないというふうに見ております。

○近藤忠孝君 ずっとそういうお答えなんです。私、私はその認識そのものがやっぱり問題だと思ふんです。

そこで、これは資料要求したんですが、共済の

療養給付の病名をずっとチェックアップすれば、どういふ病名がふえてくるか、あるいはどういふ症状がふえてくるかということが出てくると思ふんです。これは要求したんですが、この資料はなしでしようか。

○説明員(岡島和男君) 共済組合に關します資料でございますが、個々の組合員証を使用した受診者の疾病に關する統計というのは私どももっていないわけでございます。

共済組合は、医療給付等に際しまして医療機関から共済組合に請求されてきた受診者別の診療報酬請求明細書、いわゆるレセプトでございますが、それが適正であるかどうかについては審査をしていくわけでございますけれども、現在のところ疾病の種類に關する統計は行っておりません。年間のレセプト件数は、五十八年度で約三十八万件ほどございまして、これを疾病種類別に集計するということもちょっと技術的にも事務的にもなかなか困難な状況にあるというふうに思っております。

○近藤忠孝君 現に二千から四千になつてもこういう症状が出ておるんですね。ただ、それは公社の方が実態に即して積極的にそいつをつかんでこつたという、こういう努力が足りないことなんです。

そこで、この間も私、関西工場視察に行つたときに、たしか工場長が、そんなに大した仕事じゃありませんというので、その機械についている人の仕事としては、抜き取り調査、こうやって何分かに一遍見て間違いないかどうかということなんだというんですが、実際に聞いてみますと、その抜き取り検査のほかに材料供給、これが速い機械についていくのでなかなか大変だということですね。特に妊婦が大変だと言います。そのほかについて検査といまして、四千回転のやつをずっと目で追つていくというんですよ、そのとおり動いていくかどうか。そこでミスをつかり見過ごしてしまいますと大変なことになるわけですね。

はもう時間がないので簡単に言いますが、この方はこう言つています。私は、高速機のオペレーターですが、きょうもつくつた製品の中にゼロハンの上から製造月日を捺印している数字の一部が少し欠けておつた、それが不良だということによって全部不良品扱ひされた。だからほんのちよつとの不良でも、機械は速いんですから、さあつと行つちやつてたくさん出てしまふ。そこにいる労働者としてはこういつたことはとてもやり切れないこと、だから一生懸命見ると当然目が疲れるんです。ところが、公社側の今までの説明では、そういう高速機についていくことではなくて、たまにこいつを取り出すだけいいんだ、だから目は疲れませんと、こういう認識なんです。

時間が来てしまったので、私のもつとたくさん、いっぱいそういうことがあるんですけど、これは次回、次次回にまた具体的に指摘したいと思ふんですけど、結論的にここで申し上げたいことは、まず現状をもつともの確に、かんていく意思があるや否や。それから、これから八千回転というところに行くならば、これはまた次元が違ふんですから、現在の倍ですか、となれば、その機械の高速化に伴つて人間の健康がどのように影響されていくのか、その辺についての本格的な調査研究、これをやっていく意思があるや否や。これだけ何つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○説明員(西村忠弘君) ただいまの先生のお話を伺つておりました、私も多少認識に違いがあるのかなというふうにお聞きいたしました。おっしゃるような点につきましては、私も従来高速化に伴ひましていろいろ作業の内容が變つてまいりましたので、そういう点については労働組合とも協議して進めてまいりましたけれども、私どもの認識といたしましては、高速化、高性能化に伴つて、従来手作業で行つていましたものがだんだん高性能の機械の自動検知、自動排除という方向に進んでまいりましたので、

作業といたしましては、どちらかというところ、作業の質は高度化したし、御指摘の内容はだんだん軽易になっていく。御指摘のような、高速化ということの中で、一つは検査なりあるいは抜き取り検査なりというように、疲れを訴えるというふうな点については、私も実は余り職場の方からは聞いておりません。むしろ、それよりも新しい技術を覚えるの年々から大変だという点がありまして、これらの点については十分訓練なり習熟なりというものを努力してきたわけでございますけれども、そういう意味で機械にまつわるいろいろな調査をしなければ、問題というのはどういうことかということについて先生と多少認識が違うように思いますが、私も一応事業の責任者でございますので、今後の合理化につきましても十分その辺検討し、また十分な協議も行ってまいりたいと思っております。

○近藤忠孝君 終わります。

○委員長(伊江朝雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、吉村真事君が委員を辞任され、その補欠として倉田寛之君が選任されました。

○栗林卓司君 まず、大臣に事実認識の問題についてお尋ねをしておきたいと思っております。

先ほど、たばこ集団として小売店と葉たばこ耕作者と新会社と、この三つをお挙げになりました。私はここにもう二つ足しまして、たばこ関係集団というふうな格好でお尋ねをしていきたいんです。足しますのは、一つは消費者、もう一つは財政当局です。そこで、たばこの輸入自由化についてそれぞれがどう反応するだろうか、私の意見を含めながらご判断してよろしいでしょうかというふうにお尋ねをします。

まず、消費者です。消費者の方は自由に選択ができるわけです。選択の幅が広がる。消費者として

まずと、安くて買ければ文句はないわけですか、それは専売公社のたばこだろうと輸入のたばこだろうと構わない。ただ惜しむらく、もう一つ言いたいのは、近頃の販売店にあつてもいい。最後の条件が満たされずと、実は消費者にとっては輸入たばこの自由化というのは多々ますます弁ずるわけでありませぬ。

一方、小売店はどうかと言いますと、これからは外国の輸入たばこを何を扱っても構わないわけですから、考えてみると品ぞろえが自由になる。したがって、これもまた多々ますます弁ずるんだ。困るのは、余りあちこちに販売店ができちゃう。困るんで、それは今度の法案でも許可制で守ってやる。であれば小売店とすると輸入たばこの自由化は結構でありますと恐ろくなるんじゃないか。財政当局はどうだろうか。これまでは納付金でした。これからは消費税ですから、日本のたばこだろうと外国のたばこだろうと、要するに売れてくれればいい。できれば高いたばこが売れてくれるにこしたことはないんですが、とにかく全体として税収が確保されるんだから結構ですと。

そうすると、今申し上げた消費者、小売店、財政当局、考えてみると、輸入たばこの自由化に対しては中立もしくは結構ではないか。そういつたぐあいで受けとめるというのが事実認識として間違いないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 最初、財政当局から申しますならば、これは安定的な財政収入ということになりますと、これは専売納付金制度が消費税制度に変わりましたが、それはそれで期待できることであると思っております。

それから、小売店の問題、おっしゃることは、それは間違っておりませんが、当初いろいろ議論された中においては、この流通専売のうちの輸入だけが今度自由化されるわけですが、将来資本の自由化とか、そういうようなことを考えた場合に、いわゆる既得権益としての自分らの立場という、ある意味における不安があったんじゃないか

と思ひますので、素直に法律の中でそれらが当面許可制として存続するというものには、まあ品ぞろえができるというものはメリットである。しかし、一方の不安というものは、法律作成に至るまでの間は残っておったではないかというふうな思いわけでありませぬ。

それから消費者の問題は、これはそもそも貿易自由化の原則から言うならば、地球上に生存する人類が安価にして良質な嗜好に合うものを自由に選べるという点においては、それはそれなりの意義はあり得るといふふうな考えを以てございませぬ。ただ、そういうことを素直に申し上げる以前に、幾らかたばこの関係、今日の改正法のみならず感じますことは、健康とたばこの問題がございませぬと、一概にすべてを否定するということには、ささかのちゅうちょを感じながら答弁をしがちななるといふ心境もまた一面ございませぬ。

○栗林卓司君 財政当局としましては、従来専売納付金で世話になってきたんですから、輸入自由化になったから、じゃおいらの方はいいんだと、そうは言えないでしょうけれども、ただ税金が入って来ればいいわけですから、日本のたばこが売れようと、外国のたばこが売れようと、たばこ消費税は間違いなく入ってくるので、その意味では関係がなくなつたんです。

なぜこう申し上げるかといいますと、開放経済体制に対応して御説明になっておりますけれども、開放経済体制というのはいま十数年前の言葉なんです。大体昭和四十年代に使われていたのが開放経済体制なんです。五十年代初頭は国際化時代という言葉がはやつたんです。今は国際化時代から化が抜けまして、今は国際化時代なんです。そういうことと周りが回っている中で、はっと考えてみると、なるほど不安は法律案作成の過程であつたでしょうけれども、気がついてみたら、いや消費者の方だって、それは健康は自分で管理するとしても、いろんなものを選択できていいではないか。小売店とすると品ぞろえが豊富になる。財政当局はよく考えてみたら、別にどれがどう売

れようと直接の関係はないんだなあ。そうなつてくると思うんです。

では葉たばこ耕作者、これはどうかといひますと、契約生産量の全量買上げですから、不安で今でもいっばいでしょやうけれども、まずまずそれにしがみついて何とか守られてくる。そうしますと輸入自由化の前面にさらされるのは新しいたばこ会社。このたばこ会社が品物の自由化によってどういふ事態に襲われるだろうか。これも将来のことですけれども、そう想像に難しくないんですよ。あれだけある小売店のネットワークのほかに販売ネットワークをつくるばか人はいませぬよ。それは当然、あなたのお店の品ぞろえが豊かになるんだからぜひ置いてくださいと。そのときに、もしその品物のマージン率が高かつたら、喜んで売りますよ。したがって、まず第一段階の競争は価格競争になる。価格競争というのは、専売公社のたばこよりも安い値段をつけてくるというふうな申し上げてくるんじゃないんですよ。その間の価格差を詰める競争が恐ろしくあるだろう。その次はいろんな販売促進政策、マージン率は完全に自由ですから、恐ろしくうつつぐあいで入ってくる。それから恐ろしくはアメリカの方では、まず日本市場の割から二割は取って当たり前と思つてますから、さあそれが取れないとなると、日本市場だけを対象にした新製品の開発をする。当然そうだと思うんです。

そこで、そういう外国との競争に対して新しい会社は迅速に決断しなければいけませんね。問題は、だれが決断するのか。これが今回御提案の法律案では非常にあいまいなところにあるんです。従来の公社制度では自由が足りないから、こういう株式会社に変わりますと申し上げていまして、自由をなぜ必要とするんだらうか。自由の裏返しは責任でありまして、経営責任を明確にするというのが本来は公社制度から株式会社に変える本當のねらいだと思ふんです。そこで、経営責任を最終的に担うのは一体だれなんだらうか。この点がこの法律には全然書いてないんです。従来で

したら総裁は大臣が任命なさいます。そして副総裁以下は総裁が任命して大臣の認可です。序列がある程度はつきりしている。今度の場合には、国の方は株主権は持っているわけですね。当然大臣の認可がなければ取締役以下の選任は効果を発しないという法律に書いてありますけれども、その全株持っている会社は株主総会であれたいやうなことを大臣がおっしゃって、決まったら持つてきたら、じゃ認可しようかというの、これは言葉の遊びでしてね。実際には取締役以下については大臣の認可がなければ効力を発しないというの書いてみただけのことである。問題は、株主総会でその人たちを選出したこととまりなんです。問題なのは、一体だれが最終的な経営責任を負担するのか。どこの会社だつて、社長一体だれなんだ、だれが代表取締役なんだということがもう評価の眼目でしよう。それが全然ここに書いてなくて、この法律のままいきますと、あとは適当に仲よく選んでくれや。もしそうだとすると、これは完全な集団指導制ですから無責任体制ですよ。それで果たしてこれから直面する非常に険しい競争に際時に判断ができるのだからかというのが私の疑問なんです。

○國務大臣(竹下登君) 今の御意見、私なりに整理してみますと、本日は、少しさかのぼるようですが、小売店の方々の不安等がありましたのは、例えばいわゆるビッグスリーなりが——例えばの話でございますが、コカ・コーラの販売ルートを通ずるとか、あるいはチェーンインカム、ロッテ、まあロッテは別として、そうしたところを通ずるとかというふうなことに對する不安感というのはあったのではないかとおもうに思いますが。それから財政当局から見た場合も、たばこ消費税のみを考えますと、どのたばこであろうと一緒でありませけれども、国内の企業がまた健全であることによつて雇用の場とか法人税とか所得税とかいうようなことも、あるいは財政当局を少し広げて考えれば、そこまで考えるべきでございませう。

それから今の問題でございしますが、確かに今日の時点、出発時点、全株持つておりますし、株主であり、そしてまた監督権があるという、いわば車の両輪と言へば両輪でございしますが、二つの立場を持つておることは事実でございします。ただ、まずは製造独占権というものを持つておるわけでございますから、そういう意味におきまして、私どもがそれなりに監督大臣としての立場というものを持つていなければならぬ。いずれ、いろいろな議論がございましたが、三分の二になり仮に二分の一になりというふうなことがあり得たといたしますならば、そこに商法上の三分の二の場合と二分の一の場合との権限の相違等はございします。私どもはそういう国庫大臣としての立場と、いま一つは、製造独占権を与えたこの特殊会社自身の監督権ということがございします。最初は人は同じでございしますけれども、立場は株主権の行使をできる立場と、そして監督権と二つあるうかというふうな思つておるわけでありませう。したがって、これは車の両輪であるとして今日時点においては考えるべきであるというふうな私どもは考えております。

それから、したがって今度は当然のこととして、いわゆるコスト競争も激化してくるでございませう。そうして、それに対してはあるいは販売促進、営業政策とでも申しますか、そういうものもあるでございませう。その場合に、会社経営というものを一般論として申し上げますならば、代表取締役というものが非常に迅速にこれに對応していく、こういうことになるという論理はそれなりに私は成り立つと思つております。私どもとして考えましたのは、言つてみれば、意思決定機関というもので、まあ仲よしグループで選ぶという意味じゃございせんが、代表が任意に選任されていく。大蔵大臣は何もどなたがなられようとしてチェックするわけじゃございせん。当面、今国民のコンセンサス、今おっしゃいました中に、結構でございします、消費者も加えらるいは財政当局も加えて五つの要素があるとい

します。たばこ産業そのものの成り立ちが三つの集団だと思つてますが、五つの集団というものがあるといふにしても、それらの総合的なコンセンサスを得ながら、これは激変緩和の措置等もいろいろつておられますもの、大きな変化でございませうだけに、コンセンサスを得やすい体制の中で、そしてそのリーダーを任意に選んでいくというものが結論からいって適當ではなからうか。その意味においては、私どもも二つの、明確に言つて二つという表現が成り立つかどうかは別として、両方の考えがあつたと思つてます。それはいろいろ意見解の相違もございまして、議論をした結果、意思決定機関、そしてそこから任意に選ばれていくというのが、この出発の時点において、少なくとも私どもとしては、コンセンサスを最も得やすい体制としてはそれが適當ではないかという結論に達したわけでありませう。

○粟林卓司君 私の立場は余り縛りなさんなというところなんです、仮に百歩譲つて今のままでいいとしても、大蔵大臣が監督権を持つておるような立場から見ると、当然あれが選ばれるだらうと思つていた人じゃない人が選ばれたらと。法律ですらういふ前提でお伺いすることも許されると思つてます。そのときには監督権を發動してかえらるおっしゃるんですか、その場合には、取締役が選ばれますね。お互いの互選で代表取締役を決める。そのときに、当然あれがなるだらうと思つていたのが別なものがなつちやつた。しかも、これじゃちよつと無理じゃないかというときには、監督権を發動してかえらるおっしゃるんですか。

○粟林卓司君 商法を見ますと、表現代表取締役の行為と会社の責任というのがあります。一社長、副社長、専務取締役、常務取締役其ノ他会社ヲ代表スル権限ヲ有スルモノト認ムベキ名称ヲ附シタル取締役ノ為シタル行為ニ付テハ会社ハ善意ノ第三者ニ對抗できないと、こうあるわけですね。その前の二百六十一条では「会社ハ取締役會ノ決議ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルコトヲ要ス」です。この二条が言つてゐるのは、代表取締役の持つてゐる比重の重さを言つてゐるんです。これは株式会社になるわけでしょう。

○國務大臣(竹下登君) 法手続上、私も正確に今直には判断できかねますが、どなたが代表取締役役に互選のうちになられても、集団の意思決定機関というものがしつかりしておつて、そしてその集団の意思決定機関の方々は、それぞれ代表取締役役に選ばれても適當な人を初めから選んでおけばいいではないか、まあこのように考えるわけでありませう。

そこで、どういう方法でビッグスリーの方が出てくるかわかりませぬ、とりわけビッグスリーでございませぬ。そのときにどう対応するかというのは、責任の帰属が明確でなかつたら決断のしようがない。どこだつて同じなんだというところが二百六十一条で代表「取締役ヲ定ムルコトヲ要ス」と書き、二百六十二条では、代表権を持つていようといまいと、その名前がついていたら善意の第三者に對抗できないと、わざわざ二条を使つて書いてゐるんです。で、みんなが相談してコンセンサスが集まつてというのでは迅速な決定は到底できない。

しょう。その立場に人を立たせてやった方が公社よりはいから株式会社しようというので今回の御提案になっているわけですね。と考えてみると、私はこのところがどうしても眼目だと思えてならないんですが、もう一遍伺います。

○政府委員(小野博義君) 私の方から法案についてのことでございますので、御説明させていただきます。先ほど大臣からのお話がありましたように、大臣の認可を得て選ばれました取締役によって構成される取締役の中から代表取締役が選ばれるわけでございますけれども、これは一般の民間企業におきまして、株主総会において選任された取締役会の中で、ただいま先生が商法を引用しておっしゃいましたように、代表取締役が選ばれるわけでございます。代表取締役はまさに会社の代表といたしまして経営責任をとるわけでございますから、そういう意味におきまして新会社の代表取締役も同じように経営責任を持つというふうに考えてよろしいんじゃないかと理解しております。

○栗林卓司君 いや、当然その経営責任を持つんですよ。持つんだけど、代表取締役にだれが選ばれるかというのは大蔵大臣の監督機能のうちの最大のものになるでしょう。だれが代表になったって構わないって、それはいいですよ。いろんな取締役、監査役等を含めて、それは株主総会で選びますよ。選ぶけども、その中のだれが代表取締役であるかというのは当然みんな知っているわけですよ。企業は続いていますから。その人は代表取締役になるわけ。したがって、社長になると何年も何期もおやりになる人があつちにもこつちにもいるんですよ。しかし、経営の結果としてよかつたら、だめというにはならないわけ。したがって、新会社で十年、二十年ある人が社長をやつたって何ら構わぬわけですよ、その仕事をしてくれたら。それが代表取締役の私は重みだと思ふ。それがあいまいになっていて、コンセンサスを固めておいてということになる、この会社はどこに行くのかさっぱりわからないというこ

とを私は申し上げたんであります。そこで、あと一つだけお尋ねしますけれども、製造独占、それはたばこ集団を守るためには製造独占でいくしかないとおっしゃいましたが、製造独占で葉たばこは、日本の葉たばこですよ、守れるんじゃないか。製造独占というのは、日本ではその会社しかたばこをつくってはいかぬという意味でありまして、販売独占なら守れますよ、製造独占で守れますか。現実には消費者が買わなくなつたらどうですか。小売店が、いや結構です、うちがフィリップ・モリスでいきますと、そうなたらどうなります。買おうたって買えないじゃないですか。製造独占で本場に葉たばこの利益というのは守れるんですか。フランスで大蔵に国内の販売が落ち込んだ結果どうなったんでしょか。聞いていたら、約十年間で耕作面積は、一万九千ヘクタールから一万四千ヘクタールに五千ヘクタール減つたんです。農家の数はどうかというと、四万二千から二万四千に減つた。しかもフランスではこのSEITAというたばこ会社が、いわばどっちかという特殊な社会的な位置にあるんですよ。だつて売れなきゃだめなんです。だから製造独占で葉たばこを守るといふのは言葉のまやかかしなことです。製造独占は会社が分割して乗っ取られることを防ぐ手段ではあつても、製造独占が葉たばこ耕作者のあの耕作を担保する道でもなんでもありません。したがって、製造独占だからこういう規制をかけておきますというのは、本当はおかしいんですよ。

製造独占はいいですよ、第二臨調だつて分割と一言も言っていないんだから、これは、相手が大きいものだから分割したらかなわいんですよ。したがって、第二臨調だつて分割と一言も言っていない。ただ不安があり過ぎるから、今こういつた法律になつたわけでしょう。要するに不安を静めるためにはもうこれで行くしかない。わかりますよ。わかるけれども、代表取締役をどうするかというのには根幹の部分ですよ、会社経営の。その根幹の部分について大蔵大臣がどうするのか、また

その選び方について一体どうするのか、あくまでも商法の規定にお任せですよということで行くのか。これが来年の四月一日から発足するこの会社の生命を分けると思ひますよ。

○青木茂君 この諸法律案を拝見いたしました。いろいろな点で、なぜだという疑問があるわけなんです。それを私なりに整理してみますと、大体五つに分かれるだろうと思つております。一つは、これは公社であろうと会社であろうと、健康に害があると言われるのをここまでなげ国が介入するの、つまり国が売ることという問題が一つ。それからもう一つのなげだは、一体なぜここまで全量買い取りにこだわらなければならぬのか、これが第二点でございます。それから第三点は、なぜ政府一〇〇%出資の特殊会社でなければならぬのか、これが第三点でございます。それから第四点は、なぜこれが自由化と言えぬのかということでございます。それから第五点は、なぜこれが行革関連法案なのかということでございます。

この五つのクエスチョンマークですね、この法案が議されるまでに私にどれだけの時間がいただけるかわかりませんが、この五つについて一つずつお伺いをしていきたいと思つております。まず第一に、先ほどの厚生省の方の御説明のよりに、害があるとは言われないけれども益があるとも言われない、非常に微妙なお話ではございましたけれども、とにかくプラスではない。そういうものにも国がここまで入り込む。これは専売公社の時代からそうですね。そうすると国が関与する以上何かそこに利益に沿うものがなければならぬ。そうすると一体このたばこ法案、専売から会社に移る大きな流れの中でのたばこにおける利益というものは一体何だったろうか、現在何であるであろうか、まず、こちら辺のところをお伺いを申し上げます。

○國務大臣(竹下登君) あるいは、私より総裁の方から専門でございますから、その方からお答えなすつた方が適當かな、私いさか思ひつきの答弁になると思つてございます。私自身も、ヘビースモーカーではございませんが、ミドルぐらいでございます。喫煙と健康ということになりますと、確かに私もいろいろなるものを読ましていただいたり聞かしていただいたりいたします。統計的あるいは医学的事実が指摘されたりしております。これは承知いたしておりますが、たばこにも「吸いすぎに注意しましょう」と書いてありますから、手ごろな喫煙というものは、ここで一服とか、あるいは憩いとかが、あるいは倦怠をレクリエイトするとかいうようなことの効果も私自身にはあつているんじゃないかというふうに思つてございます。

まず、たばこというのはどういふ意義を果したかといへば、財政物資であつたということ、これは否定できないと思つております。財政物資であると同時に、いわゆる嗜好品としてそれなりに機能したではないか。ただ、健康とたばこということになりますと、私にも画然たる知識はございません。この表示の「吸いすぎに注意しましょう」というのが私の知識の限界であつて、言うなればたばこというのは人生の憩いと潤いであるという一面と、そして財政当局としては当然のことながら、とにかく今のようになん%程度ではなく、かなり大きな比率を占めておつたこの歳入財源としての役割を果たしておつた時代もございませぬ。まさに財政物資として安定的に我が国の財政に資したということは言えるではないかというふうに思つております。

○青木茂君 嗜好品、人々に潤いを与える、これは私も、ヘビースモーカーでもありません。やはり吸う方ですから、それは確かだと思ひます。しかし、それがそのまま利益の問題だとは理解できないと思ひます。そうすると、たばこにおける利益ということになると、これは財政目的だ、それに尽きるとは思ひます。これは財政目的だ、それに尽きるとは思ひます。それは、寄与率

は一体どれくらいなんだろうか。これはきょうい
ただきました資料で、例えば歳入分の専売納付金
につきまして、昭和四十年に四・八%、五十年に
一・六%、五十八年に二%ちょうど。こういう資
料はいただいております。例えは二十年代、二十年
も少しさかのぼって、例えは二十年代、二十年
は負けた年ですからこれはあれですけども、例
えは二十五年あるいは昭和三十年あたりにかか
ぼって考えてみますと、どういふことなんぞご
いまいしょうか。

○政府委員(小野博義君) ちょっと順序が逆にな
るんでございますけれども、逆に申してまいりま
す。昭和三十年度が一〇・一%でございます。
それから昭和二十年、終戦の年ということござ
いますので、昭和二十五年をとりとみますと、
一五・九%でございます。ちなみに戦前を申し上
げますと、昭和元年から二十年の平均で七・九
%、それから大正年間が七・〇%、明治年間が六
・七%というふうな数字になっております。

○青木茂君 ありがとうございます。
まず今の数字を伺いまして、昭和二十五年に一
五・九%、三十年に一〇・一%。今や二%ですか
ら、財政に対する寄与率というものはもう既に問
題にならないほど落ちてきているということにな
りますと、現時点において、たばこに対して国が
非常に強く干渉する、つまり国益であるという要
素はなくなってきたんではないか。非常にパワー
は落ちてきているんじゃないか。そうすると、も
うたばこからむしろぼつぼつ国が手を引く時代にな
ってきたんではないかという認識を私自身は持
つわけなんですけれども、いかがでございますし
ょうか。

○国務大臣(竹下登君) これは私も国会へ出
ました当時、酒、たばこで三分の一と、こういう
ことをよく言われておりました、非常に大きっぱ
な話でございますけれども。だから、当時に比べ
ますならば、財政的なシェアからいう寄与度とい
うふうに申しますか、それは確かに落ちておるわ
けでございますが、その二%というものが、これ

は今は大変貴重な財源でございます。可能な限
り今後とも赤字財政とか公債発行政策とかを少し
でも縮めていくための財物物資として考えた場合
には、なお私は貴重なものがたき存在であるとい
うふうに理解をしております。

○青木茂君 それはよくわかります。よくわか
りますけれども、二%仮に財政収入を確保すると
いうことなら、外国たばこをほとんど入
れて、それに消費税五万とかければ同じことで
からね。ですから私は、国のたばこ事業は、もっ
とどんだんどんどん資本主義経済の原則どおり、
民営化の方向に持っていく、余り国がいろいろ
なことに口を出したり手を出したりしない方がい
い。それが自由経済だ、我々は自由諸国の一員な
んだから、自由経済体制は守りたいと思う。し
かしながら、何となくこのたばこ法案を見ている
と、これが自由経済の国の法案かいなという気が
しないでもないわけなんです。そうすると、ど
うも私どもが、少しひがんで考えますと、このた
ばこという問題の中にも、国益であるとか公共で
あるとかいう定義がはっきりしないというのか、
国益だとか公共だとか、そういうものが少し日本
では免罪符を持ち過ぎていて、マジックワードに
なっちゃる。実はこれは私益集団のプレッシャー
によってこれがつくられてきているんじゃない
か。国益だとか公共の名のもとに私益集団が群が
り寄っているというところに、これはこのたばこ
法案だけじゃございませんけれども、日本の政治
体質の一つ悪い側面というものが出ていっている
と思えます。そうしますと、むしろこのたばこ法案と
いうものは、農政問題だというふうに割り切っ
ておるわけなんですけれども、この点いかがで
ございまいしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 現実問題として、今日ま
でいゆる製造独占、製造専売、流通専売、二つ
の専売があったわけでありまして。したがって、そ
のたばこ産業を支えてきたものは、私は三つの集
団ということを言いましたが、そういうものがた

ばこ産業全体を支えてきた。しかしながら、機械
化、高度化等々の状態からいたしまして、いろん
な合理化も行われ、また耕作者の皆さんで見れ
ば、それなりに四十万から今九万というふうな、
必ずしもならぬ形で減反をされたというそ
れぞれの自己意識の中で、それに対応してこれら
たという歴史が今日存在していると思うわけであ
ります。しかし、いまだに国産業というものは、
これは原料として価格に見れば高い。しかしこ
の方々のなおかつ自助努力によって合理化を進
め、あるいは中には転産される人もそれはある
でございます。いろいろな形でこれが最も激
変なく自由化の方向の中で相互に協調して生きて
いくということを考えれば、現状において今度御
審議いただいておりますのが最善の、今日の時点に
おける最善の方途ではなからうかというふうな考
えるわけでございます。

○青木茂君 たいだいますと答えをいただきました
したように、たばこというものが専売であったとい
うことは財政目的が一番大きな問題であったと思
います。ただ、こういう国際化ですか、国際時代
ですか、そういう時代に入ってきてまいりますと、財
政目的というのは数字的にも落ちていって、これ
は外国たばこの輸入によって、輸入に消費税をば
んとかければそれで済むことだということだから
、私は、たばこという産業に対する国家介入、
国家介入というものはだんだんだんだんこれは少
なくしていく、減らしていくということが自由経
済の原則から言えば当然だと思えます。激変は、
それは確かに今まで小売店の方にしろ葉たばこの
耕作農家の方にしろ、ずっとこれが続くものと思
って来たのだから、それは激変はいけませんね。
激変はいけませんけれども、だんだんだんだん国
がたばこ産業から撤退していくことは私は私
筋が通ると思えます。

したがって、ここで伺いを申し上げたい
のは、とにかく嗜好品なんだから、どうしてもな
きゃならぬ、いわゆるたばこ安保とは言わないの

だ。そうなりますと、今度の法案というのは、も
うこれでもってフィックスされてしまうものなの
か。つまり固定されてしまうものなのか、あるいは
はだんだんだんだん国というものが下がって
く、後へ隠れていく、そういう方向に進むワンス
トップなのかということが一番私の伺いたい基本
的な問題であったわけなんですけれども、いか
がでございしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これは開放経済体制の中
で少なくとも輸入自由化、これは行つたわけ
です。そうして現在の我が国の専売公社、これは製
造独占もしております、販売独占もしております
であります。しかし、これを支えるものとして
の三つの柱として、耕作段階があり、そして小売
店がある。これはある意味においては消費税の取
次役かもしれない。それからいま一つは労使と
もに公社自体がいらいらしている。そういうことを考
えてみました場合に、私はどこの国でも自由化の
段階にはいろいろな不安があり、そこに激変緩和
があり、そして競争原理が働いて結局、対応力の
つくものはつく、余りにも対応力のつかざるもの
は、これはやむを得ず自然になくなっていくと、
こういう原則であらうと思っております。日
本の場合には少なくとも三大メーカーとは言わなく
ても四大メーカーである、だからなお一層たばこ
産業を構成する方々の合理化努力をするならば、
この国産業たばこ、割高の国産業というものを持
ちつても対応力がつけ得る可能性がある。そして
そういう体制にするためには、今まで以上に自由
潤達な当事者能力の中で努力してもらおう体制をつ
くるべきだということでこういう法律改正をお願い
しておるわけありますから、現状において民
営・分割のワンストップだという考え方はござい
ません。この形勢がベストである、今日、現実的
な問題としてこれがベストであるという考え方に
立っておることは事実であります。いろんな議論
をした結果最も現実的な措置であると、こういう
認識の上に立つたわけでありまして。

○青木茂君 そうすると、現在のこの今審議をさ

れている法案内容ですね、これがベストであった、つまり現在がベターで次のベターにも一回いつて、またベターにいつて、またベターにいつて、最後にはベストにいくという意味ではなしに、これがベストである、こういう御認識だと了解していいわけですね。

○国務大臣(竹下登君) 現状における恒久的措置であるという御認識をいただかざるならぬということでもあります。

○青木茂君 ちよつとよくわからなくなった。現状における恒久的措置。現状における恒久的措置。ちよつと日本語としてよくわからないんですけれどもね。現状というのはどういふことなんですか。

○国務大臣(竹下登君) これは割高の国産葉たばこを抱えておるとかそういうものもろの条件というものが現状にあるわけですけれども、その現状認識の上で立つていられる自由化時代に対応していくためには、これが恒久的措置であります、ワンステップではございません。ただ、世の中が変化してしまっているパイオの時代とかいろいろ言われて、葉たばこというものが土というものを要さずしてつくられるようになるのか、いろんなことを言う人もございますけれども、現状の私どもの認識としては、あの大地の中から汗によって葉たばこというものができて、そういうところに九万人の方がしかも合理化努力をしながら国際競争力もつけていこうという意欲のもとにいらっしやる一つの集団、まあ小売店の場合もちよつと性格が異なるかもしれないけれども、そういうことを考えた場合、これは恒久的な措置でございますというのを私が申し上げておるわけでありませぬ。

○青木茂君 そういたしますと、その現状というものも政治の努力あるいは新会社の経営努力によつてアクティブに変えていこうとなさるんですか。現状はもうこれでいいんだからこれに即応する入れ物をつくらうと、こういう意味なんですかね。

○国務大臣(竹下登君) これはあるいは長岡総裁からお答えするが適当かと思ひますが、私も今の現状固定という考え方で経営に当たられることはなからう、相当な意気込みで経営の合理化努力というのをされていくという、その任に当たる人は当然そういう考え方に立たなざるならぬであらうかというふうな考えです。

○説明員(長岡實君) 私からも一言お答え申し上げますが、大臣から現状においては恒久的な措置であると申し上げたのは、先ほどのように、現在において予想し得るような事態が起きた場合には、果たして今御審議をいたしておりますか、これがその事態でうまく機能するかどうか、これは問題があらうかと思ひますけれども、現時点において考えます場合に、従来の経緯を踏まえ、現状を踏まえ、そして将来を見通してまいりましたときに、この恒久的措置の中で、もう初めから日本の葉たばこ農業というものが存在し得ないということであるならば、これはまた一つの考え方が出てくると存じますけれども、葉たばこ農業は葉たばこ農業として合理化に努力をしていただく、また次の新会社でございますが、新会社は新会社として努力するということならば、産業全体を通じての合理化努力を積み重ねることによつて日本のたばこ産業が生き残れるという認識のもとに、現在この制度が一番うまく機能するのではないかと、いふふうな結論を出したということであらうと存じます。

○青木茂君 そうすると、葉たばこを取り巻く方ができるだけいい方向に現状を変えようとする努力なされる。とすれば、この法案もその時点において変わるかもしれない。そういう認識に立てば恒久的とは言えない。そこら辺は言葉のあやですからこれはいいですけれども、そういう少し疑問があることは事実です。

ただ、最後に農政問題で私が申し上げたいのは、これからどんどん外国から農業に対して、とにかく国際価格はこれだけ違うんだから、プレッシャーはかかってくるよ、これからどんどん。

そうなつてくると、我々はどうしても主食である米は守りたい、守らなければならぬという認識に立ちますと、嗜好品であるたばこはある程度譲歩というのか、犠牲になるというのか、これはやむを得ないことになつてくるのではないかと。主食と嗜好品ではウエイトが違いますから。そこら辺で農政問題だけ、それといわゆる外圧という言葉はいいかどうかは知りませんが、そういう問題でいけば、たばこの例えれば耕作農家は聖域であるとか、小売店は聖域であるとかいう聖域論にこだわら過ぎてしまうと、私は米まで影響が及んでくるんじゃないかという心配を非常にしているというのを申し上げておいて次へ進みたいと思ひます。次へ進みたいと言つてももう時間がなくなつたんですけれども。

一つその次に申し上げたいことは、いわゆる全量買い取りに絡んでなんですけれども、これから新会社ができてくるわけですから、その場合新会社の社長にだれがおなりになるかまだわからぬわけですが、仮に総裁がおなりになつたと仮定を置きました、その場合新会社として、今たばこ産業で問題になつている過剰在庫です、過剰在庫の処理をまず第一義目標になさるうとするのか、あるいはコストダウンですね、外国のたばこと競争するためのコストダウンが第一義目標になるのか、これはどちらなんでしょうか。

○説明員(長岡實君) 過剰在庫の問題とコストダウンの処理の問題は、どちらが優先すべきであるかという比較の問題とは若干性格が違ふような気はいたしませんけれども、強いて申し上げれば、私どもは過剰在庫処理に最大の努力を払わなければならぬ、少なくとも現時点においては過剰在庫処理に全力を傾けなければならぬというふうな考え方をしております。

その理由は、過剰在庫を抱えていることが新会社にとって大変な負担になる、したがつてこれを何とか処理しなければならぬという問題が一つございまして、もう一歩進んだお答えをさせていただきますと、日本のたばこ産業、葉たばこ農業を守る立場に置かれる新会社といたしまして、現在の人員、現在の面積そのまます将来にわたつて長く維持できるかどうかということになりますと、これはやや問題がございまして、たばこ産業自体が非常に拡大的方向に向かつている産業であるならば、全体が頭打ちのような状態の中で葉たばこ農業を考えますと、先ほど来申し上げておりました、何がしかの減反その他の御協力もお願いしながら、また一方において先ほど御指摘があつた生産の合理化等も図りながら生き延びていくことを考えていかなければならない。そういう場合に、過剰在庫の処理にも努力せず単に需給関係で供給過剰である葉たばこの問題をすべて減反で処理するということでは、これは何と申しますか、ある分野にだけしわ寄せした措置ではないかというふうに農業のサイドでおとりになるのは当然であらうと思ひますので、私といたしましては、多角的にあらゆる努力を払うその一環として農業にも御協力をいただきたいという呼びかけをせざるを得ないと思つておりますので、その一環の中に在庫処理問題というのが非常に大きな意味を持って存在してはいるのではないかと認識いたしております。

○青木茂君 新会社の第一義目標を過剰在庫の処理に置くのかあるいはコストダウンに置くのか、これは矛盾するわけですね、実際問題、両立はちよつと難しいと思ひます。過剰在庫の処理に置こうとすれば、在庫をたくさん使わなければならぬんだから、それだけ外国の葉たばこはできるだけウエイトを低くしていかなければいけませんね。コストダウンということになれば、外国の葉たばこの方が安いんだから、できるだけ外国の葉たばこを入れてブレンドすればコストダウンに役立つわけですね。だから非常にこれは矛盾した概念になるわけですね。

そこで、ちよつとこれは数字的なことをお伺いしたいんです。外国産の葉たばこ、これの日本たばこの中に占める比重、ブレンドのウエー

三三五

トですね、これは動いているんですか、年によつて。あるいは大体一定なんですかね。

○説明員(西村忠弘君) お答えいたします。

外葉の使用割合は、原則からいいますと、各銘柄の構成比の変動——ブランドの中はどういう葉っぱをどのくらい入れるのかというのがあらかじめ銘柄設定のときに決まっておりますので、その銘柄が動く結果として数字が動くわけでございますが、専売制度の時代、さらに今度の新会社になりますけれども、私どもはそういう原則だけでやれない会社、企業でございます。そういう意味で、従来もそうですし、今後も国産葉を主体的に使っていくように思っております。

ちよつと年代別にアウトラインを申し上げますと、三十年代まではせいぜい上級品でもハイライトぐらいまででしたから、私の頭にあるのは一七〇ぐらいだったと思います、輸入葉がですね。その後四十年代になりまして高度成長の中でだんだん葉たばこ農業離れが起きてまして、原料が足りなくなってきたものですから、その当時、あわせて消費の高度化に伴いまして、多様化、高級化が進みまして、あわせて将来いつ市場が開放されるかわからないという心配もありましたので、高級化政策を進めてまいりました。その結果、使用割合が二〇から三〇に向かつてだんだんふえてまいりまして、現在五十年代は三三〇前後を使用しております。

○青木茂君 ありがとうございます。

時間が参りましたから、全量買い取りの問題については問題の提起だけさせていただきますまして終わらせていただきます。

第一は、今度の経営形態の変動ですね、変更は一体過剰在庫の処理につながるかどうか、こういう問題です。つながるとすれば、これは文句ないんですけども、つながらないと仮にするならば、過剰在庫の解消の具体策というものは一体どういうふうにお考えになつておられるか。それから第三点は割高ですね。とにかく国際相場に比べて三倍高いという割高の解消策というも

のをどういうふうにお考えになつておられるかというような問題を、次の機会が得られればお伺いを申し上げます。質問を終わります。

○委員長(伊江朝雄君) 五法案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。午後五時十二分散会

七月二十日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、たばこ事業法案
- 一、日本たばこ産業株式会社法案
- 一、塩専売法案
- 一、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 一、たばこ消費税法案

たばこ事業法案

目次

- 第一章 総則(第一条—第二条)
 - 第二章 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ(第三条—第七条)
 - 第三章 製造たばこの製造(第八条—第十条)
 - 第四章 製造たばこの販売(第十一条—第三十条)
 - 第五章 小売定価(第三十一条—第三十七条)
 - 第六章 雑則(第三十八条—第四十六条)
 - 第七章 罰則(第四十七条—第五十二条)
- 附則
- 第一章 総則
 - (目的)
 - 第一条 この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産

業の健全な発展を図り、もつて財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 たばこ タバコ属の植物をいう。
 - 二 葉たばこ たばこの葉をいう。
 - 三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかき用に供し得る状態に製造されたものをいう。
- 第二章 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ
 - (原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ)
 - 第三条 日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という)は、毎年、その製造する製造たばこの原料の用に供しようとする国内産の葉たばこ(以下「原料用国内産葉たばこ」という)の買入れを行おうとする場合においては、すべて、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもつてたばこを耕作しようとする者(以下「耕作者」という)と原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。
 - 2 前項に規定する契約においては、たばこの種類の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格(以下「葉たばこの価格」という)を定めるものとする。
 - 3 会社は、大蔵省令で定めるところにより、耕作者の会社に対する第一項に規定する契約の申込みに必要な事項を公告するものとする。
 - 4 会社は、第一項に規定する契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れるものとする。
 - 5 前項に規定する買入れに際しての葉たばこの品位に係る決定の方法については、大蔵省令で定める。

第四条 会社が前条第一項に規定する契約を締結しようとするときは、会社の代表者は、会社の

原料用国内産葉たばこの買入れに係るたばこの種類の耕作総面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、葉たばこ審議会に諮らなければならない。この場合において、会社は、当該葉たばこ審議会の意見を尊重するものとする。

- 2 葉たばこ審議会は、前項に規定する葉たばこの価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。
- 第五条 会社は、毎年、たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第三十五号)第二条に規定するたばこ耕作組合法(次条において「中央会」という)の意見を聴いて原料用国内産葉たばこの買入れに係るたばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳を定め、大蔵省令で定めるところにより、公告するものとする。
- 2 会社は、前項の規定により公告されたたばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳の範囲内において、第三条第一項に規定する契約を締結するものとする。
- 第六条 会社は、たばこ耕作組合法第二条に規定するたばこ耕作組合の組合員である耕作者(以下この条において「組合員である耕作者」という)と第三条第一項に規定する契約を締結しようとする場合において、当該組合員である耕作者が中央会に対し葉たばこの価格、耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが災害により損害を受けた場合の取扱い、代金の支払方法その他の当該契約の基本的事項を約定することを委託したときは、中央会と当該契約の基本的事項を約定するものとする。この場合において、当該約定は、会社と当該組合員である耕作者との間で締結される同項に規定する契約の一部とみなす。

(葉たばこ審議会)

- 第七条 会社の代表者の諮問に応じ、原料用国内産葉たばこの生産及び買入れに関する重要事項を調査審議するため、会社に葉たばこ審議会(以下この条において「審議会」という)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について、会社の代表者に建議することができる。

3 審議会は、委員十一人以内で組織する。

4 委員は、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから大蔵大臣の認可を受けて、会社の代表者が委嘱する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第三章 製造たばこの製造

(会社以外の製造の禁止)

第八条 製造たばこは、会社でなければ、製造してはならない。

(製造たばこの販売価格)

第九条 会社は、その製造に係る製造たばこで現に販売をしていない品目の製造たばこを第二十条の登録を受けた者(以下「卸売販売業者」という。)に販売しようとする場合においては、当該製造たばこの品目ごと一の販売価格の最高額(たばこ消費税法(昭和五十九年法律第九号)に規定するたばこ消費税に相当する金額を含む。以下この条において「最高販売価格」という。)を定めて、当該製造たばこを製造場から移出する時までに、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 会社が既に前項及びこの項の認可を受けて販売をしている製造たばこがある場合において、当該認可に係る最高販売価格を変更しようとするときは、その実施の時期を定めて、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 大蔵大臣は、前二項の認可の申請があつた場合において、会社が当該申請に係る最高販売価格で当該製造たばこを販売した場合に、消費者の利益を不当に害することとなると認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

4 大蔵大臣は、第一項又は第二項の認可をした最高販売価格が経済事情の変動その他の事由により前項の趣旨に照らして不相当となつたと認められる場合には、会社に対し、相当の期間を定め

て、当該最高販売価格の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

5 会社は、その製造する製造たばこの卸売販売業者に対する販売について、第一項又は第二項の認可を受けた最高販売価格を超える金額を受領してはならない。

6 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこを第二十条第一項の許可を受けた者(以下「小売販売業者」という。)に販売しようとするときに準用する。この場合において、第一項中「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第九号)に規定するたばこ消費税に相当する金額」とあるのは、「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第九号)に規定するたばこ消費税、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二章第四節に規定する道府県たばこ消費税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ消費税に相当する金額」と、第五項中「卸売販売業者」とあるのは、「小売販売業者」と読み替へるものとする。

(製造たばこの円滑な供給)

第十条 会社は、製造たばこに係る地域的な需給状況を勘案して、その円滑な供給を図るよう努めるものとする。

第四章 製造たばこの販売

第十一条 自ら輸入(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第一号に規定する輸入をいう。以下同じ。)をした製造たばこの販売を業として行おうとする者は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者(営業に關し成年者と同じの能力を有する者を除く)又は禁治産者である場合においては、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該選

定された者。以下この条及び第二十七条において同じ。)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その特定販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が前条各号の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する相続人は、相続後六十日間に限り、引き続きその在庫に係る製造たばこの販売を業として行うことができ。この場合において、この法律の適用に關しては、当該相続人を特定販売業者とみなす。

3 第一項の規定により特定販売業者の地位を承継した者又は前項前段の規定により製造たばこの販売を業として行う者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(特定販売業者の商号等の変更の届出)

第十五条 特定販売業者は、第十一条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(特定販売業者の廃止)

第十六条 特定販売業者は、その営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 特定販売業者がその営業を廃止したときは、その者に係る第十一条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第十七条 大蔵大臣は、特定販売業者が次の各号の一に該当するときは、第十一条第一項の登録を取り消し、又は期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

一 第十三条第一号又は第三号に掲げる者に該当することとなつたとき。

二 第十四条第三項又は第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この項又は第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十三条第一項又は第三十九条第一項の規定に違反して製造たばこを製造場から移出し、若しくは輸入し、又は販売したとき。

五 正当な理由がないのに、二年以内にその営業を開始せず、又は二年を超えて引き続きその営業を休止したとき。

六 不正の手段により第十一条第一項の登録を受けたとき。

七 法人であつて、その代表者のうちに第一号に該当する者があるとき。

八 未成年者（営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く）又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号に該当する者であるとき。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、積明のための証拠を提出する機会を与えるため、聴聞しなければならない。

（登録等の通知）

第十八条 大蔵大臣は、第十二条の規定による登録、第十三条の規定による登録の拒否又は前条第一項の規定による登録の取消し若しくは営業の停止の命令をしたときは、遅滞なく、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。この場合において、第十三条の規定による登録の拒否又は前条第一項の規定による登録の取消し若しくは営業の停止の命令の通知にあつては、その理由を示さなければならない。

（登録の抹消）

第十九条 大蔵大臣は、第十六条第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は第十七条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該特定販売業者の登録を抹消しなければならない。

（製造たばこの卸売販売業者の登録）

第二十条 製造たばこの卸売販売（消費者に対する販売以外の販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、大蔵大臣の登

録を受けなければならない。ただし、会社又は特定販売業者がその製造し、又は輸入した製造たばこの卸売販売を行おうとする場合は、この限りでない。

（準用）

第二十一条 第十一条第二項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定は前条の規定による製造たばこの卸売販売に係る登録について、第十四条から第十六条までの規定は卸売販売業者について、第十七条から第十九条までの規定は製造たばこの卸売販売に係る登録の取消し等について、それぞれ、準用する。この場合において、第十一条第二項中「前項」とあるのは、「第十二条」と、第十二条中「前条第一項」とあるのは、「第二十条」と、「製造たばこ特定販売業者登録簿」とあるのは、「製造たばこ卸売販売業者登録簿」と、第十三条中「第十一条第一項」とあるのは、「第二十条」と、第十四条第一項中「第十一条第一項の登録を受けた者（以下「特定販売業者」という。）」とあるのは、「卸売販売業者」と、同条第二項及び第三項中「製造たばこの販売」とあるのは、「製造たばこの卸売販売」と、第十六条第二項中「第十一条第一項」とあるのは、「第二十条」と、第十七条第一項中「第十一条第一項」とあるのは、「第二十条」と、同項第三号中「この項又は第三十四条第二項」とあるのは、「この項」と、同項第四号中「第三十三条第一項又は第三十九条第一項」とあるのは、「第三十九条第二項」と、「製造場から移出し、若しくは輸入し、又は販売した」とあるのは、「販売した」と読み替へるものとする。

（製造たばこの小売販売業者の許可）

第二十二条 製造たばこの小売販売（消費者に対する販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所（以下第三十七条まで及び第四十九条において「営業所」という。）ごとに大蔵大臣の許可を受けなければならない。会社又は特定販売業者が小売販売を業として行おうとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
- 三 未成年者（営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く）又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
- 四 営業所の所在地

3 前項の申請書には、次条各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準）

第二十三条 大蔵大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、許可をしないことができる。

- 一 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 二 申請者が第三十一条第一項の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 三 営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不相当である場合として大蔵省令で定める場合であるとき。
- 四 製造たばこの取扱いの予定高が大蔵省令で定める標準に達しないと認められるとき。
- 五 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他小売販売を業として行うのに不相当である場合として大蔵省令で定める場合であるとき。
- 六 申請者が法人であつて、その代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者又は破産者で復権を得ないものに該当する者があるとき。

七 申請者が未成年者（営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く）又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号若しくは第二号に規定する者又は破産者で復権を得ないものに該当する者であるとき。

（許可の条件等）

第二十四条 大蔵大臣は、第二十二條第一項の許可に際し、許可の条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、第二十二條第一項の許可の趣旨に照らして、必要な最小限度のものでなければならない。

（営業所の移転）

第二十五条 小売販売業者は、その営業所を移転しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

（出張販売）

第二十六条 小売販売業者は、その営業所以外の場所に出張して製造たばこの小売販売をしようとする場合においては、大蔵省令で定めるところにより、その場所ごとに、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

（小売販売業者の承継）

第二十七条 小売販売業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その小売販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が第二十三條各号（第三号及び第四号を除く。）の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する相続人は、相続後六十日間に限り、引き続きその在庫に係る製造たばこの小売販売を業として行うことができる。この場合において、この法律の適用に関しては、当該相続人を小売販売業者とみなす。

3 第一項の規定により小売販売業者の地位を承継した者又は前項前段の規定により小売販売を業として行う者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

第二十八條 前条第一項及び第三項の規定は、小売販売業者が自らを代表者とする法人（定款に製造たばこの小売販売を業として行う旨の定めがあるものに限る。）を設立した場合その他これに類する場合として大蔵省令で定める場合について準用する。

(小売販売業者の休止)
第二十九條 小売販売業者は、その営業所における営業を引き続き一月を超えて休止しようとするときは、あらかじめ、理由を付してその旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

(小売販売業者の商号等の変更等の届出)
第三十條 小売販売業者は、第二十二條第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

2 小売販売業者は、その営業所における営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。第二十六條第一項の許可を受けて行う小売販売を取りやめたときも、同様とする。

(許可の取消し等)
第三十一條 大蔵大臣は、小売販売業者が次の各号の一に該当するときは、第二十二條第一項の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。

一 第二十三條第一号に掲げる者に該当することとなつたとき。
二 第二十四條第一項（第二十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による条

件に違反したとき。
三 第二十五條第一項、第二十六條第一項、第三十六條又は第三十九條第二項の規定に違反したとき。
四 第二十七條第三項（第二十八條において準用する場合を含む。）、第二十九條又は第三十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 この項の規定による命令に違反したとき。
六 破産者となつたとき。
七 正当な理由がないのに、一月以内にその営業を開始せず、又は一月を超えて引き続きその営業を休止したとき。

八 不正の手段により第二十二條第一項の許可を受けたとき。
九 未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）第四條の規定に違反して処罰されたとき。

十 法人であつて、その代表者のうちに第一号、第六号又は前号に該当する者があるとき。
十一 未成年者（営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。）又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号、第六号又は第九号に該当する者であるとき。

2 第十七條第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。
(許可等の通知)
第三十二條 大蔵大臣は、第二十二條第一項の規定による許可、第二十三條の規定による不許可又は前条第一項の規定による許可の取消し若しくは営業の停止の命令をしたときは、遅滞なく、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。この場合において、第二十三條の規定による不許可又は同項の規定による許可の取消し若しくは営業の停止の命令の通知にあつては、その理由を示さなければならない。

第五章 小売定価
(小売定価の認可)

第三十三條 会社又は特定販売業者は、その者の現に販売をしていない品目の製造たばこ（その者が自ら製造し、又は輸入するものに限る。以下この条において同じ。）の販売をしようとする場合においては、当分の間、政令で定めるところにより、その品目ごとに一の小売定価を定めて、当該製造たばこを製造場から移出し、又は輸入する時まで、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 会社又は特定販売業者は、既にその者が前項及びこの項の認可を受けて販売をしている製造たばこがある場合において、当該認可に係る小売定価を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、その実施の時期を定めて、あらかじめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 前二項の場合において、二以上の者から製造たばこの同一の品目について小売定価の認可の申請があつた場合その他これに準ずる場合における認可の方法及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十四條 大蔵大臣は、前条第一項又は第二項の小売定価の認可の申請があつた場合には、次の各号の一に該当するときはを除き、同条第一項又は第二項の認可をしなければならない。

一 当該申請に係る小売定価による販売が消費者の利益を不当に害することとなると認めるとき。
二 当該申請に係る小売定価が、会社にあつては第九條第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する最高販売価格、特定販売業者にあつてはその輸入価格（関税率率法（明治四十三年法律第五十四号）第四條から第四條の八までの規定により計算される価格をいう。）に照らして不当に低いと認めるとき。

2 大蔵大臣は、前条第一項又は第二項の認可をした小売定価が経済事情の変動により前項の趣旨に照らして著しく不適当となつたと認める場

合その他政令で定める事由に該当する場合に、当該小売定価の認可を受けた者に対し、相当の期間を定めて、当該小売定価の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。
(小売定価の公告)
第三十五條 大蔵大臣は、第三十三條第一項又は第二項の規定により小売定価を認可したときは、大蔵省令で定めるところにより、当該認可に係る小売定価を公告するものとする。

(小売定価以外の販売等の禁止)
第三十六條 小売販売業者は、第三十三條第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価によらなければ製造たばこを販売してはならない。ただし、小売販売業者が他の小売販売業者に臨時の在庫補充用として製造たばこを販売する場合その他の大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

2 小売販売業者は、第三十三條第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価がない製造たばこを販売してはならない。
(小売定価の掲示)
第三十七條 小売販売業者は、その営業所において販売する製造たばこの品目ごとの第三十三條第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価を当該営業所に提示しなければならない。

第六章 雑則
(製造たばこ代用品)
第三十八條 製造たばこ代用品は、これを製造たばことみなしてこの法律の規定を適用する。

2 前項に規定する製造たばこ代用品とは、製造たばこ以外の物であつて、喫煙用に供されるもの（大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻、麻葉取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻葉、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第二号に規定するあへん並びに薬事法（昭和二十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。

第五部 大蔵委員会会議録第二十四号 昭和五十九年七月二十四日 【参議院】

(注意表示)

第三十九条 会社又は特定販売業者は、製造たばこで大蔵省令で定めるものを販売の用に供するために製造し、又は輸入した場合には、当該製造たばこを販売する時まで、当該製造たばこに、消費者に対し製造たばこの消費と健康との関係に注意を促すための大蔵省令で定める文言を、大蔵省令で定めるところにより、表示しなければならない。ただし、輸入した製造たばこを博覧会において展示し即売する場合その他大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

2 卸売販売業者又は小売販売業者は、前項本文の規定により製造たばこに表示されている文言を消去し、又は変更して、製造たばこを販売してはならない。

(広告に関する報告等)

第四十条 製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定の趣旨に照らして必要があるとき認められる場合には、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴いて、製造たばこに係る広告を行う者に対し、当該広告を行う際の指針を示すことができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定により示された指針に従わずに製造たばこに係る広告を行った者に対し、必要な勧告をすることができる。

4 大蔵大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、製造たばこの広告を行った者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(報告)

第四十一条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があるとき認めるときは、特定販売業者、卸売販売業者又は小売販売業者に対して、その業務に関する報告を求めることができる。

(立入検査)

第四十二条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があるとき認めるときは、その職員に、特定販売業者、卸売販売業者又は小売販売業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事務の一部委任)

第四十三条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を会社に取り扱わせることができる。

2 前項の規定により事務の一部を会社に取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、会社の負担とすることができる。

3 第一項の場合において、その事務に従事する会社の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(権限の委任)

第四十四条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長若しくは財務支局長又は税関長に行わせることができる。

(輸出等の適用除外)

第四十五条 製造たばこの輸出(関税法第二条第一項第二号に規定する輸出又はこれに準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ)をし、又は製造たばこを輸出のために販売する場合には、第九条、第十条、第四章、第五章及び第三十九条の規定は適用しない。

(政令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則
第四十七条 第八條の規定に違反して製造たばこを製造した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の犯罪に係る製造たばこは、没収する。ただし、犯罪の後犯人以外の者が情を知らないで当該製造たばこを取得したと認められる場合においては、この限りでない。

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第十一条第一項の規定に違反して、自ら輸入をした製造たばこの販売を業として行つた者

二 第十七条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者
第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第二十条の規定に違反して、製造たばこの卸売販売を業として行つた者

二 第二十一条において準用する第十七条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者
三 第二十二條第一項の規定に違反して、製造たばこの小売販売を業として行つた者

四 第二十四條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む)の規定による条件に違反した者
五 第二十五條第一項の規定に違反して、営業所を移転して製造たばこの小売販売を行つた者

六 第二十六條第一項の規定に違反して、営業所以外の場所に出張して製造たばこの小売販売を行つた者
七 第三十一條第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者
八 第三十六條の規定に違反して、製造たばこの小売販売を行つた者

第五十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第四十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

第五十二条 第十四條第三項(第二十一条において準用する場合を含む)、第十五條(第二十一条において準用する場合を含む)、第十六條第一項(第二十一条において準用する場合を含む)、第二十七條第三項(第二十八條において準用する場合を含む)、第二十九條又は第三十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百一十二号)

二 製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百二十二号)
(原料用国内産葉たばこ買入れ契約に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前のたばこ専売法(以下「旧法」という)第八條第一項の規定によるたばこの耕作の許可を受けている者(旧法第二十六條の二に規定する農薬用たばこ耕作者(以下「農薬用たばこ耕作

者」という。を除く。附則第五条において「耕作許可者」という。又は旧法第十條第二項の規定によるたばこの耕作の引継ぎの許可を受けている者（農薬用たばこ耕作者のたばこの耕作について同項の許可を受けている者を除く。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において会社と第三条第一項に規定する契約を締結したものとみなす。

2 前項の場合において、旧法第八條第一項の規定により許可された耕作地の位置及び面積並びにたばこの種類（同条第三項の規定によりその変更が許可された場合には、当該変更後の耕作地の位置及び面積並びにたばこの種類）、旧法第十三條の規定により日本専売公社（以下「公社」という。）が定めた耕作及び収穫の方法並びに旧法第十八條第一項の規定により公社が定めた乾燥調理の方法は、前項に規定する契約により定められたものとみなす。

3 第一項の場合において、この法律の施行の際現に旧法第五條第二項の規定により公社が収納の価格を公告しているときは、当該収納の価格は、第一項に規定する契約により定められたものとみなす。

4 第一項の場合において、この法律の施行の際旧法第五條第二項に規定する収納の価格を公社が公告していないときは、公社は、第七條第一項に規定する葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重して第一項に規定する契約に係る葉たばこの価格を定めるものとする。

5 第一項に規定する契約の内容については、前三項に規定するもののほか、旧法第十條第一項及び第二項、第十八條第二項、第十九條第一項ただし書及び第七項並びに第二十四條の規定を参照して、第一項の規定により会社と第三条第一項に規定する契約を締結したものとみなされる者と会社との間で約定するものとする。この場合において、第六條の規定を準用する。

第四條 施行日前に旧法第八條第三項又は第十條第二項の規定により公社に対しされた許可の申請

請（農薬用たばこ耕作者が行う申請又は農薬用たばこ耕作者のたばこの耕作を引き継ぐこととする者が行う申請を除く。）については、施行日に会社に対しされた前条第一項に規定する契約の変更若しくは解約又は引継ぎの申込みとみなす。

第五條 施行日前に旧法第二十四條に規定する災害にかかりその耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが著しい損害を受けた耕作許可者に対し、この法律の施行の際公社が同条の規定による補償金を交付していない場合には、公社は、なお従前の例により当該補償金を交付することができる。

第六條 この法律の施行の際現に旧法第二十六條第一項の規定による試作の許可を受けている者又は同条第二項の規定において準用する旧法第十條第二項の規定による試作の引継ぎの許可を受けている者は、施行日において会社と当該試作に係る原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結したものとみなす。

2 附則第三條第三項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中、「旧法第十三條の規定により日本専売公社（以下「公社」という。）が定めた耕作及び収穫の方法並びにたばこの種類」とあるのは、「日本専売公社（以下「公社」という。）が読み替えるものとする。」と、「公社」とあるのは、「日本専売公社（以下「公社」という。）が読み替えるものとする。」とみなされる者と会社との間で約定するものとする。

3 第一項に規定する契約の内容については、前項に規定するもののほか、旧法第二十六條第二項において準用する旧法第五條第一項、第十條第一項及び第二項、第十八條第二項並びに第十九條第一項本文の規定を参照して、第一項の規定により会社と当該試作に係る原料用国内産葉たばこの買入れに関する契約を締結したものとみなされる者と会社との間で約定するものとする。

（製造たばこの販売価格に関する経過措置）
第七條 この法律の施行の際現に旧法第三十四條第一項の規定により公社が公告している製造た

ばこ（公社の製造した製造たばこに限る。）の品目ごとの小売定価から当該小売定価に大蔵大臣の定める率を乗じて得た金額を控除した金額は、施行日に第九條第六項の規定において準用される同条第一項の規定により会社が大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの販売価格の最高額とみなす。

（特定販売業の登録に関する経過措置）
第八條 会社は、施行日において第十一條第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

2 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第六十九條第二項に規定する政令で定める者で施行日の前日に沖繩県において旧法第二十八條の規定により製造たばこの輸入に關し公社の委託を受けている者は、施行日において第十一條第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

3 前二項の規定により第十一條第一項の規定による登録を受けた者とみなされる者は、施行日から起算して三十日以内に同条第二項に掲げる事項を記載した書類及び同条第三項に規定する書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

4 前項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した者は、十万円以下の過料に処する。

（登録の拒否等に関する経過措置）
第九條 施行日前に旧法第九章の規定（第七章各条に相当する規定として政令で定めるものに限る。）により処罰（旧法第七十九條第一項において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号））に基づいてされる通告処分を含む）をされた者又は旧法第四十三條第一項各号に掲げる場合（同条第三項の規定により旧法第九條第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む）、第三十一條第一項各号に掲げる場合に相当する場合として政令で定めるものに限る。）の項の規定により旧法第九條第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により小売

人（旧法第三十條第一項の規定により公社が指定した製造たばこの小売人という。以下同じ。）の指定を取り消された者は、当該処罰又は取消しのある日において第七章の規定により処罰をされ、又は第三十一條第一項の規定により許可を取り消された者とみなして、第十三條（第二十一條において準用する場合を含む。）及び第二十三條の規定を適用する。

（小売販売業の許可に関する経過措置）
第十條 この法律の施行の際現に小売人である者は、施行日において第二十二條第一項の規定による許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）とみなす。

2 前項の規定により小売販売業者とみなされる小売人（以下「継続小売販売業者」という。）が博覧会場、海水浴場その他これらに準ずる場所における一時的又は季節的な需要に應ずる目的で旧法第三十條第一項の規定により期間を定め旧法第三十條第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 施行日前に継続小売販売業者に対し旧法第三十九條第一項の規定により公社が指示した事項のうち大蔵省令で定めるものは、当該継続小売販売業者に係る第二十四條第一項の規定による許可の条件とみなす。

（出張販売の許可に関する経過措置）
第十一條 継続小売販売業者がこの法律の施行の際現に旧法第三十條第四項の規定による許可を受けている場合は、施行日において第二十六條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合において、継続小売販売業者が博覧会場、海水浴場その他これらに準ずる場所における一時的又は季節的な需要に應ずる目的で旧法第三十條第四項の規定により期間を定めて

許可を受けている者として大蔵省令で定める者に該当する場合は、当該継続小売販売業者に対し、施行日において当該期間の満了日を期限とする第二十六条第二項において準用する第二十四条第一項の規定による許可の期限が付されたものとみなす。

(小売販売業の許可等の申請に関する経過措置)
第十二条 施行日前に旧法第三十条第一項の規定又は同条第三項若しくは第四項の規定により公社に対しされた指定又は許可の申請については、施行日に第二十二条第一項の規定又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により大蔵大臣に対しされた許可の申請とみなす。

(小売人の相続の届出に関する経過措置)
第十三条 施行日前に小売人が死亡した場合において引き続きその営業所で小売人となろうとする相続人については、旧法第三十三条の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条中「公社」とあるのは、「大蔵大臣」とする。

(商号等を変更した場合の届出に関する経過措置)
第十四条 施行日前に旧法第三十六条第三項に掲げる事項に変更があつた継続小売販売業者について、同項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、同項中「公社」とあるのは、「大蔵大臣」とする。

(小売販売業の許可の取消し等に関する経過措置)
第十五条 施行日前に旧法第四十三条第一項各号に掲げる場合(同条第三項の規定により旧法第九条第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む。、第三十一條第一項各号に掲げる場合に相当する場合として政令で定めるものに限る。)の一に該当するに至つた継続小売販売業者に対して、この法律の施行の際公社が旧法第四十三条

第一項又は第二項(同条第三項の規定により旧法第九条第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む。)の規定による処分を行つていない場合においては、当該継続小売販売業者を第三十一条第一項各号の規定の一に該当した者とみなして、同項の規定を適用する。

第十六条 施行日前に旧法第四十三条第一項第一号又は第二号に掲げる場合(同条第三項の規定により旧法第九条第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む。、第三十一條第一項各号に掲げる場合に相当する場合として政令で定めるものに限る。)に該当して旧法第四十三条第二項(同条第三項の規定により旧法第九条第二項又は第三項の規定を準用する場合を含む。)の規定により施行日以後の日を終期とする期間を定めて製造たばこの販売を差し止められた継続小売販売業者は、施行日において、第三十一条第一項の規定により当該期間の満了日までの期間を定めて営業の停止を命じられた者とみなす。

(製造たばこの小売定価に関する経過措置)
第十七条 この法律の施行の際現に旧法第三十四条第一項の規定により公社が大蔵大臣の認可を受けて公告している製造たばこの品目ごとの小売定価は、施行日において会社又は附則第八条第二項の規定により第一号第一項の規定による登録を受けた者とみなされる者(以下この条において「継続特定販売業者」という。)が第三十三条第一項の規定による大蔵大臣の認可を受け、第三十五条の規定により大蔵大臣が公告した製造たばこの品目ごとの小売定価とみなす。この場合において、継続特定販売業者が当該認可を受け、大蔵大臣が当該公告をしたものとみなされる製造たばこの品目は、施行日の前日において当該継続特定販売業者が旧法第二十八条の規定により輸入に関し公社の委託を受けている製造たばこの品目に限る。

(製造たばこの引換え等に関する経過措置)
第十八条 施行日前に旧法第四十一条第一項の規

定により小売人が公社に製造たばこの引換えの請求をした場合でこの法律の施行の際公社が当該引換えをしていないときは、公社は、なお従前の例により引換えをしなければならない。この場合において、引換えの原因が公社若しくは公社の責めに帰すべき場合又は不可抗力による場合を除き、当該請求をした者は、製造たばこの減価に相当する金額を公社に支払わなければならない。

第十九条 施行日前に旧法第四十一条の二第一項に規定する災害によりその所有する製造たばこを滅失した小売人に対し、この法律の施行の際公社が同条の規定による製造たばこの交付を行つていない場合は、公社は、なお従前の例により製造たばこを交付することができる。

第二十条 施行日前に旧法第四十五条第一項に規定する廃業その他の事由により営業を継続することができない事情が生じた小売人がこの法律の施行の際公社に対して同項の規定による請求を行つていない場合は、その者は、なお従前の例により買戻しを公社に請求することができる。この場合において、公社は、買戻しを請求した製造たばこが公社若しくは公社の責めに帰すべき事由又は不可抗力によらないで旧法第四十一条第一項第一号又は第二号に該当するものであるときは、払い戻すべき金額から減価に相当する金額を控除する。

第二十一条 施行日前に輸出のため公社から買ひ受けた葉たばこ又は製造たばこの輸出を取りやめた者が旧法第四十九条第一項の規定による申請をした場合において、この法律の施行の際公社が同項の処分を行つていないときは、公社は、その使用に適するものを買い戻さなければならない。

(旧法の処分に係る不服申立て等に関する経過措置)
第二十二条 施行日前に旧法第三十条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十三条第一項若しくは第二項の規定に基づいて公社が行つた処分

(以下この条及び次条において「旧法の処分」という。)についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てであつてこの法律の施行の際公社の総裁が裁決又は決定をしていないものは、施行日において大蔵大臣が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法の処分についてすることができる行政不服審査法による不服申立ては、大蔵大臣に対しするものとする。

第二十三条 旧法の処分又は旧法の処分についての行政不服審査法による不服申立てに対し公社の総裁がした裁決若しくは決定(次項において「旧法の処分等」という。)に係る行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)による訴訟であつてこの法律の施行の際現に係属しているものは、政令で定めるところにより、施行日において大蔵大臣(第四十四条の規定により権限の委任を受けた者を含む。次項において同じ)が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法の処分等について提起することができる行政事件訴訟法による訴訟は、政令で定めるところにより、大蔵大臣を相手方として提起するものとする。

(罰則に関する経過措置)
第二十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(国税犯則取締法の準用に関する経過措置)
第二十五条 この法律の施行前における旧法の違反事件及び施行後における附則第十三条においてなおその効力を有するものとされる旧法第三十三条に係る違反事件について、旧法第七十九条第一項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十九条第一項の規定により準用される国税犯則取締法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(政令への委任)
第二十六条 附則第三条から前条までに定めるも

ののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

日本たばこ産業株式会社法案

日本たばこ産業株式会社法

(会社の目的)

第一条 日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法(昭和五十九年法律第 号)第一条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に關する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

(株式)

第二条 政府は、常時、日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という)の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2 会社は、新株を発行しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときも、同様とする。

(政府保有の株式の処分)

第三条 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。

(商号の使用制限)

第四条 会社以外の者は、その商号中に日本たばこ産業株式会社という文字を使用してはならない。

(事業の範囲)

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業
 - 二 前号の事業に附帯する事業
 - 三 前二号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業
- 2 会社は、前項第三号に掲げる事業を営もうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(一般担保)

第六条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(取締役等の選任等の決議)

第七条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(定款の変更等)

第八条 会社の定款の変更、利益の処分、合併及び解散の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第九条 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第十条 会社は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の貸借対照表、損益計算書及び營業報告書を大蔵大臣に提出しなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第十一条 会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(監督)

第十二条 会社は、大蔵大臣がこの法律及びたばこ事業法の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律及びたばこ事業法を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十三条 大蔵大臣は、この法律及びたばこ事業法を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十四条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することとできないときは、その価額を追徴する。

第十五条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第十六条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした会社の取締役、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第二項の規定に違反して、新株、転換社債又は新株引受権附社債を発行したとき。

二 第五条第二項の規定に違反して、事業を行つたとき。

三 第九条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

四 第十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは營業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第十一条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

第十八条 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(設立委員)
第二条 大蔵大臣は、設立委員を命じて、会社の設立に關して發起人の職務を行わせる。

(定款)
第三条 設立委員は、定款を作成して、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)
第四条 会社の設立に際して発行する株式に關する商法(明治三十二年法律第四十八号)第六十八条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超え、額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本たばこ産業株式会社法」とする。

第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本専売公社(以下「公社」という)が引き受けるものとし、設立委員は、これを公社に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による
会社の設立に関する株式引受人としての権利
は、政府が行使する。

(出資)

第六条 公社は、会社の設立に際し、会社に対
し、別に法律で定めるものを除き、その財産の
全部を出資するものとする。この場合において
は、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百
五十五号)第四十三条の十九の規定は、適用し
ない。

(創立総会)

第七条 会社の設立に係る商法第八十条第一項
の規定の適用については、同項中「第七十七
条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とある
のは、「日本たばこ産業株式会社法附則第五条第
一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

(会社の成立)

第八条 附則第六条の規定により公社が行う出資
に係る給付は、たばこ事業法の施行の時に行わ
れるものとし、会社は、商法第五十七条の規定
にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第九条 会社は、商法第八十八条第一項の規定
にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設
立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十条 公社が出資によつて取得する会社の株式
は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡される
ものとする。

(商法の適用除外)

第十一条 商法第六十七号、第六十八号第二
項及び第八十一条の規定は、会社の設立につ
いては、適用しない。

(権利義務の承継)

第十二条 公社は、会社の成立の時に解散
するものとし、この附則に別段の定めがあるも
のを除き、その一切の権利及び義務は、その時
において公社が承継する。

2 前項の規定により公社が解散した場合におけ

る解散の登記については、政令で定める。
(職員に関する経過措置)

第十三条 公社の解散の際現に公社の職員として
在職する者は、会社の成立の時に、会社
の職員となるものとする。

2 前項の規定により公社の職員が会社の職員と
なる場合においては、その者に対して、国家公
務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十八
号)に基づく退職手当は、支給しない。

3 会社は、前項の規定の適用を受けた会社の職
員の退職に際し、退職手当を支給しようとする
ときは、その者の公社の職員としての引き続い
た在職期間を会社の職員としての在職期間とみ
なして取り扱うべきものとする。

(商号についての経過措置)

第十四条 第四条の規定は、この法律の施行の際
現にその商号中に日本たばこ産業株式会社とい
う文字を使用している者については、この法律
の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第十五条 会社の成立の日の属する営業年度の事
業計画については、第九条中「毎営業年度の開
始前」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」と
する。

(会社の設立に伴う租税関係法令の適用に
関する経過措置)

第十六条 会社の附則第六条の規定により公社が
行う出資に係る不動産又は自動車の取得に對し
ては、不動産取得税若しくは土地の取得に對し
て課する特別土地保有税又は自動車取得税を課
することができない。

2 会社の取得した附則第六条の規定により公社
が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有す
る土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日
(沖繩県の区域内に所在する土地については、
昭和四十七年四月一日)前に取得したものに對
しては、土地に對して課する特別土地保有税を
課することができない。

3 会社の取得した附則第六条の規定により公社

が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有す
る土地(公社が昭和五十七年四月一日以後に取
得したものに限る。)のうち、地方税法(昭和二
十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第
一項の規定により申告納付すべき日の属する年
の一月一日において、公社が当該土地を取得し
た日以後十年を経過しているものに対しては、
土地に對して課する特別土地保有税を課するこ
とができない。

4 会社の取得した附則第六条の規定により公社
が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有す
る土地(公社が昭和四十四年一月一日(沖繩県の
区域内に所在する土地については、昭和四十七
年四月一日)から昭和五十七年三月三十一日ま
での間に取得したものに限る。)のうち、地方税
法第五百九十九条第一項の規定により申告納付
すべき日の属する年の一月一日において、都市
計画法(昭和四十三年法律第百号)第七号第一項
に規定する市街地調整区域内に所在し、かつ、
公社が当該土地を取得した日以後十年を経過し
ているものに対しては、土地に對して課する特
別土地保有税を課することができない。

5 附則第六条の規定により公社が行う株券の出
資に係る給付は、有価証券取引税法(昭和二十
八年法律第百二号)第一条に規定する有価証券
の譲渡に該当しないものとする。

6 附則第九条の規定により公社が受ける設立の
登記及び附則第六条の規定により公社が行う出
資に係る財産の給付に伴い公社が受ける登記又
は登録については、登録免許税を課さない。

7 会社の設立後最初の営業年度の試験研究費の
額については、租税特別措置法(昭和三十三年
法律第二十六号)第四十二条の四第一項の規定
中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事
業年度の直前の事業年度(以下この条において
「基準年度」という)から当該適用年度の直前の
事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算
上損金の額に算入される試験研究費の額」とあ
るのは「日本専売公社の昭和五十九年四月一日

を含む事業年度の試験研究費の額」と、「のうち
最も多い額を超える場合」とあるのは「を超える
場合」として同項本文の規定を適用するものと
し、同項ただし書の規定は適用しない。

8 前項に定めるもののほか、会社の設立に伴う
会社に対する法人税に関する法令の適用に關し
必要な事項は、政令で定める。
(政令への委任)

第十七条 附則第二条から前条までに規定するも
ののほか、会社の設立及び公社の解散に關し必
要な事項は、政令で定める。

(株式保有の経過措置)

第十八条 政府は、当分の間、第二条第一項の規
定にかかわらず、会社の発行済株式の総数の三
分の二以上に当たる株式を保有していなければ
ならない。

(資金運用部資金の貸付けに関する経過措置)

第十九条 資金運用部資金(資金運用部資金法(昭
和二十六年法律第百号)第六条第一項に規定す
る資金運用部資金をいう)は、同法第七号第一
項の規定にかかわらず、会社の成立後三年間を
限り、第五条第一項に規定する会社の事業に要
する経費に充てる資金としての貸付けに運用す
ることができる。

(日本専売公社法等の廃止)

第二十条 次に掲げる法律は、たばこ事業法の施
行の時に廃止する。
一 日本専売公社法
二 日本専売公社法施行法(昭和二十四年法律
第六十二号)

(日本専売公社法の廃止に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定による廃止前の日本専売
公社法(以下「旧法」という)の廃止前に旧法の
規定によりした処分、手続その他の行為は、こ
の法律の相当する規定によりした処分、手続そ
の他の行為とみなす。

第二十二条 旧法の廃止後においても、公社の役
員又は職員であつた者のその職務に關して知つ
た秘密については、旧法第十七条の規定は、な

おその効力を有する。

第二十三条 旧法の廃止の日の前日までの期間に
ついては、公社に勤務する職員に支給する給与につ
いては、旧法の規定の適用については、なお従前
の例による。

2 附則第十三条第一項の規定の適用を受ける者
の旧法の廃止前に旧法第二十四条の規定により
受けた懲戒処分及び旧法の廃止前の事業に係る
懲戒処分については、なお従前の例による。こ
の場合において、旧法の廃止後に懲戒処分を行
うこととなるときは、会社の代表者又はその委
任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。

第二十四条 旧法の廃止の日の前日までに報告
していない旧法第四十三条の六の規定による報告
については、なお従前の例による。

第二十五条 旧法の廃止の日の前日までにその処
理が完了していない公社の決算並びに財産目
録、貸借対照表、損益計算書及び予算の区分に
従い、その実施の結果を明らかにした報告書につ
いては、なお従前の例による。

第二十六条 旧法の廃止の日の前日までにその納
付が完了していない専売納付金については、な
お従前の例による。

第二十七条 たばこ専売法附則第二条の規定によ
る廃止前のたばこ専売法第七十九条第一項又は
塩専売法(昭和五十九年法律第 号)による
改正前の塩専売法第五十五条第一項において準
用する国税犯則取締法(明治三十三年法律第六
十七号)に基づき、旧法の廃止の日の前日まで
にされた通告の処分により納付される金銭及び
物品であつて旧法の廃止の日の前日までにその
納付がされていないものについては、会社がこ
れを受領するものとする。

2 会社は、前項の規定により受領した金銭につ
いてはその金額を、物品については当該物品の
価額に相当する金額を、受領の日の属する月の
翌月十五日までに、政府に納付しなければなら
ない。

3 第一項に規定する通告の処分により納付され

る金銭及び物品を会社が受領したときは、その
通告の旨が履行されたものとみなす。

第二十八条 旧法の廃止前に交付した旧法第二十
三条の二十五に規定する補助金等については、
同条の規定は、なおその効力を有する。この場
合において、同条中「罰則を含む」とあるのは
「第二十一条及び第二十三条の規定を除き、罰
則を含む」と、「日本専売公社」とあるのは
「日本たばこ産業株式会社」と、「日本専売公
社の代表者」とする。

第二十九条 旧法の廃止前に生じた事故に基づ
く公社の職員の業務上の災害又は通勤による災害
に対する補償については、なお従前の例によ
る。

第三十条 旧法の廃止前にした行為に対する罰則
の適用については、なお従前の例による。

第三十一条 附則第二十一条から前条までに規定
するものほか、旧法の廃止に伴い必要な経過
措置は、政令で定める。

第三十二条 会社は、当分の間、第五条第一項に
規定する事業のほか、塩専売法第四条の規定に
より同法第三十八条に規定する事業を行う。こ
の場合において、この法律の特例その他必要な
事項は、塩専売法で定める。

塩専売法案
塩専売法
塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)の全部
を改正する。

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 製造(第五条―第十七条)

第三章 輸入(第十八条)

第四章 販売(第十九条―第三十七条)

第五章 塩専売事業の実施のための日本たばこ
産業株式会社の特例(第三十八条―第
六十一条)

第六章 雑則(第六十二条―第六十四条)

第七章 罰則(第六十五条―第七十条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、塩の需給及び価格の安定を
確保するとともに、あわせて国内塩産業の基礎
を強化し、もつて国民生活の安定に資すること
を目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「塩」とは、塩化ナトリ
ウムの含有量が百分の四十以上の固形物をい
う。ただし、チリ硝石、カイニット、シルビニ
ットその他大蔵省令で定める鉱物を除く。

2 この法律において「再製」とは、自己の用
に供する場合を除き、塩の利用価値を高めるた
め塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて、
再び塩を製造することをいう。

3 この法律において「加工」とは、自己の用
に供する場合を除き、塩の利用価値を高めるた
め塩を焼き、洗ひ、砕き、圧搾する等溶解以外
の方法により塩の形状を変え、又は塩の不純物
を除去し、若しくは塩を変質させることをい
う。

(専売権)

第三条 塩の一手買取り、輸入、再製、加工及び
販売の権能は、国に専属する。

(専売権の実施)

第四条 前条の規定により国に専属する権能及び
これに伴う必要な事項は、この法律の定めると
ころにより、日本たばこ産業株式会社法(昭和
五十九年法律第 号)に基づいて設立され
る日本たばこ産業株式会社(以下「会社」とい
う。)に行わせる。

第二章 製造
(製造者の指定等)
第五条 会社又は会社の指定を受けた者でなけれ
ば、塩の製造(再製を除く。以下同じ)をして
はならない。ただし、試験のため塩を製造する

者その他の大蔵省令で定める者は、この限りで
ない。

2 前項ただし書の規定により塩を製造しようと
する者は、大蔵省令で定めるところにより、会
社に届け出なければならない。

3 会社は、第一項の指定について決定しよう
するときは、大蔵大臣の承認を受けなければな
らない。

(指定の申請)

第六条 前条第一項の指定を受けようとする者
は、次に掲げる事項を記載した申請書を会社に
提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
はその代表者の氏名及び住所

二 製造の方法

三 製造場の規模及び位置

四 製造場の設備の構造

五 製造着手の予定年月日

六 現に他の事業を営んでいる場合には、その
種類

七 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の申請書には、事業計画書及び事業収支
見積書を添付しなければならない。

(指定の基準)
第七条 会社は、次の各号の一に該当するとき
は、第五条第一項の指定をしないことができる。
一 申請者が次のイからハまでのいずれかに該
当するとき。
イ この法律の規定により罰金以上の刑に処
せられ、その執行を終り、又は執行を受
けることがなくなつた日から起算して二年
を経過しない者
ロ 第十五条第一項の規定により指定を取り
消され、その取消の日から起算して二年
を経過しない者
ハ 第十九条第一項に規定する販売人
ニ 申請に係る塩の製造の事業を適確に遂行
するに足る経理的基礎及び技術的能力を

有すると認められない者

ホ 法人であつて、その代表者のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ 未成年者（営業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。）又は禁治産者であつて、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

二 申請に係る製造場の位置若しくは設備又は製造の方法が不適当であると認められるとき

三 申請に係る事業の塩の製造の原価が妥当でないとき

四 需給調整上塩の製造数量を制限する必要があるとき

（製造方法の変更等）

第八条 第五條第一項の指定を受けて塩を製造する者（以下「製造者」という。）は、第六條第一項第二号に規定する製造の方法又は同項第三号に規定する製造場の規模若しくは位置を変更しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。製造場を設置し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 前條第一号ニ及び第二号から第四号までの規定は、前項の承認（製造場の廃止に係る承認を除く。）について準用する。

3 第五條第三項の規定は、第一項の承認（重要な事項に係る承認として大蔵省令で定めるところに限る。）について準用する。

（買入れ）

第九条 会社は、需給の状況を勘案して、必要な塩の買入れの数量を決定し、製造者の製造場（一）とに割り当てて買入れられるものとする。

2 会社は、大蔵大臣の認可を受けて前項の買入れの価格を定め、あらかじめ、公告する。

（会社への売渡し等）
第十条 製造者は、正当な理由がある場合を除き、前條第一項の規定により会社が割り当てた

数量に相当する塩を同條第二項に規定する買入れの価格により会社に売り渡さなければならない。

2 会社は、前項の規定により会社に売り渡される塩について、製造者に対し、期日及び場所を指定して引渡しを求めることができる。

3 製造者は、その製造した塩を大蔵省令で定められた数量を超えて自ら消費してはならない。

（製造の引継ぎ）

第十一条 製造者について相続があつたときは、相続人はその地位を承継する。この場合において、当該相続人は、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

2 前項のほか、製造者の塩の製造を引き継ぐとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。この場合において、当該承認を受けた者は、製造者とみなす。

3 第七條第一号の規定は、前項の承認について準用する。

（住所等の変更）

第十二條 製造者は、第六條第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

（製造の廃止及び休止）
第十三條 製造者は、塩の製造を廃止しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。

2 製造者は、その製造場における塩の製造を引き続き十日を超えて休止しようとするときは、理由を付して会社に届け出なければならない。

（帳簿及び報告）

第十四條 製造者は、大蔵省令で定めるところにより、帳簿を作成し、業務に關する報告を会社に提出しなければならない。

2 会社は、この法律の施行に必要な限度において、第五條第二項の規定により会社に届け出た塩を製造する者から、その製造した塩に關する

報告を提出させることができる。

（指定の取消し）

第十五條 会社は、製造者が次の各号の一に該当するときは、製造者の指定を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 第七條第一号へに掲げる者に該当することとなつたとき。

三 正当な理由がないのに、第十條第二項の規定により指定された期日及び場所において塩の引渡しを行わなかつたとき。

四 正当な理由がないのに、一年を超えて引き継ぎその製造を休止したとき。

五 この法律の規定による届出、報告又は帳簿に虚偽の記載があつたとき。

六 第六十二條第一項の規定による立入検査に応じなかつたとき。

七 法人であつて、その代表者のうちに第一号又は第二号に該当する者があるとき。

八 未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号又は第二号に該当する者であるとき。

2 会社は、前項の規定により製造者の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、本人にその旨を通知し、当該製造者又はその代理人に意見を述べ、証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 第五條第三項の規定は、第一項の指定の取消しについて準用する。

（廃業後の処置）

第十六條 製造者がその指定を取り消され、又はその製造を廃止した場合において塩を所有するときは、その塩については、その者を引き継ぎ製造者とみなす。

（再製及び加工）

第十七條 会社又は会社の委託を受けた者でなければ、塩を再製し、又は加工してはならない。ただし、塩を薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二條第一項第一号に規定する医薬品

に該当する塩その他用途又は性状が特殊な塩であつて大蔵省令で定めるところに再製し、又は加工する者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により塩を再製し、又は加工しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社に届け出なければならない。

3 会社は、この法律の施行に必要な限度において、前項の規定により会社に届け出た塩を再製し、又は加工する者から、その再製し、又は加工した塩に關する報告を提出させることができる。

第三章 輸入

（輸入）

第十八條 会社又は会社の委託を受けた者でなければ、塩（旅行者が自己の用に供するため携帯して輸入する塩であつて大蔵省令で定めるところを除く。）を輸入してはならない。ただし、前條第一項ただし書の規定する用途又は性状が特殊な塩に準ずる塩として大蔵省令で定めるところを輸入する者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により塩を輸入しようとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社に届け出なければならない。

第四章 販売

（販売人の指定等）
第十九條 会社は、その指定した塩の元売人又は小売人（以下「販売人」という。）に塩を販売させることができる。

2 会社又は販売人でなければ、塩を販売してはならない。ただし、第十七條第一項ただし書の規定により再製し、又は加工した塩及び前條第一項ただし書の規定により輸入した塩については、この限りでない。

3 元売人は、会社又は他の元売人から塩を買ひ受け、他の元売人又は小売人に販売するものとする。ただし、大蔵省令で定められた数量を超えるときは、直接消費者に販売することができる。

4 小売人は、元売人から塩を買ひ受け、消費者に販売するものとする。

(販売の特例)

- 第二十条 製造者は、前条第二項本文の規定にかかわらず、会社の承認を受けて、その製造した塩を輸出のため買い受けようとする者に販売し、又はその製造した塩で次の各号に該当するものを元売人に販売することができる。
 - 一 塩化ナトリウムの含有量が百分の九十九・五以上の塩
 - 二 第二十七条第一項に規定する化学製品の製造又は漁獲物の塩蔵の用に供される塩
 - 三 添加物を混入した塩
 - 四 その他大蔵省令で定める規格を有する塩
- 前項の承認を受けようとする者は、その者が販売しようとする同項に規定する塩につき、その規格、数量、販売先その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を会社に提出しなければならない。
- 第一項の承認を受けた製造者は、前項に規定する規格、数量又は販売先を変更しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。
- 会社は、塩の需給の安定に悪影響を及ぼす場合又は流通秩序に混乱を生ずるおそれがある場合を除いては、第一項及び前項の承認をしなればならない。
- 会社は、第一項の承認を受けた者が当該承認に係る事項に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

- 七 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類
 - 八 その他大蔵省令で定める事項
- 第二十二條 会社は、次の各号の一に該当するときは、販売人の指定をしないことができる。
 - 一 申請者が次のイからトまでのいずれかに該当するとき。
 - イ この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第三十五條第一項の規定により販売人の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 - ハ 塩の製造、再製若しくは加工を行う者、会社の委託を受けて塩の輸入を行う者又は塩を直接の原料とする製品の製造者
 - ニ 元売人と小売人とを兼ねようとする者
 - ホ 破産者で復権を得ていないものその他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる者
 - ヘ 法人であつて、その代表者のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
 - ト 未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの
 - 二 営業所又は貯蔵所の設備が塩の販売を行うのに不適當と認められるとき。
 - 三 塩の販売予定数量が大蔵省令で定める標準に達せず、その他著しく不適當と認められるとき。
- 第二十三條 販売人の指定は、五年以内の期間を定めて行う。
- 会社は、販売人の指定をした場合には、指定書を交付する。
- 会社は、第一項の期間が満了した場合において、引き続き指定することが適當であると認めるときは、第二十一條の申請をまたないで、その販売人を引き続き指定することができる。

- 第二十四條 販売人は、第二十一條第二号に規定する営業所又は貯蔵所の位置を変更しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。営業所若しくは貯蔵所を設置し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 第二十二條第二号及び第三号の規定は、前項の承認(営業所又は貯蔵所の廃止に係る承認を除く)について準用する。
- 第二十五條 販売人について相続があつたときは、相続人はその地位を承継する。この場合において、当該相続人は、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。
- 前項のほか、塩の販売を引き継ごうとする者は、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。この場合において、当該承認を受けた者は、販売人とみなす。
- 第二十二條第一号の規定は、前項の承認について準用する。
- 第二十六條 会社は、大蔵大臣の認可を受けて、会社の塩の売渡しの価格(以下「売渡価格」という)を定め、公告する。
- (特別価格)
 - 第二十七條 会社は、当分の間、かせいソーダ、ソーダ灰その他の政令で指定する化学製品の製造又は貯蔵、にしろその他の政令で指定する漁獲物の塩蔵の用に供する者に塩を売り渡す場合において、前条の規定にかかわらず、売渡価格より低い価格(以下「特別価格」という)でこれを売り渡すことができる。
 - 会社は、特別価格を定めようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。
 - 第一項の用に供するため特別価格で買い受けた塩について、その用途を変更して当該買受けに係る用以外の用に供しようとするとき、又はこれを他人に譲り渡そうとするときは、大蔵省令で定めるところにより、会社の承認を受けなければならない。
 - 特別価格で塩を買い受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定められる金額に相当する金額を会社に対して支払わなければならない。
 - 一 特別価格で買い受けた塩を第一項の用以外の用に供した場合は、これを同項の用以外の用に供するため他人に譲り渡した場合、当該特別価格と売渡価格との差額に同項の用以外の用に供し、又は同項の用以外の用に供するため他人に譲り渡した数量を乗じて得た金額
 - 第一項の化学製品の製造の用に供するため特別価格で買い受けた塩を同項の漁獲物の塩蔵の用に供した場合は、これを同項の漁獲物の塩蔵の用に供するため他人に譲り渡した場合、同項の化学製品の製造の用に供する者に売り渡す場合の特別価格と同項の漁獲物の塩蔵の用に供する者に売り渡す場合の特別価格との差額に当該漁獲物の塩蔵の用に供し、又は当該漁獲物の塩蔵の用に供するため他人に譲り渡した数量を乗じて得た金額
 - 特別価格で買い受けた塩について、当該買受けに係る用に充てた数量が売渡数量に対し、正当な理由がないのに、不足した場合、当該特別価格と売渡価格との差額に当該不足した数量を乗じて得た金額
 - 特別価格以外の価格で買い受けた塩が、あらかじめ会社の承認を受けて第一項の用に供されたときは、会社は、その用に供した者に対し、大蔵省令で定めるところにより、特別価格と売渡価格との差額に相当する金額を支払うことができる。
 - 会社は、第一項の規定により特別価格で塩を買い受けた者に対し、この法律の施行に必要な限度において、その買い受けた塩に関する帳簿

の作成又は報告の提出を求めることができる。特別価格で売り渡された塩を第三項の承認を受けた者から第一項の用に供するため譲り受けた者及び特別価格以外の価格で買受けた塩を前項の承認を受けて第一項の用に供する者についても、同様とする。

(代金の延納)

第二十八條 会社は、会社から塩を買い受ける者に対し、その代金を一時に支払うことが困難であると認められる場合で、かつ、確実な担保を徴したとき以外は、延納を認めてはならない。

(販売上限価格)

第二十九條 会社は、大蔵大臣の認可を受けて、塩の元売人及び小売人の区分に応じて、それぞれ販売する塩(第十九条第二項ただし書に規定する塩及び第二十条第一項の規定により販売人に販売される塩を除く)の上限価格(以下「販売上限価格」という)を定め、公告する。

(直接販売)

第三十條 会社は、元売人以外の者に塩を売り渡す場合においては、第二十六条の規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより、前条に規定する元売人又は小売人の販売上限価格の範囲内でこれを売り渡すことができる。

(販売人の買受けの制限)

第三十一條 元売人は会社及び他の元売人以外の者から、小売人は会社及び元売人以外の者から販売のために塩(第十九条第二項ただし書に規定する塩を除く)を譲り受けてはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 元売人又は小売人が、廢業その他の理由により營業を継続することのできなくなつた他の小売人から譲り受けるとき。
- 二 競落により取得するとき。
- 三 元売人が、製造者からその製造した塩で第二十条第一項の承認のあつたものを買ひ受けるとき。

(指示等)

第三十二條 会社は、販売人に対し、營業所及び貯蔵所の設備、引取方法、備えて置くべき塩の種類及び数量、塩の販売及び保存の方法並びに塩を販売する場合における販売先、用途、数量及び時期について、指示することができる。

(差益及び差損)

第三十三條 会社は、売渡価格又は販売上限価格を改定した場合においては、大蔵省令で定めるところにより、現に販売人の所有する塩から生ずる差益又は差損の全部又は一部について、販売人と精算することができる。

2 会社は、売渡価格又は販売上限価格を改定した場合においては、販売人にその所有する塩の品種別数量の報告をさせることができる。

(住所等の変更)

第三十四條 販売人は、第二十一条第一号、第三号、第四号、第七号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。

(指定の取消し及び販売の停止)

第三十五條 会社は、販売人が次の各号の一に該当するときは、販売人の指定を取り消すことができる。

- 一 この法律の規定に違反したとき。
- 二 第二十二條第一号ハからホまでに掲げる者に該当することとなつたとき。
- 三 第三十二條第一項の規定による会社の指示に従わないとき。
- 四 正当な理由がないのに、三月を超えて引き続きその營業を休止したとき。
- 五 この法律の規定による届出、報告又は帳簿に虚偽の記載があつたとき。
- 六 第六十二條第一項の規定による立入検査に応じなかつたとき。
- 七 元売人が、正当な理由がないのに、支払期

日を過ぎてなお塩の買受代金を完納しないと

き。

八 法人であつて、その代表者のうちに第一号又は第二号に該当する者があつたとき。

九 未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号又は第二号に該当する者であるとき。

2 会社は、販売人が前項第一号又は第三号の規定に該当する場合においては、指定の取消しに代え、一月以内の期間を定めて、塩の販売の停止を命ずることができる。法人が販売人である場合にはその代表者が、未成年者又は禁治産者が販売人である場合にはその法定代理人が、同項第一号の規定に該当するときも、同様とする。

3 第十五條第二項の規定は、第一項の指定の取消し及び前項の販売の停止について準用する。

(廢業後の処置)

第三十六條 販売人がその指定を取り消され、又はその營業を廃止した場合において塩を所有するときは、その塩については、その者を引き続き販売人とみなす。

2 前項の規定により販売人とみなされる者については、第三十二條第二項の規定は、適用しない。

(輸出前の譲渡等)

第三十七條 会社又は製造者から輸出のため塩(第十九條第二項ただし書に規定するものを除く。以下この条において同じ)を買ひ受けた者は、会社の承認がなければ、その買ひ受けた塩を輸出前に譲り渡し、又は自ら消費してはならない。

2 会社は、この法律の施行に必要な限度において、会社又は製造者から輸出のため塩を買ひ受けた者から、その買ひ受けた塩に関する報告を提出させることができる。

第五章 塩専売事業の実施のための日本たばこ産業株式会社法の特例

第三十八條 会社は、日本たばこ産業株式会社法(以下「会社法」という)第五條第一項に規定する事業のほか、第四條の規定により塩の専売に係る事業(以下「塩専売事業」という)を行う。

2 前項に規定する塩専売事業に係る業務は、次に掲げるものとする。

- 一 塩の製造、再製及び加工を行うこと。
- 二 塩を買い入れること。
- 三 塩を販売すること。
- 四 塩の輸出及び輸入を行うこと。
- 五 塩の生産者及び販売者の指導及び助成に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、この法律に定められた事項を実施すること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 会社は、大蔵大臣の認可を受けて、前項各号の業務に直接関連し、かつ、業務の運営に必要な事業に投資することができる。

(業務方法書)

第三十九條 会社は、前条に規定する業務の開始の際、塩専売事業に係る業務方法書を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

(塩専売責任者等)

第四十條 大蔵大臣は、会社の推薦を受けて、代表取締役のうちから塩専売事業の責任者(以下「塩専売責任者」という)を、取締役のうちから塩専売事業の担当者(以下「塩専売担当取締役」という)を指名する。

2 塩専売責任者は、塩専売事業の実施に関し、その業務を総理する。

3 この法律の規定による会社の処分その他塩専売事業に関する重要な業務に係る事項として大蔵省令で定めるものは、塩専売責任者が決定するものとし、取締役会は、これらの事項について、議決することができる。

4 塩専売担当取締役の職務及び権限に関し必要

(塩専売事業に関する業務)

な事項は、大蔵省令で定める。

(塩専売事業の監査)

第四十一条 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、監査役を指名して、会社の塩専売事業に係る特定の事項を監査させ、当該監査の結果を報告させることができる。

2 監査役は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、大蔵大臣に意見を提出することができる。

(塩専売責任者等の解任等)

第四十二条 大蔵大臣は、塩専売責任者又は塩事業担当取締役が次の各号の一に該当するときは、第四十条第一項の規定による指名を取り消し、又は会社に対し、これらの代表取締役若しくは取締役の解職若しくは解任を命ずることができる。

一 心身の故障のため塩専売事業に係る職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 塩専売事業に係る職務上の義務違反があるとき。

(塩専売事業運営委員会)

第四十三条 会社に、塩専売事業運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、塩専売事業の運営に係る次の事項を議決する。会社の株主総会及び取締役会は、これらの事項について、議決することができる。

一 事業計画、予算及び資金計画

二 弁済期限が一年を超える資金の借入れ

三 重要財産の譲渡及び担保への提供

四 業務方法書

3 取締役会が商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十一条第一号各号に掲げる書類を承認するには、同項第一号から第三号までに掲げる書類のうち塩専売事業に係るものについて、委員会の承認があることを要する。

4 委員会は、会社の塩専売事業の運営に関し、塩専売責任者に意見を述べることができる。(委員会の組織)

第四十四条 委員会は、次の七人の委員で組織する。

一 塩専売責任者

二 塩事業担当取締役のうち塩専売責任者が指名する者 一人

三 塩専売事業に関し、優れた経験と識見を有する者 五人

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命等)

第四十五条 前条第一項第三号に掲げる委員(以下この条及び次条において「任命委員」という。)は、大蔵大臣が任命する。

2 任命委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の任命委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任命委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第四十六条 大蔵大臣は、任命委員が次の各号の一に該当するときは、その他委員たるに適しないと認めるときは、その任命委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(政令への委任)

第四十七条 この法律に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(秘密保持の義務等)

第四十八条 会社の塩専売事業に係る業務に従事する取締役、監査役若しくは職員若しくは委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 会社の塩専売事業に係る業務に従事する取締

役、監査役若しくは職員又は委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(塩専売事業運営基本金)

第四十九条 会社は、この法律による塩専売事業に関して塩専売事業運営基本金(以下「基本金」という。)を設け、附則第四条第四項の規定により政府から拠出があつたものとされた財産の価額に相当する金額のうち政令で定めるところにより算出された金額をこれに充てるものとする。

2 基本金は、政令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けた場合を除くほか、取り崩してはならない。

(塩専売事業勘定)

第五十条 会社は、塩専売事業に係る経理については、その他の経理と区分し、別に塩専売事業勘定を設けて整理しなければならない。

2 塩専売事業勘定とその他の勘定の間においては、大蔵省令で定める場合を除き、資金の相互流用をすることができない。

(事業計画等)

第五十一条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の塩専売事業に係る事業計画、予算及び資金計画を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 会社法第九条に規定する事業計画には、塩専売事業に係る事業計画を含まなければならない。

(貸借対照表等)

第五十二条 会社は、会社法第十条に規定する場合において、別に塩専売事業に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監査役の意見を添えて大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(塩専売価格安定準備金)

第五十三条 会社は、附則第四条第四項の規定により政府から拠出があつたものとされた財産の

価額に相当する金額から第四十九条第一項に規定する基本金に充てられる金額を控除して得た金額を塩専売価格安定準備金(以下「準備金」という。)として整理しなければならない。

2 会社は、毎営業年度、塩専売事業勘定において利益を生じたときは、前営業年度から繰り越した塩専売事業勘定における損失を埋め、なお残余があるときは、大蔵省令で定めるところにより、準備金として積み立てなければならない。

3 前二項の規定により積み立てた準備金は、毎営業年度の塩専売事業勘定において生じた損失を埋めるときは、取り崩してはならない。ただし、特別の理由がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4 会社は、毎営業年度、塩専売事業勘定において損失を生じたときは、準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、塩専売事業勘定に係る繰越欠損金として整理しなければならない。

5 会社が、第二項の規定により準備金として積み立てた金額は、その積立てをした営業年度の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定による所得の金額の計算上、損金の額に算入するものとし、第三項の規定により取り崩した準備金の金額に相当する金額は、その取崩しをした営業年度の法人税法の規定による所得の金額の計算上、益金の額に算入するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、準備金に係る経理に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(借入金の認可等)

第五十四条 会社は、塩専売事業に必要な費用に充てるため弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 会社の塩専売事業に係る借入金(次条の規定により政府が債務保証をしたものを除く)の総額は、塩専売事業勘定に係る純資産に相当する額として大蔵省令で定める額を超えてはならない。

3 会社は、塩専売事業に必要な費用に充てるための社債を募集してはならない。

(債務保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の塩専売事業に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

(余裕金の運用)

第五十六条 会社は、塩専売事業に係る業務上の余裕金については、次の方法によるほか、運用してはならない。

- 一 国債その他大蔵大臣の指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他大蔵大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(財産の処分)

第五十七条 会社が解散した場合又は塩専売事業が廃止された場合における塩専売事業に係る財産については、会社は、別に法律で定めるところにより、国に納付するものとする。

(大蔵省令への委任)

第五十八条 この法律及びこれに基づく政令に規定するものは、会社の塩専売事業に係る財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(監督)

第五十九条 塩専売事業の実施に關する大蔵大臣の会社に対する監督については、会社法第十二条及び第十三条の規定を準用する。この場合において、同法第十二条及び第十三条第一項中

「たばこ事業法」とあるのは、「塩専売法」と読み替へるものとする。

(取消命令等)

第六十条 大蔵大臣は、この法律に基づく指定、承認その他の会社の処分等(以下「会社の処分等」という。)が法令に違反し又は不当であると認めるときは、会社に対し、会社の処分等の取消し、変更その他必要な命令をすることができる。

(他の法令の準用)

第六十一条 この法律に基づく会社の行為に關しては、請願法(昭和二十二年法律第十三号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、会社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 雜則

(立入検査)

第六十二条 会社は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造者、会社から塩の販売、加工若しくは輸入の委託を受けた者、販売人、特別価格で塩を買った者若しくはその塩を所有し、若しくは使用する者、第二十七條第五項の規定による支払を受け、若しくは受けようとする者又は輸出のため会社若しくは製造者から塩を買った者の事務所、営業所、貯蔵所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、塩、機械、帳簿又は書類を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により会社が立入検査をさせることができる職員は、大蔵省令で定めるところにより、あらかじめ、大蔵大臣が指定する。

3 会社は、第一項の規定による立入検査を行ううとするときは、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

4 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不服申立て)

第六十三条 この法律に基づく会社の処分等に不服がある者は、大蔵大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(政令への委任)

第六十四条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第六十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五條第一項の規定に違反して、塩を製造した者
- 二 第十八條第一項の規定に違反して、塩を輸入した者
- 三 第十九條第二項の規定に違反して、塩を販売した者
- 四 第三十一條の規定に違反して、塩を譲り受けた販売人
- 五 第三十七條第一項の規定に違反して、塩を譲り渡し、又は自ら消費した者

2 前項の犯罪に係る塩は、没収する。ただし、その塩が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の犯罪が行われることをあらかじめ知らないでその犯罪が行われた時から引き続きその塩を所有していると認められるとき
- 二 前号に規定する犯罪が行われた後、その情を知らないでその塩を取得したと認められるとき

3 第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項、第十七條第二項又は第十八條第二項の規定による届出をしないで塩を製

造し、再製し、若しくは加工し、又は輸入した者

二 第八條第一項の規定による承認を受けず、製造の方法、製造場の規模若しくは位置を変更し、又は製造場を設置し、若しくは廃止した者

三 第十條第一項の規定に違反して、会社に対して塩の売渡しを拒んだ者

四 第十條第三項の規定に違反して、その製造した塩を自ら消費した者

五 第十三條第一項の規定による承認を受けず、塩の製造を廃止した者

六 第十七條第一項の規定に違反して、塩を再製し、又は加工した者

七 第二十七條第三項の規定による承認を受けず、特別価格で買受けた塩を当該買受けに係る用以外の用に供し、又は他人に譲り渡した者

八 第二十九條に規定する販売上限価格を超えて塩を販売した販売人

第六十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條第一項(第三十二條第二項において準用する場合を含む)又は第二十七條第六項の規定による帳簿を作成せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 二 第十四條第一項(第三十二條第二項において準用する場合を含む)若しくは第二項、第三十七條第三項、第二十七條第六項、第三十三條第二項又は第三十七條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十四條第一項の規定による承認を受けず、又は営業所若しくは貯蔵所の位置を変更し、又は営業所若しくは貯蔵所を設置し、若しくは廃止した者

四 第四十八條第一項の規定に違反して、秘密を漏らした者

五 第五十九條において準用する会社法第十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは

虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした会社の取締役、監査役、職員又は委員

第六十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十五條第一項、第六十六條又は前條（同条第四号及び第五号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第六十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、監査役又は委員は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第五十九條において準用する会社法第十二條第二項又は第六十條の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第七十條 第十一條第一項、第十二條、第十三條第二項、第二十五條第一項又は第三十四條第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第五章並びに附則第四條、第五條及び第三十四條の規定は、公布の日から施行する。

（検討）
第二條 政府は、国内塩産業の自立化の目的が得られた段階で、この法律について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。
（塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法の廃止）

第三條 塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法（昭和四十六年法律第四十七号）は、廃止する。

（抛出現）
第四條 日本専売公社（以下「公社」という。）は、会社の設立に際し、会社に対し、公社の財産のうち塩専売事業に係るものとしてあらかじめ大蔵大臣の認可を受けたものを抛出するものとする。

2 前項の規定により抛出する財産の価額の決定の方法その他財産の抛出に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の場合においては、日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三條（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三條の十九の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により公社が会社に抛出した財産は、政府から会社に対し抛出されたものとする。

5 第一項の規定により公社が行う財産の抛出に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

6 会社の第一項の規定により公社が行う抛出に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7 会社の取得した第一項の規定により公社が行う抛出に係る土地で会社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

8 会社の取得した第一項の規定により公社が行う抛出に係る土地で会社が引き続き保有する土地（公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日

以後十年を経過しているものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

9 会社の取得した第一項の規定により公社が行う抛出に係る土地で会社が引き続き保有する土地（公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。）のうち、地方税法第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七條第一項に規定する市街化調整区域内に所在し、かつ、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

（事業計画等に関する経過措置）
第五條 会社の成立の日の属する營業年度の塩専売事業に係る事業計画、予算及び資金計画については、第五十一條第一項中「每營業年度の開始前」とあるのは、「会社の成立後遡及なく」とする。

（製造の許可を受けた者に関する経過措置）
第六條 この法律の施行の際現に改正前の塩専売法（以下「旧法」という。）第四條の規定により公社の許可（かん水の製造に係るものを除く。）を受けている者（以下「旧法の製造者」という。）は、次項に規定する者を除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の塩専売法（以下「新法」という。）第五條第一項の規定により会社の指定を受けた者（以下「新法の製造者」という。）とみなす。

2 旧法の製造者で新法第五條第一項ただし書の規定に該当するものは、施行日に同条第二項の規定により会社に届出をした者とみなす。

規定により会社に届出をした者とみなす。
（製造の許可の申請に関する経過措置）
第七條 施行日前に旧法第六條第一項の規定により公社に對しされた許可の申請（かん水の製造に係るものを除く。次項において「同じ」という。）は、次項に規定するものを除き、施行日に新法第六條第一項の規定により会社に對しされた指定の申請とみなす。

2 施行日前に新法第五條第一項ただし書の規定に該当する者が、旧法第六條第一項の規定により公社に對してした許可の申請は、施行日に新法第五條第二項の規定により会社に對してした届出とみなす。

（製造者の指定の基準に関する経過措置）
第八條 施行日前に旧法第七章の規定により処罰（旧法第五十五條において準用する同法則則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に基づいてされる通告処分を含む。）をされた者は旧法第十八條第一項各号又は第二項のいづれかに該当して同条第一項の規定により製造の許可を取り消された者は、当該処罰又は取消しがあつた日に新法第七章の規定により処罰をされ、又は新法第十五條第一項の規定により製造者の指定を取り消された者とみなして、新法第七條（新法第十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（許可等の申請に関する経過措置）
第九條 施行日前に旧法又は附則第三條の規定による廃止前の塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法（以下「旧臨時措置法」という。）の規定により公社に對しされた許可等の申請で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ施行日にこの法律の規定により会社に對しされた同表の下欄に掲げる承認等の申請とみなす。

新法第八條第一項の規定による承認の申請	旧法第六條第三項及び第十二條第一項の規定による許可の申請（かん水の製造に係るもの及び新法第五條第一項ただし書の規定に該当する者がしたものを除く。）
新法第八條第一項の規定による承認の申請	旧法第六條第三項及び第十二條第一項の規定による許可の申請（かん水の製造に係るもの及び新法第五條第一項ただし書の規定に該当する者がしたものを除く。）

旧法第八条第二項の規定による許可の申請（か
ん水の製造の引継ぎに係るもの及び新法第五条
第一項ただし書の規定に該当する者がしたも
を除く。）

旧臨時措置法第十条第三項の規定による許可の
申請

旧法第二十四条第一項の規定による指定の申請

旧法第二十四条第三項の規定による許可の申請

旧法第二十七條第一項の規定による許可の申請

旧法第四十一条第二項の規定による許可の申請

新法第十一条第二項の規定による承認の申請

新法第二十条第二項又は第三項の規定による
承認の申請

新法第二十一条の規定による指定の申請

新法第二十四条第一項の規定による承認の申
請

新法第二十五条第二項の規定による承認の申
請

新法第三十七条第一項の規定による承認の申
請

同項の規定により許可の申請をしている者は、
施行日に新法第十七条第二項の規定により会社
に対し届出をした者とみなす。

（販売人の指定に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に旧法第二十三
条第一項の規定により公社の指定を受けている
者（以下「旧法の販売人」という。）は、施行日に
新法第十九条第一項の規定により公社の指定を
受けた者（以下「新法の販売人」という。）とみな
す。この場合において、当該新法の販売人とみ
なされる者に係る新法第二十三条第一項に規定
する指定の期間は、旧法第二十六条第一項の規
定により定められた指定の期間の満了の日まで
とする。

（販売の特例に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行の際現に旧臨時措置法
第十条第一項の規定により公社が旧法の製造者
に対し行っている許可は、施行日に新法第二十
条第一項の規定により公社が行った承認とみな
す。

（販売人の指定の基準に関する経過措置）

第十五条 施行日前に旧法第七章の規定により処
罰（旧法第五十五条において準用する国税犯則
取締法に基づいてされる通告処分を含む。）をさ
れた者又は旧法第三十九条第一項各号又は第三
項のいずれかに該当して同条第一項の規定によ

り販売人の指定を取り消された者は、当該処罰
又は取消しのあつた日に新法第七章の規定によ
り処罰をされ、又は新法第三十五条第一項の規
定により販売人の指定を取り消された者とみな
して、新法第二十一条（新法第二十五条第三項
において準用する場合を含む。）の規定を適用す
る。

（特別価格で売り渡された塩に関する経過措置）

第十六条 施行日前に旧法第二十九条第一項の規
定により公社から塩の売渡しを受けた者及び同
条第四項の規定による公社の許可を受けて当該
売渡しを受けた者から当該塩を譲り受けた者並
びに同条第五項の規定により公社の承認を受け
た者については、同条及び旧法第四十五条の規
定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この
法律の施行後においても、なおその効力を有す
る。この場合において、旧法第二十九条第二項
及び第四項から第六項まで並びに第四十五条第
一項中「公社」とあるのは、「会社」とする。

（延納の許可に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行の際現に旧法第三十一
条第一項の規定により公社が許可している延納
又は施行日前に同項の規定により公社に対しさ
れた延納の許可の申請は、それぞれ施行日に新
法第二十八条の規定により公社が認められた延納又
は会社に対する延納の申出とみなす。

（販売上限価格に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行の際現に旧法附則第二
十三項の規定により公社が販売価格を制限して
いる場合においては、その制限された販売価格
は、この法律の施行の際に新法第二十九条の規
定により公社が大蔵大臣の認可を受けて定めた
販売上限価格とみなす。

（販売人に対する指示等に関する経過措置）

第十九条 この法律の施行の際現に旧法第三十六
条第一項の規定により公社が旧法の販売人に対
して行っている指示は、施行日に新法第三十二
条第一項の規定により公社が行った指示とみな
す。

（販売人の指定の取消しに関する経過措置）

第二十条 施行日前に旧法第三十九条第一項各号
又は第三項のいずれかに該当するに至つた旧法
の販売人で附則第十三条の規定により新法の販
売人とみなされる者に対して、この法律の施行
の際公社が旧法第三十九条第一項又は第二項の
規定による処分を行っていない場合において
は、当該新法の販売人とみなされる者を新法第
三十五条第一項各号のいずれかに該当した者と
みなして、同項の規定を適用する。

（販売の差止めに関する経過措置）

第二十一条 施行日前に旧法第三十九条第二項の
規定により施行日以後の日を終期とする期間を
定めて塩の販売を差し止められた販売人は、施
行日に新法第三十五条第二項の規定により当該
期間の満了の日までの期間を定めて販売の停止
を命じられた者とみなす。

（廃業後の塩の処分に関する経過措置）

第二十二条 施行日前に旧法第四十条の規定によ
り公社が同条に規定する者に対して行つた指示
は、施行日に新法第三十二条第一項の規定によ
り公社が行つた販売方法の指示とみなす。

2 旧法第四十条に規定する塩であつて、この法
律の施行の際同条の規定による処分がされてい
ないものは、新法第三十六条第一項に規定する
販売人とみなされる者が所有する塩とみなす。

（輸出前の譲渡等の許可に関する経過措置）

第二十三条 この法律の施行の際現に旧法第四十
一条第二項の規定により公社が行つている許可
は、施行日に新法第三十七条第一項の規定によ
り公社が行つた承認とみなす。

（提出すべき報告等に関する経過措置）

第二十四条 この法律の施行の際現に旧法第八條第
一項、第十三条第二項（旧法第三十六条第三項に
おいて準用する場合を含む。）、第二十七条第一
項、第三十七條第二項又は第四十一条第三項の
規定による報告若しくは届出をしていない者に
ついては、これらの規定（これらの規定に係る
罰則を含む。）は、この法律の施行後において

（買入価格等に関する経過措置）

第十条 この法律の施行の際現に旧法第五条第二
項及び第二十八条第一項の規定により公社が定
めて公告している収納の価格及び売渡価格は、
それぞれこの法律の施行の際に新法第九条第二
項及び第二十六条の規定により公社が大蔵大臣
の認可を受けて定め、公告した買入れの価格及
び売渡価格とみなす。

（製造者の指定の取消しに関する経過措置）

第十一条 施行日前に旧法第十八条第一項各号又
は第二項のいずれかに該当するに至つた旧法の
製造者で附則第六条第一項の規定により新法の
製造者とみなされるものに対して、この法律の
施行の際公社が旧法第十八条第一項の規定によ
る処分を行っていない場合においては、当該新
法の製造者とみなされる者を新法第十五条第一
項各号のいずれかに該当した者とみなして、同
項の規定を適用する。

（再製の委託等に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第二十
一条第一項又は第二十二條の規定により公社が行
つている委託は、それぞれ施行日に新法第十七
条第一項又は第十八条第一項の規定により公社
が行つた委託とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十一条第二
項の規定により公社の許可を受けている者及び

も、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(公社の売り渡した塩に関する経過措置)
第二十五条 施行日前に公社の売り渡した塩は、附則第十六条の規定により旧法第二十九条がなおその効力を有するものとして適用される場合を除き、新法の規定により公社が売り渡したものとみなす。

(塩の納付に関する経過措置)
第二十六条 この法律の施行の際に製造した塩を有する旧法の製造者(旧法第二十条の規定により旧法の製造者とみなされる者を含む。)及び旧法第四十二条第二項の規定により公社に納付を命じられた塩を有する者については、旧法第五、第十四条、第十五条、第四十二条及び第四十五条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(再鑑定の上立て等に関する経過措置)
第二十七条 施行日前に旧法第十五条第一項の規定により公社が行った鑑定に不服があるときの再鑑定の上立て及びその取消しの訴えの提起については、なお従前の例により公社に対し行うものとする。

2 施行日前に旧法第十五条第二項の規定により公社に対しされた再鑑定の上立てについては、なお従前の例により公社が再鑑定する。

(災害補償に関する経過措置)
第二十八条 施行日前に旧法第十六条に規定する災害により塩又はかん水に損害を受けた旧法の製造者に対して、この法律の施行の際公社が同条の規定による補償金を交付していない場合は、なお従前の例により公社が補償金を交付することができる。

(不服申立てに関する経過措置)
第二十九条 施行日前に旧法若しくは旧臨時措置法の規定により公社が行った処分(以下この条

及び次条において「旧法等の処分」という。)についての行政不服審査法による不服申立て(旧法において不服申立てができないこととされた処分に係るものを除く。次項において同じ。)であつて、この法律の施行の際公社の総裁が裁決又は決定をしていないものは、施行日に大蔵大臣が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法等の処分についてすることができる行政不服審査法による不服申立ては、大蔵大臣に対しするものとする。

(訴訟に関する経過措置)
第三十条 旧法等の処分又は旧法等の処分についての行政不服審査法による不服申立てに対し公社の総裁がした裁決若しくは決定(次項において「旧法等の処分等」という。)に係る行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百二十九号)による訴訟であつて、この法律の施行の際現に係属しているものは、施行日に公社が受け継ぐ。

2 この法律の施行の際旧法等の処分等について提起することができる行政事件訴訟法による訴訟は、公社を相手方として提起するものとする。

(罰則に関する経過措置)
第三十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国税犯則取締法の準用に関する経過措置)
第三十二条 この法律の施行前における旧法の違反事件並びに施行後における附則第十六条、第二十四条及び第二十六条においてなおその効力を有するものとされる旧法の違反事件については、旧法第五十五条第一項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有するものとする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十五条第一項の規定により準用される国税犯則取締法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧臨時措置法の廃止に伴う経過措置)
第三十三条 旧臨時措置法附則第三項の規定は、

この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

(政令への委任)
第三十四条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

この法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(製塩施設法及び塩業組合法の廃止)
第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 製塩施設法(昭和二十七年法律第二百二十八号)

二 塩業組合法(昭和二十八年法律第七号)

(会計検査院法の一部改正)
第二条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第二号中「日本専売公社」を削る。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四十三条中「日本専売公社」を「日本たばこ産業株式会社(昭和五十九年法律第

号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)
第四条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「日本専売公社」を削る。

(国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を

改正する法律の一部改正)
第五条 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「勸奨しよう」を「勸奨」に、「日本専売公社」を「日本たばこ産業株式会社(昭和五十九年法律第

号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第六条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

三 削除

(北海道開発法の一部改正)
第七条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中、「日本専売公社」を削る。

(国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)

第八条 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(日本国有鉄道等の援助)」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第六十九条を次のように改める。

(たばこ事業法に関する特例)

第六十九条 沖縄県の区域においては、当分の間、たばこ事業法(昭和五十九年法律第

区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に
関する協定の実施に伴う国税則取消法等の臨
時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十
三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「たばこ専売法(昭和二十四
年法律第百十一号)」を削り、「差押え」を「差押え」
に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する
協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に
関する法律の一部改正)

第二十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及
び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位
に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨
時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十
四号)の一部を次のように改正する。

題名中「たばこ専売法等」を「たばこ事業法等」
に改める。

第一条中「たばこ専売法(昭和二十四年法律第
百十一号)、塩専売法(昭和二十四年法律第百十
二号)等」を「たばこ事業法(昭和五十九年法律第
号)及び塩専売法(昭和五十九年法律第
号)」に改める。

第二条第五項を次のように改める。

5 この法律において「製造たばこ」とは、たば
こ事業法第二条第三号に規定する製造たばこ
(同法第三十八條第二項に規定する製造たばこ
こ代用品を含む。)をいう。

第三条第一項第三号中「成年者一人につき二
規定にかかわらず、塩を輸入することができ
る。

百本以内の紙巻たばこ若しくは二百グラム以内
のその他の製造たばこ又は」を削り、同項第四
号及び同条第二項を削る。

第四条の見出し中「譲渡等」を「販売」に改め、
同条第一項中「たばこ専売法第六十六条第一項
又は塩専売法第四十二条第一項」を「たばこ事業
法第四章、第五章及び第三十九条又は塩専売法
第十九条」に、「前条第一項の規定」を「これらの
者」に、「製造たばこ用巻紙又は」を「又は前条
の規定により輸入された」に、「譲り渡す」を「販
売する」に改め、同条第二項を削る。

(関税法の一部改正)

第二十二條 関税法(昭和二十九年法律第六十
号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三項第二号中「たばこ専売法
(昭和二十四年法律第百十一号)」を削り、「の
定」を「の定め」に、「終り」を「終わり」に改める。
第百十八條第三項第一号へを同号トとし、同
号ホの次に次のように加える。

「たばこ事業法(昭和五十九年法律第
号)第一条第三号(定義)に規定する
製造たばこ(同法第三十八條第一項(製造
たばこ代用品)に規定する製造たばこ代
用品を含む。)

(日本国における国際連合の軍隊の地位に關
する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關
する法律の一部改正)

第二十三條 日本国における国際連合の軍隊の地
位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時
特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十
九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「たばこ専売法(昭和二十四年法律第
百十一号)、塩専売法(昭和二十四年法律第百十
二号)」を「たばこ事業法(昭和五十九年法律第
号)、塩専売法(昭和五十九年法律第
号)」に改める。

に改め、同条中「たばこ専売法又は」を「たばこ
事業法又は」に、「日本国とアメリカ合衆国との
間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく
施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊
の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法
等の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリ
カ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第
六条に基づく施設及び区域並びに日本国におけ
る合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う
たばこ事業法等の臨時特例に関する法律」に改
める。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに
関する法律の一部改正)

第二十四條 出資の受入れ、預り金及び金利等の
取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九
十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「塩業組合」を削り、「受入」を「受
入れ」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)

目次中「第九章 雑則(第百二十二條―第百二十七條)
第十章 罰則(第百二十八條―第百三十一條)
第十一章 罰則(第百二十八條―第百三十一條)
」に改める。

第一条第二項中「公共企業体」を「公共企業体
等」に改める。

第二条第一項第一号ロ中「公共企業体」を「公
共企業体等」に改め、「日本専売公社法(昭和二
十三年法律第百五十五号)第二十三條第一項
若しくは第二十四條第一項」を削り、同項第
七号を次のように改める。

イ 日本国有鉄道
ロ 日本電信電話公社
ハ 日本たばこ産業株式会社
第三条第一項中「公共企業体」を「公共企業体
等」に改める。

第二十五條 租税特別措置法(昭和三十三年法律
第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五條の二第二項中「塩業組合」を削
る。

第八十一條の二の次に次の一條を加える。
(日本たばこ産業株式会社の塩専売事業に係
る登記の免税)

第八十一條の三 日本たばこ産業株式会社が、
塩専売法(昭和五十九年法律第 号)第三
十八條第二項に規定する塩専売事業に係る業
務のための登録免許税法別表第一の第一号、
第九号から第十四号まで及び第十九号に掲げ
る登記又は登録を大蔵省令で定めるところに
より受ける場合には、その登記又は登録につ
いては、登録免許税を課さない。
(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二十六條 国家公務員等共済組合法(昭和三十
三年法律第百二十八号)の一部を次のように改
正する。

第五条第一項中「公共企業体の総裁」を「公共
企業体等の総裁等(同項に規定する公共企業体
等の総裁等をいう。)」に改める。

第八条第一項中「各公共企業体の総裁」を「日
本国有鉄道の総裁及び日本電信電話公社の総裁
並びに日本たばこ産業株式会社が当該会社を代
表する者として大蔵大臣に届け出た者(以上公
共企業体等の総裁等」という。に、「公共企業
体の所屬」を「公共企業体等の所屬」に改め、同
条第二項中「公共企業体の総裁」を「公共企業体
等の総裁等」に改める。

第十二條の見出し中「公共企業体」を「日本国
有鉄道若しくは日本電信電話公社」に改め、同

条第三項中「公共企業体の総裁」を「日本国有鉄道
の総裁又は日本電信電話公社の総裁」に、「次
の各号に掲げる公共企業体の区分に応じ、当該
各号に定める大臣」を「運輸大臣又は郵政大臣」
に、「当該公共企業体」を「日本国有鉄道又は日
本電信電話公社」に改め、同項各号を削る。
第三十一條第一号、第三十七條第一項及び第
四十一條第二項中「公共企業体」を「公共企業体
等」に改める。

第九十九條第一項第一号中「又は公共企業体」
を、「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改
め、同条第二項各号列記以外の部分及び同項第
一号中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、
同項第二号中「又は公共企業体の負担」を「
日本国有鉄道又は日本電信電話公社の負担
に」に、「公共企業体の負担金」を「公共企業体
等の負担金」に改め、同項第三号から第五号ま
での規定中「公共企業体」を「公共企業体等」に
改め、同条第三項中「又は公共企業体」を、「日
本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同
項に後段として次のように加える。

この場合において、国が負担する当該費用
には、日本たばこ産業株式会社に所属する職
員をもつて組織する組合(以下「日本たばこ産
業共済組合」という。)の長期給付に係るもの
を含むものとする。

第九十九條第四項中「又は公共企業体」を、「
日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、
同条第五項中「第三条」の下に「若しくは労働組
合法(昭和二十四年法律第七十四号)第一条」
を加え、「公共企業体」を「公共企業体等」に
改める。

第二百一一条第一項中「公共企業体」を「公共企業
体等」に改め、同条第三項中「又は公共企業体」
を、「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改
め、同条第四項中「公共企業体」を「公共企業体
等」に改める。

第四百四條第三項、第四百五條第一項及び第四百十
一條第四項中「公共企業体」を「公共企業体等」に

改める。
第十章を第十一章とし、第九章を第十章と
し、第八章の次に次の一章を加える。

第九章 日本たばこ産業共済組合に係る
特例

(日本たばこ産業共済組合の登記)
第一百一条の二 日本たばこ産業共済組合は、
政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない
事項は、登記の後でなければ、これをもつて
第三者に対抗することができない。
(運営審議会の委員の数の特例その他の第二
章の規定の適用の特例)

第一百一条の三 日本たばこ産業共済組合の運
営審議会の委員の数は、第九條第二項の規定
にかかわらず、定款で定める数とする。
2 日本たばこ産業共済組合の運営規則に対す
る第十一条第二項の規定の適用については、
同項中「大蔵大臣に協議しなければ」とあるの
は、「大蔵大臣の認可を受けなければ」とす
る。

第十三條の規定は、日本たばこ産業共済組
合に使用され、その事務に従事する者につい
ては、適用しない。
(事務に要する費用の補助)
第一百一条の四 国は、第九十九條第二項第五
号の規定にかかわらず、予算の範囲内におい
て、日本たばこ産業共済組合に対し、同号に
掲げる費用の一部を補助することができる。
(組合員の範囲の特例等)

第一百一条の五 日本たばこ産業株式会社(以
下「会社」という。)と業務、資本その他につ
いて密接な関係を有するものとして政令で定め
る要件に該当する法人で大蔵大臣の指定を受
けたものを使用される者(当該法人の常勤の
役員を含み、臨時に使用される者を除く。)の
うち職員に相当する者として日本たばこ産業
共済組合の運営規則で定める者は、当該組合

を組織する職員とみなして、この法律の規定
を適用する。
2 前項の規定により大蔵大臣の指定を受けよ
うとする場合の申請の手続その他同項の指定
に關し必要な事項は、政令で定める。
(指定法人に対する前章までの規定の適用の
特例)

第一百一条の六 前条第一項の規定により大蔵
大臣の指定を受けた法人(以下「指定法人」と
いう。)の常勤役員又は常勤職員は、第三十一
條の規定の適用については、会社の常勤役員
又は常勤職員とみなす。
2 指定法人の業務は、第四章の規定の適用に
ついては、会社の業務とみなす。
3 指定法人は、第六章の規定の適用につい
ては、会社とみなす。
(組合員等に対する督促及び延滞金の徴収)

第一百一条の七 日本たばこ産業共済組合は、
掛金又は負担金を滞納した当該組合の組合員
又は会社若しくは指定法人に対し、期限を指
定して、掛金又は負担金の納付を督促しなけ
ればならない。
2 前項の規定による督促は、督促状を発して
しなければならない。この場合において、督
促により指定すべき期限は、督促状を発する
日から起算して十日以上を経過した日でなけ
ればならない。
3 第一項の規定による督促は、民法第五百十
三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を
有する。

4 第一項の規定によつて督促したときは、日
本たばこ産業共済組合は、掛金又は負担金の
額につき年十四、六パーセントの割合で、納
付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納
又は財産の差押えの日の前日までの日数によ
つて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛
金又は負担金の額が千円未満であるとき、又
は滞納につきやむを得ない事情があると認め
られるときは、この限りでない。

5 前項の場合において、掛金又は負担金の額
の一部について納付があつたときは、その納
付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎
となる掛金又は負担金の額は、その納付のあ
つた掛金又は負担金の額を控除した金額によ
る。
6 掛金又は負担金の額に千円未満の端数があ
るときは、延滞金は、その端数を切り捨てて
計算する。
7 督促状に指定した期限までに掛金若しくは
負担金を完納したとき、又は前三項の規定に
よつて計算した金額が千円未満のときは、延
滞金は、徴収しない。
8 延滞金の金額に千円未満の端数があるとき
は、その端数は、切り捨てる。
(滞納処分)

第一百一条の八 前条第一項の規定による督促
を受けた組合員又は会社若しくは指定法人
が、同項の規定により指定された期限までに
掛金又は負担金を完納しないときは、組合員
又は会社若しくは指定法人の住所又は財産が
ある市町村(特別区を含む。以下この条にお
いて同じ)は、日本たばこ産業共済組合の請
求により、市町村税の滞納処分の例によつ
て、これを処分することができる。この場合
においては、日本たばこ産業共済組合は、徴
収金額の百分の四に相当する金額を当該市町
村に交付しなければならない。
2 市町村が、前項の請求を受けた日から三十
日以内にその処分着手せず、又は九十日以
内にこれを結了しないときは、日本たばこ産
業共済組合は、大蔵大臣の認可を受け、国税
滞納処分の例によつて、これを処分すること
ができる。
(先取特権の順位)

第一百一条の九 掛金、負担金その他この法律
の規定による日本たばこ産業共済組合の徴収
金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次
ぐものとする。

(徴収に関する通則)

第百十一條の十 掛金、負担金その他この法律の規定による日本たばこ産業共済組合の徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第百十二條第二項中「掛金」を「掛金又はこの法律の規定による負担金若しくは延滞金(日本たばこ産業共済組合に係るものに限る。)」に改める。

第百十六條第五項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 日本たばこ産業株式会社 大蔵大臣

第百十六條に次の一項を加える。
6 大蔵大臣は、第百十一條の五第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、厚生大臣に協議しなければならない。

第百二十條第二項中「公共企業体」を「公共企業体等(指定法人を含む。第百二十三條及び第百二十六條の五第二項において同じ。)」に改める。

第百二十三條中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同条に次のたし書を加える。

ただし、日本たばこ産業共済組合の船員組合員に係る国庫の負担に相当する費用については、國が負担する。

第百二十四條の二第一項、第百二十五條、第百二十六條の二第一項及び第百二十六條の五第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第三條の二(見出しを含む)及び第十二條の七第四項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第十三條の十一の見出し中「公共企業体の組合」を「国鉄共済組合等」に改め、同条第一項中「公共企業体の組合」を「日本国有鉄道に所属する職員をもつて組織する組合(以下「国鉄共済組合」という。))又は日本電信電話公社に所属

する職員をもつて組織する組合(以下「日本電信電話公社共済組合」という。))に改め、同条第二項中「公共企業体の組合」を「国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」に改め、同条第三項中「公共企業体及び公共企業体の組合」を「日本国有鉄道及び日本電信電話公社並びに国鉄共済組合及び日本電信電話公社共済組合」に改める。

附則第十四條の三第一項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、同条第二項中「日本国有鉄道に所属する職員をもつて組織する組合(以下「国鉄共済組合」という。))」を「国鉄共済組合」に、「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則第十四條の四第三項及び第四項、第十四條の五第三項、第十四條の六第一項第二号並びに第十四條の七第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。
附則第十四條の十第一項中「次に掲げる事業」の下に「(日本たばこ産業共済組合にあつては、第四号に掲げる事業に限る。))」を加える。

附則第二十條の二第一項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合においては、第九十九條第三項後段の規定を準用する。

附則第二十條の二第二項中「又は公共企業体」を「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(検討)
第二十條の三 日本たばこ産業共済組合及び当該組合の組合員に対するこの法律の規定の適用については、公的年金制度全体の再編成が行われる時点で検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第二十七條 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九

号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号、第五十條第一項、第五十一條の五第一項、第五十五條第一項及び第五十七條(見出しを含む)中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

(たばこ耕作組合法の一部改正)
第二十八條 日本たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九條」を「第五十九條の三」に改める。
第一條中「たばこ専売事業」を「たばこ産業」に改める。

第三條第一項を次のように改める。
たばこ耕作組合法の地区は、全国の区域とする。

第八條第一項第五号中「構成する者」の下に「(以下この項において「構成員」という。))」を加え、同項第七号及び第八号を次のように改める。

七 構成員の日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という)との契約(たばこ事業法(昭和五十九年法律第 号)第三條第一項に規定する契約をいう。以下この項において同じ)の締結に關し会社と行う協議又は当該構成員の委託を受けて行ふ当該契約の締結

八 構成員と会社との契約に基づいて行ふ当該構成員の業たばこの生産及び販売に關し会社の委託を受けて行ふ事務の実施
第八條第一項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、同条第三項中「公社のほか」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 たばこ耕作組合法中央会及びたばこ耕作組合法連合会は、前項に規定する事業のほか、組合を直接又は間接に構成する組合の組織、経営及び事業の指導及び調査を行うことができる。
3 たばこ耕作組合法中央会は、前二項に規定する事業のほか、たばこ事業法第六條に規定する約定をすることができる。
第九條第一項中(たばこ専売法第五條第一項にいう耕作者をいう。以下同じ)を削り、同項後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3 たばこ耕作組合法中央会(以下「中央会」という)の会員たる資格を有する者は、連合会及び連合会に加入してない地区組合とする。
第十九條第一項及び第二十九條第二項中「基いて」を「基ついて」に、「公社」を「大蔵大臣」に改める。
第三十條後段を削る。
第三十三條第二項及び第四十條中「公社」を「大蔵大臣」に改める。
第四十一條中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基ついて」に改める。
第四十二條第一項から第四項まで、第四十四條第二項、第四十五條第二項及び第四十六條第二項中「公社」を「大蔵大臣」に改める。
第四十九條中「又は公社」を削り、「基いて」を「基ついて」に改める。
第五十四條中「たばこ耕作組合法第五十條」と、同法第八十三條中「主務官庁」とあり、又は非訟事件手続法第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「日本専売公社」と読み替えるものとするを、「たばこ耕作組合法第五十條」と読み替えるものとする」に改める。
第五十五條中「次の各号に」を「次に」に、「公社」を「大蔵省令で」に、「公社」を「大蔵大臣」に改める。
第五十六條中「公社」を「大蔵大臣」に、「基いて」を「基ついて」に改める。
第五十七條中「基いて」を「基ついて」に、「公

る。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第三十八條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條を次のように改める。

(製造たばこの小売販売業の許可)

第二十四條 身体障害者がたばこ事業法(昭和五十九年法律第...号)第二十二條第一項の規定による小売販売業の許可を申請した場合において同法第二十三條各号の規定に該当しないときは、大蔵大臣は、当該身体障害者に当該許可を与えるように努めなければならない。

2 第二十二條第三項の規定は、前項の規定によりたばこ事業法第二十二條第一項の許可を受けた者について準用する。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第三十九條 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條を次のように改める。

(製造たばこの小売販売業の許可)

第十七條 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがたばこ事業法(昭和五十九年法律第...号)第二十二條第一項の規定による小売販売業の許可を申請した場合において同法第二十三條各号の規定に該当しないときは、大蔵大臣は、その者に当該許可を与えるように努めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定によりたばこ事業法第二十二條第一項の許可を受けた者について準用する。

(児童手当法の一部改正)

第四十條 児童手当法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表第三号上欄中「日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第十九條、」を削り、同号下欄中「日本専売公社、」

を削る。

第二十條第一項第五号中「団体」の下に「その他同法に規定する団体で政令で定めるもの」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)第九十九條第二項に規定する公共企業体等のうち同法第二十二條第一項第七号へに規定するものその他同法に規定する団体で政令で定めるもの

(農林中央金庫法の一部改正)

第四十一條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中、「塩業組合」を削る。

(漁港法の一部改正)

第四十二條 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第四項中、「日本専売公社」を削る。

(海岸法の一部改正)

第四十三條 海岸法(昭和三十一年法律第一百十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中、「日本専売公社」を削る。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第四十四條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第三号を次のように改める。

三 削除

第二十七條第一項、第二十八條第一項第六号並びに第二十九條第一項第三号及び第四号中「塩業組合」を削る。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第四十五條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「塩業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者が一億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるものを含む。」以下第三條第一項に

おいて同じ)を削り、「行なう」を「行う」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第四十六條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「塩業組合であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者が一億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるものを含む。」を削る。

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第四十七條 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「日本専売公社、」を削る。

(港灣法の一部改正)

第四十八條 港灣法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項中、「日本専売公社」を削る。

(公共企業体等労働関係法の一部改正)

第四十九條 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号ハを削る。

第三十九條中「日本専売公社並びに」を削る。

(身体障害者雇用促進法の一部改正)

第五十條 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「日本専売公社、」を削る。

(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第五十一條 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び附則第三條中「日本専

売公社」を削る。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第五十二條 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十條中「日本専売公社、」を削る。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第五十三條 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「日本専売公社、」を削る。

(土地収用法の一部改正)

第五十四條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第七号中「又は日本専売公社が日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第二十七條各号に掲げる業務の用に供する施設」を削り、同条第三十四号の三の次に次の一号を加える。

三十四の四 日本たばこ産業株式会社が塩専売法(昭和五十九年法律第...号)第三十八條第二項各号に掲げる業務の用に供する施設

(道路法の一部改正)

第五十五條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十五條中、「日本専売公社」を削る。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第五十六條 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中、「日本専売公社」を削り、「本項中」をこの項においてに改める。

(都市公園法の一部改正)

第五十七條 都市公園法(昭和三十一年法律第七

十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中、「日本専売公社」を削る。

(建設省設置法の一部改正)

第五十八条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五十八号中、「日本専売公社」を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第五十九条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二第二項第二号、第四百四十五条第一項、第六百六十六条第一号、第九百九十九条第一項及び第二百一十一条の十三第一項第三号中「日本専売公社」を削る。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本専売公社」を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第六十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四百四十三条第一項、第四項及び第五項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第十四条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(塩業組合法の廃止に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する塩業組合(以下「旧組合」といふ)の規定は、この法律の施行後、なおその効力を有する。この場合において、旧組合法第二十条第四項中「日本専売公社(以下「公社」といふ)」とあるのは、「日本たばこ産業株式会社(以下「会社」といふ)」とするほか、旧組合法

の規定中「公社」とあるのは、「会社」とする。

(会計検査院法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の会計検査院法(以下この条において「旧検査院法」といふ)第二十三条第一項各号の会計経理で日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律 号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧公社」といふ)に係るものの会計検査院の検査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の事実に基づく旧公社の職員に係る旧検査院法第三十一条の規定による懲戒処分等の通告、旧検査院法第三十三条の規定による犯罪の通告、旧検査院法第三十五条の規定による会計経理の取扱いに関する審査及び判定並びに旧検査院法第三十七条第二項の規定による会計検査院の意見の表示については、なお従前の例による。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(以下この項及び次項において「新退職手当法」といふ)第二条第二項に規定する職員として在職する者で旧公社の職員としての在職期間を有するものの新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)の前日に旧公社の職員として在職する者が、引き続き日本たばこ産業株式会社(以下「会社」といふ)の職員となり、かつ、引き続き該会社の職員として在職した後引き続き新退職手当法第二条第二項に規定する職員となつた場合におけるその者の新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日の前日までの第四条

の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続き在職期間及び施行日以後の会社の職員として在職期間を新退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が会社が退職したことに伴う退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した職員及び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、引き続き旧公社の職員となつた者であつて施行日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業給付の受給資格を取得するまでの間に会社を退職したものに対する国家公務員等退職手当法第十条の規定による退職手当の支給については、なお従前の例による。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第九条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第百五十五条第八項の規定は、施行日以後に行われた地方税法第百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ消費税について適用し、施行日前に旧公社が売り渡した製造たばこに対して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前にした旧公社の契約については、第十五条の規定による改正前の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条の規定は、この法律の施行後、なおその効力を有する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に旧公社が有していた第十六条の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二条第一項に規定する債権又は債務の金額についての端数

計算については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる国家公務員等退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付については、会社がなお従前の例により行うものとし、この場合における一般会計の受入金金の過不足額の調整については、なお従前の例による。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第十九条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律(以下この条において「旧予算執行責任法」といふ)第九条第一項に規定する旧公社の予算執行職員、旧予算執行責任法第十条に規定する旧公社の現金出納職員及び旧予算執行責任法第十一条に規定する旧公社の物品管理職員のこの法律の施行前にした行為については、旧予算執行責任法の規定は、この法律の施行後、なおその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税取締法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行前におけるたばこ事業法(昭和五十九年法律第 号)附則第二条による廃止前のたばこ専売法(以下「旧たばこ専売法」といふ)及び塩専売法(昭和五十九年法律第 号)による改正前の塩専売法(以下「旧塩専売法」といふ)の違反事件については、第二十条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税

犯則取締法等の臨時特例に関する法律第三条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 旧たばこ専売法に違反した者に係る第二十二條の規定による改正後の関税法第二十四條第二項の規定による許可については、なお従前の例による。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 この法律の施行前における旧たばこ専売法及び旧塩専売法の違反事件については、第二十三條の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第五条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」とあるのは、「たばこ専売法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第...号)第二十條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」とあるの

は、「たばこ専売法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第...号)第二十條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」とあるの

は、「たばこ専売法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第...号)第二十條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」とあるの

は、「たばこ専売法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第...号)第二十條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」とあるの

は、「たばこ専売法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第...号)第二十條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」とあるの

は、「たばこ専売法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第...号)第二十條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」とあるの

- 二 租税特別措置法
- 三 法人税法
- 四 農林中央金庫法
- 五 中小企業中央金庫法
- 六 中小企業信用保険法
- 七 中小企業金融公庫法
- (国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
- 第十四條 第二十六條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下附則第十六條までにおいて「旧共済法」という。)第三條第一項の規定により設けられた共済組合で旧公社に所属する職員をもつて組織されたもの(以下附則第十七條までにおいて「旧組合」という。)は、施行日において、第二十六條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下附則第十七條までにおいて「新共済法」という。)第三條第一項の規定により設けられた公社に所属する職員をもつて組織された共済組合(以下この条及び次条において「新組合」という。)となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 2 旧組合の代表者は、この法律の施行前に、旧共済法第九條に規定する運営審議会の議を経て、旧共済法第六條第一項、第十一條第一項及び第十五條第一項の規定により、施行日以後に係る新組合の定款及び運営規則を定めるとともに新組合の昭和六十年年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。
- 3 旧組合の昭和五十九年度の決算については、新共済法第十六條の規定により新組合が行うものとする。
- 第十五條 新共済法第九十九條、第二百二十三條、第二百五條及び附則第二十條の二の規定は、昭和六十年年度以後における新組合の長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において旧組合の長期給付に要する費用及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度

の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二號。以下この条及び次条において「昭和五十八年法律第八十二號」という。)附則第三條第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきであった負担金の額と、昭和六十年年度以後における新組合の長期給付に要する費用として新共済法第九十九條第三項及び附則第二十條の二の規定(他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。)により国が負担すべき額との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

2 新組合の長期給付のうち昭和五十八年法律第八十二號附則第十八條から第二十九條まで及び第三十四條の規定により支給するものに要する費用に係る昭和五十八年法律第八十二號附則第三十五條第一項の規定の適用については、同項中「公共企業体」とあるのは「日本たばこ産業株式会社」と、「第二條」とあるのは「たばこ専売法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第...號)第二十六條」とする。

3 昭和五十八年法律第八十二號附則第三十五條第二項の規定は、新組合の長期給付に要する費用については、適用しない。

第十六條 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二號附則第十六條第一項の規定により旧共済法及び第二十七條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員とされなかつた旧公社の役員であつた者で、施行日に会社の取締役又は監査役となつたものについては、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、新共済法又は同条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二號附則第十六條第二項の規定により年金で

ある給付が支給されていない旧公社の役員に係る新共済法の規定による年金である給付については、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

第十七條 新共済法附則第十三條の十一の規定は、旧組合の組合員である間の旧公社若しくは旧組合の業務若しくは通勤(同条第一項に規定する通勤をいう。)により病氣にかかり、若しくは負傷し、その傷病の結果として障害の状態にある者に係る障害給付又は当該傷病により死亡した者に係る遺族給付に関する規定の適用について準用する。

(たばこ耕作組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 この法律の施行の際現に第二十八條の規定による改正前のたばこ耕作組合法の規定により旧公社がした認可その他の処分又は通知その他の行為は、同条の規定による改正後のたばこ耕作組合法の相当規定に基づいて、大蔵大臣がした認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に第二十八條の規定による改正前のたばこ耕作組合法の規定により旧公社に対してされている申請、届出その他の行為は、同条の規定による改正後のたばこ耕作組合法の相当規定に基づいて、大蔵大臣に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 施行日の前日において、旧公社の総裁又はその委任を受けた者がした第四十條の規定による改正前の児童手当法第七條第一項(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三號。以下この条において「行革関連特例法」という。)第十一條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は行革関連特例法第十一條第一項の給付(以

下この条において「特例給付」というの支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に關しては、施行日において第四十条の規定による改正後の児童手当法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む）の認定があつたものとみなす。この場合において、児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（行革関連特例法第十一条第二項において準用する場合を含む）の規定にかかわらず、昭和六十年四月から始める。

（漁港法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 この法律の施行前に第四十二条の規定による改正前の漁港法第三十九条第四項の規定により旧公社が農林水産大臣にした協議に基づき行為は、第四十二条の規定による改正後の漁港法第三十九条第一項の規定により会社に対して農林水産大臣がした許可に基づき行為とみなす。

（海岸法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 この法律の施行前に第四十三条の規定による改正前の海岸法第十条第二項の規定により旧公社が海岸管理者にした協議に基づき占有又は行為は、第四十三条の規定による改正後の海岸法第七條第一項又は第八條第一項の規定により会社に対して海岸管理者がした許可に基づき占有又は行為とみなす。

（港湾法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 この法律の施行前に第四十八条の規定による改正前の港湾法第三十七條第三項において読み替えられた同条第一項の規定により旧公社が港湾管理者の長とした協議に基づき行為は、第四十八條の規定による改正後の港湾法第三十七條第一項の規定により会社に対して港湾管理者の長がした許可に基づき行為とみなす。（公共企業体等労働関係法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 この法律の施行前に旧公社がした行為についての公共企業体等労働関係法（以下この条において「公労法」という。）第二十五条の五

第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会に係属している旧公社とその職員に係る公労法第三條第二項の労働組合（以下この項において「組合」という。）とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前に旧公社と組合とが締結した協定であつて公労法第十六條第一項に該当するもの及びこの法律の施行前に公共企業体等労働委員会がした旧公社と組合との間の紛争に係る裁定であつて公労法第三十五條ただし書に該当するものに関する公労法第三章（第十一條を除く）、第二十五条の六第一項及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。

（道路法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 この法律の施行前に第五十五条の規定による改正前の道路法第三十五条の規定により旧公社が道路管理者とした協議に基づき占有は、第五十五条の規定による改正後の道路法第三十二条第一項及び第三項の規定により会社に対して道路管理者がした許可に基づき占有とみなす。

（都市公園法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 この法律の施行前に第五十七条の規定による改正前の都市公園法第九条の規定により旧公社が公園管理者とした協議に基づき占有は、第五十七条の規定による改正後の都市公園法第六條第一項及び第三項の規定により会社に対して公園管理者がした許可に基づき占有とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

たばこ消費税法
たばこ消費税法

目次

- 第一章 総則（第一條―第九條）
- 第二章 課税標準及び税率（第十條・第十一條）
- 第三章 免税及び税額控除等（第十二條―第十六條）
- 第四章 申告及び納付等（第十七條―第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三條―第二十七條）
- 第六章 罰則（第二十八條―第三十一條）
- 附則
- 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、たばこ消費税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手續その他たばこ消費税の納税義務の履行に關して必要な事項を定めるものとする。（定義及び製造たばこの区分）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 製造たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第 号）第二條第三号（定義）に規定する製造たばこをいう。
 - 二 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一號）第二十九條（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。
 - 三 従価割 金額を課税標準として課するたばこ消費税をいう。
 - 四 従量割 数量を課税標準として課するたばこ消費税をいう。
- 2 製造たばこは、次のように区分する。

- 一 喫煙用の製造たばこ
 - 第一種 紙巻たばこ
 - 第二種 ペイプたばこ
 - 第三種 葉巻たばこ
 - 第四種 刻みたばこ
 - 二 かみ用の製造たばこ
 - 三 かぎ用の製造たばこ
- （課税物件）

第三条 製造たばこには、この法律により、従価割額及び従量割額の合算額によつて、たばこ消費税を課する。

（納税義務者）

第四条 製造たばこの製造者は、その製造場から移出した製造たばこにつき、たばこ消費税を納める義務がある。

2 製造たばこを保税地域から引き取る者は、その引き取る製造たばこにつき、たばこ消費税を納める義務がある。

（保税地域に該当する製造場）

第五条 製造たばこの製造場が保税地域に該当する場合には、関税法第二條第一項第四号（定義）に規定する内国貨物（同法第五十九條第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含む）に該当する製造たばこについては、この法律の適用上、その製造場を保税地域に該当しない製造たばこの製造場とみなし、その他の製造たばこについては、この法律（第十二條第一項第一号を除く）の適用上、その製造場を製造たばこの製造場でない保税地域とみなす。（移出又は引取り等とみなす場合）

第六条 製造たばこが製造たばこの製造者の製造場において喫煙用、かみ用又はかぎ用（以下この項及び次項において「喫煙用等」という。）に供された場合には、その喫煙用等に供された時に当該製造者が当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。ただし、その喫煙用等

に供されたことにつき、当該製造者の責めに帰することができない場合には、その喫煙用等に供した者を当該製造たばこに係る製造たばこの製造者とみなし、当該喫煙用等に供した者が喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

2 製造たばこが保税地域において喫煙用等に供された場合には、その喫煙用等に供した者がその喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその保税地域から引き取るものとみなす。

3 製造たばこの製造者の製造場に現存する製造たばこが滞納処分（その例による処分を含む）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造者がその換価の時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。

4 製造たばこ製造者（たばこ事業法第八条会社以外の製造の禁止）に規定する会社をいう。以下同じ。がその製造場における製造たばこの製造を廃止した場合において、製造たばこがその製造場に現存するときは、当該製造たばこ製造者がその製造を廃止した日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造たばこ製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る製造たばこについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をなお製造たばこの製造場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該製造たばこがその場所に現存

するときは、当該製造たばこ製造者がその日の前日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。

（製造者とみなす場合）

第七条 製造たばこが製造たばこの製造者の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばこをみなす場合）

第八条 たばこ事業法第三十八条第二項（製造たばこ代用品）に規定する製造たばこ代用品は、製造たばこをみなして、この法律を適用する。この場合において、製造たばこの区分は当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（納税地）

第九条 たばこ消費税の納税地は、製造場から移出された製造たばこに係るものについては、当該製造場の所在地とし、保税地域から引き取られる製造たばこに係るものについては、当該保税地域の所在地とする。

第二章 課税標準及び税率

（課税標準）

第十条 従価割の課税標準は、製造たばこで製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に小売定価（たばこ事業法第三十三条（小売定価の認可）の規定により、当該製造たばこを移出する製造たばこ製造者又は当該製造たばこを引き取る者が当該製造たばこの品目ごとに定めた小売定価であつて大蔵大臣の認可を受けたものをいう。附則第四条を除き、以下同じ。）が定められているものについては、当該小売定価に相当する金額とする。

2 製造たばこで前項の規定の適用を受けるもの

以外のものに係る従価割の課税標準は、次の各号に掲げる製造たばこについて、それぞれ当該各号に掲げる金額に、当該製造たばこを販売する者（当該製造たばこの製造者を除く。）の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額並びに当該製造たばこに課されるべきたばこ消費税、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第四節に規定する道府県たばこ消費税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ消費税に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

一 製造たばこの製造場から移出された製造たばこ 当該製造たばこの製造者が当該移出した製造たばこの製造及び販売につき要した、又は通常要すべき費用に、当該製造たばこに係る当該製造者の通常の利潤に相当する金額を加算した金額

二 保税地域から引き取られる製造たばこ 当該製造たばこにつき関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格に当該製造たばこに係る関稅の額に相当する金額を加算した金額

3 従量割の課税標準は、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこの本数又は重量とする。

4 第二項に規定するもののほか、同項に規定する金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（税率）

第十一条 たばこ消費税の税率は、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、従価割については同表の中欄に掲げる率とし、従量割については千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額とする。

製造たばこの区分	従価割の税率	従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ		
(1) 第一種	百分の二十三	千本につき五百八十二円
(2) 第二種	百分の十七・九	一キログラムにつき四百六十七円
(3) 第三種	百分の二十四・八	一キログラムにつき五百三十二円
(4) 第四種	百分の一・八	一キログラムにつき十八円
二 かみ用の製造たばこ	百分の一・八	一キログラムにつき十八円
三 かき用の製造たばこ	百分の一・八	一キログラムにつき十八円

2 特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業者の承認）に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ消費税の税率は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、従価割については同表の中欄に掲げる率とし、従量割については千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる金額とする。

製造たばこの区分	従価割の税率	従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ		

(1) 第一種	百分の四十五・四	一千本につき千三百三十二円
(2) 第二種	百分の四十・三	一キログラムにつき千十七円
(3) 第三種	百分の四十七・二	一キログラムにつき二千八十二円
(4) 第四種	百分の二十四・二	一キログラムにつき二百九十三円
二 かみ用の製造たばこ	百分の二十四・二	一キログラムにつき二百九十三円
三 かき用の製造たばこ	百分の二十四・二	一キログラムにつき二百九十三円

第三章 免税及び税額控除等

(未納税引取)

第十二条 製造たばこ製造者が次の各号に掲げる製造たばこをその製造場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係るたばこ消費税を免除する。

- 一 製造たばこ製造者が製造たばこの原料とするための製造たばこ 当該製造たばこをその原料とする製造たばこの製造場
- 二 輸出入業者（他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。）が輸出するための製造たばこ 当該製造たばこの蔵置場
- 三 前二号に掲げる製造たばこ以外の製造たばこで、その製造場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該製造たばこを他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所

の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

- 一 製造たばこ製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。 当該予定日
- 二 製造たばこ製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。 当該税務署長が指定した日
- 四 第一項の移出をした製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。
- 五 第一項第三号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認めるとき、又は当該申請に係る場所につきたばこ消費税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。
- 六 第一項の規定に該当する製造たばこ（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該製造たばこを同項各号に

掲げる場所に移入した者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなし、当該場所が製造たばこの製造場でないときは、これを製造たばこの製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入した者は、当該製造たばこの移入の目的（当該製造たばこが同項第三号に掲げる製造たばこであるときは、その移入の理由）、区分及び区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地を所轄する税務署長に、その移入した日の属する月の翌月末日までに提出しなければならぬ。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該製造たばこを他の製造たばことして区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

(未納税引取)

第十三条 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる製造たばこを保税地域から当該各号に掲げる場所に移入する場合において、政令で定める手続により、その保税地域の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該引取りに係るたばこ消費税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

- 一 製造たばこ製造者が製造たばこの原料とするための製造たばこ 当該製造たばこをその原料とする製造たばこの製造場
- 二 製造たばこを引き取りとする者が政令で定める目的に充てるための製造たばこ 政令で定める場所

2 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該製造たばこが同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地を所轄する税務署長の証明書を提出すべきことを

命じなければならない。

3 第一項の承認の申請者が第二十三条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき、たばこ消費税の保全上不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の承認を受けて引き取つた製造たばこ（第七項の規定の適用を受けることとなつたものを除く。）については、当該製造たばこを第一項各号に掲げる場所に移入した者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなし、当該場所が製造たばこの製造場でないときは、これを製造たばこの製造場とみなす。

6 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つた製造たばこを他の製造たばことして区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

7 第一項の承認を受けて引き取つた製造たばこについて、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのたばこ消費税を徴収する。

8 第一項の承認を受けて引き取つた製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

(輸出免税)

第十四条 製造たばこ製造者が輸出する目的で製造たばこをその製造場から移出する場合には、当該移出に係るたばこ消費税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書（同項に

規定する期限内に提出するものに限る。に当該製造たばこが輸出されたことについての明細に關する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替へるものとする。

(課税済みの輸入製造たばこを輸出した場合のたばこ消費税の還付)

第十五条 特定販売業者が、自ら保税地域から引き取つた製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合には、当該製造たばこにつき納付された、若しくは納付されるべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ消費税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の輸出をした日から六月以内に、当該輸出をした製造たばこの輸出先、区分、区分ごとの数量及び引取りの際の小売定価並びに同項の還付に係る金額その他政令で定める事項を記載した申請書に当該製造たばこが輸出されたことその他同項の規定に該当することについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付して、これを関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づき当該製造たばこの輸出の申告をした税関の税関長に提出しなればならない。

3 第一項の規定による還付金には、国税通則法(昭和二十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金は、付さない。

(戻入れの場合のたばこ消費税の控除等)

第十六条 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこを当該製造場に戻し入れた場合には、当該製造たばこの戻入れのためにする他の製造場からの移出につき第十二条第一項の

適用があつた場合を除き、当該製造たばこ製造者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。第三項において同じ)に記載した同条第一項第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から当該製造たばこにつき当該製造場からの移出により納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該たばこ消費税額につきこの項、第三項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ)に相当する金額を控除する。

2 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこをその者の他の製造たばこの製造場に移入した場合(製造たばこの販売業者から返品された製造たばこを移入した場合その他政令で定める場合に限るものとし、前項の規定による控除を受けるべき場合を除く)には、当該移入した製造場を当該製造たばこの移出に係る製造場と、当該移入を戻入れし、それぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 製造たばこ製造者が他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこを製造たばこの製造場に移入した場合(第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く)において、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出したときは、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から当該製造たばこにつき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該たばこ消費税額につ

き第一項、この項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする)に相当する金額を控除する。

4 第一項又は前項の場合において、これらの項の規定により控除を受けるべき月分に係る次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

5 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこを、その製造場における製造を廃止した後(第六条第四項ただし書の承認を受けた場合)には、同条第五項に規定する期間の経過後)当該製造場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該製造たばこを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

6 第一項又は第三項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする製造たばこ製造者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとするたばこ消費税額に相当する金額の計算に關する書類として政令で定める書類を添付しなればならない。

7 第四項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限

二 次条第二項の規定による申告書 当該申告

書の提出があつた日の属する月の末日

第四章 申告及び納付等

(移出に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告)

第十七条 製造たばこ製造者は、その製造場ごとに、毎月(当該製造場からの移出がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなればならない。

一 その月中において当該製造場から移出した製造たばこの区分並びに区分ごとの課税標準たる金額及び数量

二 第十二条若しくは第十四条又は他の法律の規定によるたばこ消費税の免除を受けようとする場合には、前号に規定する製造たばこのうちこれらの規定の適用を受けようとするものの区分並びに区分ごとの課税標準たる金額及び数量

三 区分ごとに第一号に掲げる課税標準たる金額から前号に掲げる課税標準たる金額を控除した金額(次号において「課税標準額」という)及び区分ごとに第一号に掲げる課税標準たる数量から前号に掲げる課税標準たる数量を控除した数量(次号において「課税標準数量」という)

四 課税標準額により算定した従価割額及び課税標準数量により算定した従量割額、これらを合算したたばこ消費税額並びに当該たばこ消費税額の合計額

五 前条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするたばこ消費税額(前号に掲げるたばこ消費税額のうち、既に確定したものを含む)

六 第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から前号に掲げるたばこ消費税額を控除した金額に相当するたばこ消費税額

七 第四号に掲げるたばこ消費税額の合計額から第五号に掲げるたばこ消費税額を控除して

なお不足額があるときは、当該不足額
八 その他参考となるべき事項

2 前条第一項若しくは第五項の戻入れをした者
又は同条第三項の移入をした者は、これらの規定
による控除を受けるべき月において前項の規定
による申告書の提出を要しないときは、同条
第一項、第三項又は第五項の規定により控除を
受けるべき金額に相当する金額の還付を受ける
ため、政令で定めるところにより、当該還付を
受けようとする金額その他の事項を記載した申
告書を当該戻入れ又は移入をした場所の所在地
を所轄する税務署長に提出することができる。
(引取りに係る製造たばこについての課税標準
及び税額の申告等)

第十八条 関税法第六條の二第一項第一号(税額
の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用
される製造たばこを保税地域から引き取ろうと
する者は、当該引取りに係るたばこ消費税を免
除されるべき場合を除き、政令で定めるところ
により、次に掲げる事項を記載した申告書を、
その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出
しなければならない。

一 当該保税地域から引き取ろうとする製造た
ばこの区分並びに区分ごとの課税標準たる金
額
(次号において「課税標準額」という。)及び課
税標準たる数量(次号において「課税標準数
量」という。)

二 課税標準額により算定した従価割額及び課
税標準数量により算定した従量割額、これら
を合算したたばこ消費税額並びに当該たばこ
消費税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとし
る場合には、その適用を受けようとするたば
こ消費税額

四 第一号に掲げるたばこ消費税額の合計額か
ら前号に掲げるたばこ消費税額を控除した金
額に相当するたばこ消費税額

五 第一号に掲げるたばこ消費税額の合計額か

ら第三号に掲げるたばこ消費税額を控除して
なお不足額があるときは、当該不足額
六 その他参考となるべき事項

2 関税法第六條の二第二項第二号に規定する賦
課課税方式が適用される製造たばこを保税地域
から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る
たばこ消費税を免除されるべき場合を除き、そ
の引き取る製造たばこに係る前項第一号に掲げ
る事項その他政令で定める事項を記載した申告
書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長
に提出しなければならない。
(移出に係る製造たばこについてのたばこ消費
税の期限内申告による納付等)

第十九条 第十七條第一項の規定による申告書を
提出した製造たばこ製造者は、当該申告書の提
出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号
に掲げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費
税を、国に納付しなければならない。

2 第六條第一項ただし書又は第七條の規定に該
当する製造たばこに係るたばこ消費税は、これ
らの規定に規定する製造たばこの製造場の所在
地を所轄する税務署長が、その移出した日の属
する月の翌月末日を納期限として徴収する。
(引取りに係る製造たばこについてのたばこ消
費税の納付等)

第二十条 第十八條第一項の規定による申告書を
提出した者は、当該申告に係る製造たばこを保
税地域から引き取る時までに、当該申告書に記
載した同項第四号に掲げるたばこ消費税額に相
当するたばこ消費税を、国に納付しなければな
らない。

2 保税地域から引き取られる第十八條第二項に
規定する製造たばこに係るたばこ消費税は、そ
の保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引
取りの際徴収する。
(密造たばこに係るたばこ消費税の徴収等)

第二十一条 たばこ事業法第八條(会社以外の製
造の禁止)の規定に違反して製造された製造た
ばこについては、当該製造たばこを製造した者

から、直ちにそのたばこ消費税を徴収する。た
だし、同法第四十七條第二項(罰則)の規定によ
り没収された製造たばこには、たばこ消費税を
課さない。
(納期限の延長)

第二十二条 製造たばこ製造者が第十七條第一項
の規定による申告書をその提出期限内に提出し
た場合において、第十九條第一項の規定による
納期限内に納期限の延長についての申請書を当
該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、
政令で定めるところにより、当該申告書に記載
した第十七條第一項第六号に掲げるたばこ消費
税額の全部又は一部に相当する担保を提供した
ときは、当該税務署長は、当該製造たばこ製
造者が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を
要することその他これに類する事由により当該
担保の額に相当するたばこ消費税を当該納期限
内に納付することが著しく困難であると認めら
れる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相
当するたばこ消費税の納期限を延長することが
できる。

2 製造たばこを保税地域から引き取ろうとする
者が、第十八條第一項の規定による申告書を提
出した場合において、納期限の延長についての
申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該申
告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ消費
税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関
長に提供したときは、当該税関長は、一月以内
(製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要
することその他これに類する事由により当該担
保の額に相当するたばこ消費税を一月以内に納
付することが著しく困難であると認められる場
合にあつては、二月以内)、当該担保の額に相当
するたばこ消費税の納期限を延長することがで
きる。

第五章 雑則

第二十三条 国税庁長官、国税局長、税務署長又
は税関長は、たばこ消費税の保全のために必要

があると認めるときは、政令で定めるところに
より、製造たばこ製造者又は製造たばこを保税
地域から引き取る者に対し、金額及び期間を指
定して、たばこ消費税につき担保の提供を命ず
ることができる。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長
は、必要があると認めるときは、前項の金額又
は期間を変更することができる。
(製造の開廃等の申告)

第二十四条 製造たばこ製造者は、製造たばこを
製造しようとするときは、その製造場ごとに、
製造場の所在地その他の政令で定める事項を書
面で当該製造場の所在地を所轄する税務署長に
申告しなければならない。製造たばこ製造者が
その製造場における製造を廃止し、又は休止し
ようとする場合も、同様とする。

2 製造たばこ製造者は、前項の規定により申告
した事項に異動を生じた場合には、政令で定め
るところにより、その旨を同項の税務署長に申
告しなければならない。
(記帳義務)

第二十五条 製造たばこ製造者又は製造たばこの
販売業者は、政令で定めるところにより、製造
たばこの製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳
簿に記載しなければならない。
(申告義務等の承継)

第二十六条 法人が合併した場合においては、合
併後存続する法人又は合併により設立した法人
は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務
を、相続があつた場合においては、相続人は、
被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継す
る。

一 第十七條第一項の規定による申告の義務
二 前条の規定による記帳の義務
(当該職員の権限)

第二十七条 国税庁、国税局、税務署又は税関の
当該職員(以下「当該職員」という。)は、たばこ
消費税に関する調査について必要な範囲内で、
次に掲げる行為をすることができる。

一 第二十五条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。
 二 製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。
 三 第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。
 四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、たばこ消費税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者、たばこ事業法第九条第一項（製造たばこの販売価格）に規定する卸売販売業者又は小売販売業者（同条第六項に規定する小売販売業者をいう。以下同じ。）の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を質問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第四條及び第十七條から第二十條までの規定は、適用しない。
 4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 罰則
 第二十八條 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 一 偽りその他不正の行為によりたばこ消費税を免れ、又は免れようとした者
 二 偽りその他不正の行為により第十五條第一項又は第十六條第四項若しくは第五項の規定

による還付を受け、又は受けようとした者
 2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。
 第二十九條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
 一 第十七條第一項又は第十八條第一項の規定による申告書の提出を怠つた者
 二 第十八條第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者
 第三十條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
 一 第十二條第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者
 二 第二十四條の規定による申告を怠り、又は偽つた者
 三 第二十五條の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
 四 第二十七條第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十八條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第二十八條第一項の違反行為につき法人又は人に罪金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。
 附則
 (施行期日)
 1 前項の規定により第二十八條第一項の違反行為につき法人又は人に罪金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。
 (税率に係る経過措置)
 第二条 たばこ事業法附則第二条（たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止）の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第百二十二号）第一条第一項（製造たばこの種類及び最高価格）に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に定める品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ消費税の税率は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、従価割については百分の九・九とし、従量割については千本につき百三十四円とする。
 (輸出用製造たばこ等に係る経過措置)
 第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで政令で定めるものがこの法律の施行の際日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者は製造たばこ製造者となし、当該製造たばこの貯蔵場所は製造たばこの製造場とみなす。
 (戻入れ控除等に係る経過措置)
 第四条 会社が、たばこ事業法附則第十条（小売販売業の許可に関する経過措置）の規定により

昭和六十年四月から八月まで
 昭和六十年十月から昭和六十一年二月まで
 昭和六十一年四月から八月まで
 昭和六十一年十月から昭和六十二年二月まで
 昭和六十二年四月及び五月
 昭和六十二年七月及び八月
 昭和六十二年十月及び十一月
 昭和六十二年一月及び二月

小売販売業者とみなされた者がこの法律の施行の際所持する製造たばこを、施行日以後に会社の製造たばこの製造場に移入した場合には、当該製造たばこについては、会社が施行日に当該移入に係る製造場から移出したものとみなし、第十六條の規定を適用する。この場合において、同条第一項に規定する移出により納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額の従価割額は、第十条第一項の規定にかかわらず、たばこ事業法附則第二条（たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止）の規定による廃止前のたばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）附則第十七条において「旧たばこ専売法」という。第三十四條第一項（定価）の当該製造たばこの品目ごとの小売定価で当該廃止の時に実施されていたもの（附則第十条において「旧たばこ専売法の廃止の時の小売定価」という。）に相当する金額を課税標準として計算するものとする。
 (納期限に係る経過措置)
 第五条 会社が第十七條第一項の規定によりその期限内に提出した申告書のうち次の表の上欄に掲げる月分に係るものに記載した同項第六号に掲げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費税の納期限は、第十九條第一項の規定にかかわらず、当該各月の同表の上欄に掲げる区分に應じ、同表の下欄に掲げる月の末日とする。

昭和六十年十月	昭和六十一年十月
昭和六十一年四月	昭和六十二年四月
昭和六十二年七月	昭和六十二年十月
昭和六十三年一月	昭和六十三年四月

(製造の開廃申告に係る経過措置)

第六条 会社の製造たばこの製造場のうち日本専売公社の製造たばこの製造場であつたものに係る第二十四条第一項前段の規定による申告については、会社は、施行日から起算して一月以内に、その製造場の所在地その他の政令で定める事項を当該製造場の所在地を所轄する税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

(手持品課税)

第七条 会社が、この法律の施行の際製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所において製造たばこを所持する場合には、当該製造たばこについては、会社が製造たばこ製造者として施行日にその製造たばこの製造場から移出したものとみなして、たばこ消費税を課する。

2 前項の規定によるたばこ消費税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある製造たばこに係るたばこ消費税額を合算し、当該合算した額をたばこ消費税を、昭和六十年十月三十一日を納期限として、これを徴収する。

3 会社は、その所持する製造たばこで第一項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該製造たばこの区分並びに区分ごとの数量及び小売定価その他政令で定める事項を記載した申告書を、施行日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 次の各号に掲げる場合において、会社が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ消費税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ消費税額に相当する金額は、第十六条の規定に準じて、会社に係るたばこ消費税額から控除し、又は会社に還付する。

一 日本専売公社がその製造場から移出した製

造たばこで、第一項の規定によるたばこ消費税を徴収された、又は徴収されるべきものが、日本専売公社の当該製造場であつた会社の製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが会社の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む)二 前号に該当する場合を除き、会社が、日本専売公社の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ消費税を徴収された、又は徴収されるべきものを、製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合(災害補償に係る製造たばこの非課税)

第八条 会社が、たばこ事業法附則第十九条(製造たばこの引換え等に関する経過措置)の規定により、施行日前に災害によりその所有する製造たばこを滅失した小売人に交付する目的でその製造所から移出する製造たばこについては、たばこ消費税を課さない。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正) 第九条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「酒類又は」の下に「製造たばこ若しくは」を、「酒税又は」の下に「たばこ消費税」を加え、同条第二項中「酒税法第三十条第一項若しくは第五項」の下に「たばこ消費税法第十六条第一項若しくは第五項」を加える。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正等に伴う経過措置) 第十条 たばこ事業法附則第十条(小売販売業者とみなされる者がこの法律の施行の際所持する製造たばこが、災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になつた場合においては、当該製造たばこ

こについては、会社が施行日にその製造場から移出し、たばこ消費税を課せられたものとみなして、改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこについて同条第一項に規定する課せられたたばこ消費税の税額の従価割額は、第十条第一項の規定にかかわらず、旧たばこ専売法の廃止の時の小売定価に相当する金額を課税標準として計算するものとする。

(相続税法の一部改正)

第十一条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加える。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正) 第十二条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第 号)」を加える。

第七条中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加える。

(会社更生法の一部改正) 第十三条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一百九条中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加える。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十四条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第 号)」を加える。

第四条中「酒税法」の下に「たばこ消費税法」を加える。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第十五条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第 号)」を加える。

第二条第一号中「酒税」の下に「たばこ消費税」を加え、同条第二号中「(以下この条において「酒類」という)」の下に「たばこ消費税法第三条(課税物件に規定する製造たばこ)を加える。

(租税特別措置法の一部改正) 第十六条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 酒税法の特例(第八十五条―第八十七条)」を「第一節 酒税法の特例(第八十五条―第八十七条)」に改める。

第一条中「酒税」の下に「たばこ消費税」を、「酒税法(昭和二十八年法律第六号)」の下に「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第 号)」を加える。

第二条第三項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 製造たばこ たばこ消費税法第三条に規定する製造たばこをいう。

四 製造たばこ製造者 たばこ消費税法第六

条第四項に規定する製造たばこ製造者はい

第八十七条第一項中「以下この条及び次条を
「第八十八条まで」に改め、「次条」の下に「及
び第八十八条」を加える。

第六章中第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 たばこ消費税法の特例

(外航船等に積み込む製造たばこの免税)

第八十七条の二 製造たばこ製造者又は製造た
ばこを保稅地域から引き取る者が、外航船等
に船用品又は機用品として積み込むため、政
令で定めるところによりその積み込もうとす
る港の所在地の所轄税関長の承認を受けた製
造たばこを、製造たばこの製造場から移出
し、又は保稅地域から引き取る場合には、大
蔵省令で定めるところにより、当該外航船等
への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航
空機への積み込みとみなして、たばこ消費税法
及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関
する法律を適用する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を
受けて外航船等に積み込まれた製造たばこの
うち製造たばこの製造場から移出されたもの
について準用する。この場合において、同項
中「酒税法」とあるのは「たばこ消費税法」と、

「当該酒類が同法第二十一条の二に規定する
従價税率適用酒類であるときの課税標準は、
同法第二十一条の三の規定にかかわらず、当
該酒類が前項の規定の適用を受けて酒類の製
造場から移出された時における同条第一項第
一号に掲げる金額」とあるのは「当該製造たば
こについて、たばこ事業法（昭和五十九年法
律第 号）第三十三条（小売定価の認可）
の規定により当該製造たばこの品目ごとに定
められた小売定価であつて大蔵大臣の認可を
受けたものがないときは、当該製造たばこの
従價割の課税標準は、たばこ消費税法第十条
第二項の規定にかかわらず、同項（第一号を
除く）の規定により計算した金額」と読み替

えるものとする。

第八十八条第二項中「前条」を「第八十七条」に
改める。

(租税特別措置法の一部改正等に伴う経過措置)

第十七条 施行日前に、旧たばこ専売法第四十六
条（輸出）の規定の適用を受けて本邦と外国との
間を往来する本邦の船舶又は航空機に關稅法第
二条第一項第九号又は第十号（定義）に規定する
船用品又は機用品として積み込まれた製造たば
こは、改正後の租税特別措置法第八十七条の二
第一項（外航船等に積み込む製造たばこの免税）
の規定の適用を受けて積み込まれたものとみな
して、同条第二項の規定を適用する。

(国税徴収法の一部改正)

第十八条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百
十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「酒税」の下に、「たばこ消費
税」を加える。

(国税通則法の一部改正)

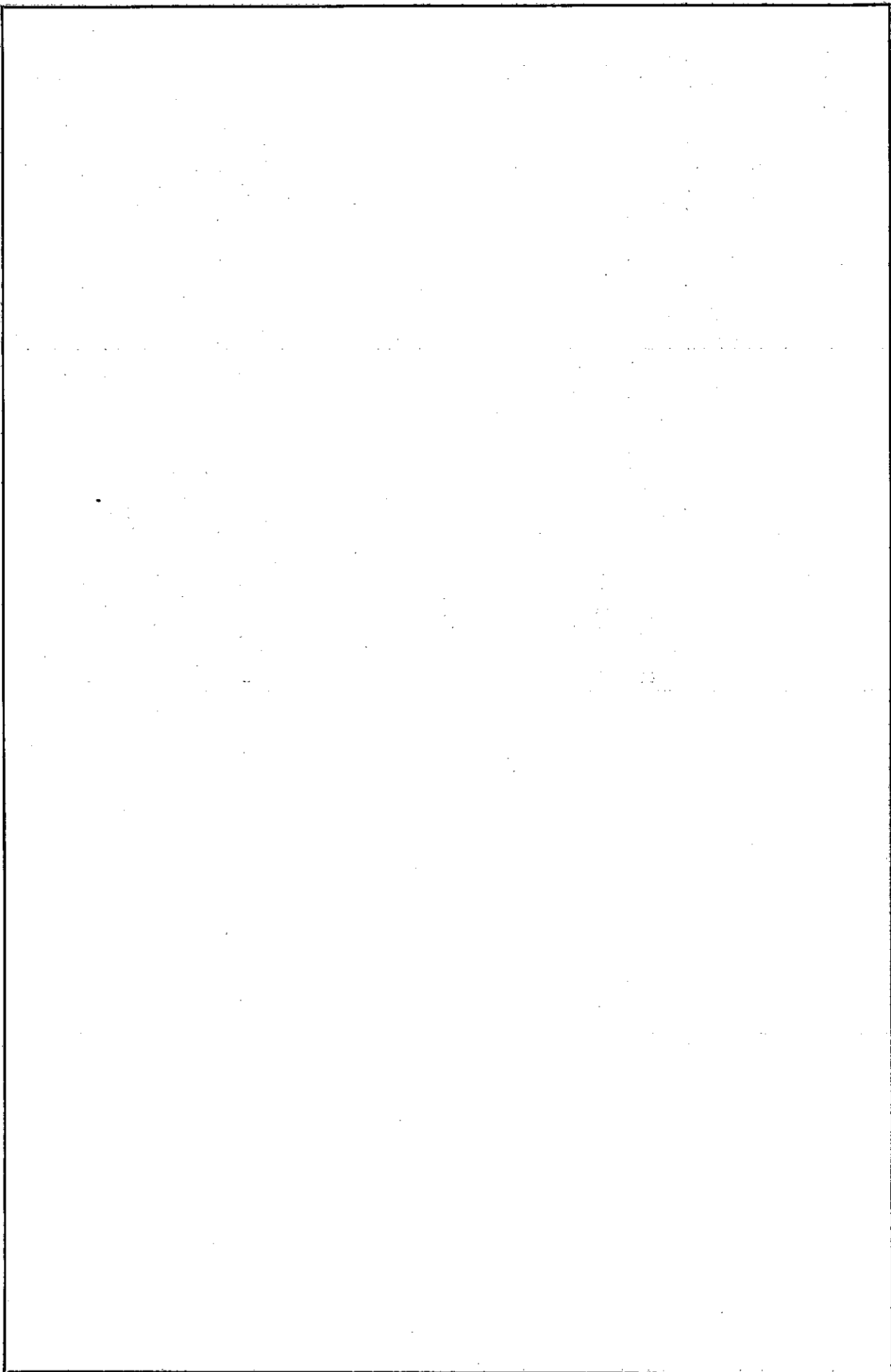
第十九条 国税通則法の一部を次のように改正す
る。

第二条第三号中「酒税」の下に、「たばこ消費
税」を加える。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に關する法
律の一部改正)

第二十条 航空運送貨物の税関手続の特例等に關
する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部
を次のように改正する。

第一条中「酒税法（昭和二十八年法律第六号）」
の下に、「たばこ消費税法（昭和五十九年法律第
号）」を加える。



昭和五十九年八月一日印刷

昭和五十九年八月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局